

13-03-00 防火地域・準防火地域の現状

県都市政策課
令和5年3月31日現在

都市計画区域名	市町村名	防火地域 (ha)	準防火地域 (ha)
和歌山	和歌山市	約 41.4	約 461.1
有田	有田市	-	約 15.8
新宮	新宮市	-	約 35.0
合計	3市	約 41.4	約 511.9

市町村名	都市計画区域名	計画延長 (km)	改良済み延長(km)	概成済み延長 (km)
和歌山市	和歌山	139.63	102.97	14.45
海南市	海南	46.73	37.61	0.00
橋本市	橋本	50.49	25.86	19.26
	高野口	14.31	7.63	5.89
有田市	有田	21.39	11.63	3.04
御坊市	御坊	31.02	26.41	1.02
美浜町		0.30	0.30	0.00
田辺市	田辺	54.15	20.36	22.40
新宮市	新宮	26.10	13.24	5.75
紀の川市	紀の川	41.58	10.18	6.73
岩出市	岩出	22.61	16.40	6.21
かつらぎ町	かつらぎ	26.56	8.67	17.89
高野町	高野	9.22	6.32	2.03
湯浅町	湯浅	10.56	1.25	4.52
有田川町	吉備	8.40	8.40	0.00
みなべ町	南部	7.29	7.16	0.13
白浜町	白浜	34.97	13.26	20.47
	日置川	8.01	0.66	7.35
上富田町	上富田	4.57	0.67	3.90
すさみ町	すさみ	14.52	1.34	13.18
那智勝浦町	那智勝浦	25.09	19.59	5.49
太地町	太地	10.31	4.80	0.43
串本町	串本	3.51	3.51	0.00
	古座	-	-	-
9市12町	23区域	611.32	348.22	160.14

市町村名	都市計画区域名	計画		供用	
		箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
和歌山市	和歌山	57	1,085.03	51	252.40
海南市	海南	6	43.78	6	15.38
橋本市	橋本	36	83.74	35	75.31
	高野口	6	13.72	6	13.42
有田市	有田	7	4.45	6	1.55
御坊市	御坊	3	42.60	3	39.50
美浜町		1	0.51	1	0.51
田辺市	田辺	22	72.72	21	70.92
新宮市	新宮	4	6.63	4	5.53
紀の川市	紀の川	13	47.58	13	47.58
岩出市	岩出	8	36.39	8	36.27
かつらぎ町	かつらぎ	11	24.03	9	13.43
九度山町	九度山	1	1.00	1	1.00
高野町	高野	5	2.15	3	1.68
湯浅町	湯浅	2	0.62	2	0.62
有田川町	吉備	4	1.20	4	1.20
みなべ町	南部	2	0.13	2	0.13
白浜町	白浜	14	97.58	10	46.05
すさみ町	すさみ	1	9.60	1	9.60
那智勝浦町	那智勝浦	7	20.31	6	8.11
太地町	太地	5	15.20	3	0.66
串本町	串本	1	0.26	1	0.26
9市12町	21区域	216	1,609.23	196	641.11

13-06-00 市町村土地地区画整理事業一覽

県都市政策課
令和5年3月31日現在

市町村名	都市計画区域名	地区数	都市計画決定面積(ha)	事業計画決定面積(ha)
和歌山市	和歌山	14	697.7	640.9
海南市	海南	4	74.5	74.3
橋本市	橋本	19	140.5	706.9
田辺市	田辺	4	3.3	10.8
新宮市	新宮	2	31.6	31.6
白浜町	白浜	1	15.5	15.5
那智勝浦町	那智勝浦	4	40.2	40.2
5市2町	7区域	48	1,003.3	1,520.1

建造物災害予防計画

14-00-01 和歌山県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱

県建築住宅課

和歌山県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震により被害を受けた建築物による二次的な人的被害を防止するために、和歌山県地震被災建築物応急危険度判定士(以下「応急危険度判定士」という。)の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「応急危険度判定」とは、余震等による被災建築物の倒壊や落下物による人命の危険性を防止、軽減するために、被災建築物の危険性を判定することをいう。

2 この要綱において、「応急危険度判定士」とは、知事の認定を受け、応急危険度判定を行う者をいう。

(認定等)

第3条 応急危険度判定士は、県内に在住又は在勤し、次の各号のいずれかに該当する者で、第10条の講習を終了したもののうちから認定するものとする。ただし、他の都道府県において被災建築物応急危険度判定士の認定を受けている者は、第10条の講習の受講を要しないものとする

(1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項の建築士

(2) 昭和45年建設省告示第1825号第1の特殊建築物等調査資格者

(3) 前2号に規定する者のほか、知事が認めた者

2 前項の規定による認定を受けようとする者は、第10条の講習終了後1年以内に、応急危険度判定士認定申請書(別記第1号様式)に掲げる書類を添付し、知事に申請するものとする。

(1) 建築士免許証(建築士法第5条第2項)又は特殊建築物等調査資格者認定証の写し

(2) 第10条の講習の修了証の写し

(3) 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無拝啓の縦4cm横3cmのカラー写真。以下「写真」という。)

(認定証の交付)

第4条 知事は、前条第2項の規定による申請があった場合において、申請者が応急危険度判定士として適格と認めた場合は、応急危険度判定士登録者名簿(別記第2号様式)に登録するとともに申請者に応急危険度判定士認定証(別記第3号様式。以下「認定証」という。)を交付するものとする。

2 知事は、前条第2項の規定による申請があった場合において、申請者が応急危険度判定士として適格でないと認めるときは、認定しないことができる。この場合において、知事は、申請者に通知しなければならない。

(申請事項の変更)

第5条 応急危険度判定士は、第3条第2項の規定により申請した事項に変更が生じた場合は、応急危険度判定士認定申請事項変更届(別記第4号様式)により知事に届けるものとする。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、応急危険度判定士登録者名簿の修正をするものとする。

(認定証の更新)

第6条 認定証の有効期間は、5年間とする。

2 認定証の更新を受けようとする者は、有効期間の満了の30日前までに応急危険度判定士認定更新申請書(別記第5号様式)に認定証を添えて知事に申請するものとする。

3 知事は、前項の規定による申請があったときは、応急危険度判定士登録者名簿に更新した旨を記載するとともに、申請者に認定証を交付するものとする。

(認定証の再交付)

第7条 応急危険度判定士は、認定証を紛失し、又は汚損したときは、応急危険度判定士認定証再交付申請書(別記第6号様式)により知事に再交付を申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に認定証を再交付するものとする。

3 前項の規定により認定証の再交付を受けた応急危険度判定士は、紛失した認定証を発見したときは、速やかに当該

認定証を知事に返納するものとする。

(認定の辞退)

第8条 応急危険度判定士は、認定を辞退しようとするときは、応急危険度判定士認定辞退届(別記第7号様式)に認定証を添えて知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の規定による届け出があったときは、応急危険度判定士登録者名簿から抹消するとともに、届出者に通知するものとする。

(認定の取消)

第9条 知事は、応急危険度判定士が次のいずれかに該当した場合においては、認定の取消し又は認定の停止を行うことができる。

- (1) 建築士法第9条に基づく免許の取消しを受けた者
- (2) 建築士法第10条第1項に基づく懲戒を受けた者
- (3) 昭和45年建設省告示第1825号第4に基づき資格を喪失した者
- (4) 前3号に規定する者のほか、知事が認めた者

2 知事は、前項の規定により認定の取消しを行った場合は、応急危険度判定士登録者名簿から抹消するとともに認定書を返納させるものとする。

3 知事は、第1項の規定により認定の停止を行った場合は、停止期間満了まで認定証を領置するものとする。

(指定講習)

第10条 応急危険度判定士の認定を申請しようとする者は、和歌山県が主催する和歌山県応急危険度判定講習(以下「講習」という。)を受けなければならない。

2 講習は、次の各号に掲げる内容につき、必要な講習を行うものとする。

- (1) 総論
- (2) 応急危険度判定制度
- (3) 応急危険度判定技術
 - ア 共通の事項
 - イ 建築構造毎の判定技術

(実施細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、応急危険度判定士の認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年12月20日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

2 この要綱施行の際、現に改正前の和歌山県地震被災建築物応急危険度判定士要綱の規定によりされている申請については、改正後の同要綱の規定によりされている申請とみなす。

和歌山県被災宅地危険度判定士登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、被災宅地を調査し危険度判定を行う被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の登録に関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地とは、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要があると認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- (2) 危険度判定とは、宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- (3) 宅地判定士とは、危険度判定を実施する能力を有する者として、この要綱に基づき知事が登録し、被災宅地危険度判定士名簿（以下「宅地判定士名簿」という。）に記載したもの又は被災宅地危険度判定連絡協議会会長が登録し、宅地判定士名簿に記載したものをいう。

(登録の対象)

第3条 知事は、県内に住居地又は勤務地を有し、次の各号のいずれかに該当し、かつ、第12条に定める被災宅地危険度判定士養成講習会（以下「講習会」という。）を修了した者を宅地判定士として登録するものとする。

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条各号又は都市計画法施行規則第19条第1号イからトに該当する者
- (2) 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者
- (3) 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、知事が認めたる者
- (4) その他、建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者及び建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者又は二級施工管理の資格を有し、5年以上の実務経験を有する者など、前各号と同等以上の知識及び経験を有するとして知事が認めたる者

2 知事は、前項の規定にかかわらず、県内に居住又は勤務する者で、前項各号と同等以上の知識及び経験を有していると認めたる者を宅地判定士として登録するものとする。

(登録の手続き)

第4条 前条に該当する者で、宅地判定士の登録を受けようとする者は、被災宅地危険度判定士登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）により知事に対して申請するものとする。

2 登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、知事が添付の省略を認めたるものについては、この限りではない。

- (1) 前条第1項第1号に該当する者については、資格要件申請書（様式第2号）及び各々の登録要件を証明する書類

- (2) 前条第1項第2号及び第3号に該当する者については、実務経験証明書(様式第3号)
- (3) 前条第2項に該当する者については、前条第1項各号と同等以上の知識及び経験を有することを証する書類
- (4) 申請者の写真1枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3センチメートル、横2センチメートルの写真)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
(登録証の交付)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適当であると認めたときは、速やかに第3条第1項の登録を行い、当該申請者に被災宅地危険度判定士登録証(様式第4号。以下「登録証」という。)を交付する。

- 2 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適当でないと認めたときは、登録しない旨の文書を当該申請者に通知するものとする。

(登録事項の変更)

第6条 宅地判定士は、第4条第1項の規定により申請した事項のうち、次に掲げる事項に変更を生じたときは、被災宅地危険度判定士名簿記載事項変更届(様式第5号)及び登録証(以下「変更届等」という。)を知事に提出するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 居住地住所又は電話番号
- (3) 勤務先の名称、所在地又は電話番号

- 2 知事は、前項の届出があった場合においては、必要に応じ記載事項を変更した登録証を新たに交付するものとする。

(登録の更新)

第7条 登録の有効期限は、当該登録を受ける者が、最後に受講した講習会の修了の日(第3条第2項に該当する場合にあっては、知事が認めた日)から5年後のその日の属する年度の末日とする。

- 2 前項に規定する登録の有効期間終了後も、引き続き宅地判定士として和歌山県被災宅地危険度判定実施要綱による危険度判定の実施に協力しようとする者は、登録の更新をすることができる。この場合において、現に有効な登録の有効期間の終了までに、第12条に規定する講習会を受講し修了した場合、又は知事が講習会を修了した者と同等の知識を有すると認めた場合、知事に被災宅地危険度判定士登録更新申請書(様式第6号)及び現に有効な登録証(以下「更新申請書等」という。)を提出することにより、登録を更新するものとする。

- 3 知事は、前項の更新申請書等の提出を受けたときは、速やかに第3条第1項の登録を行い、新たな登録証を交付する。

- 4 前項の登録の有効期間は、第1項に準ずる。

(登録証の再交付)

第8条 宅地判定士は、登録証を紛失し、又はやむを得ない事情により滅失した場合は、被災宅地危険度判定士登録証再交付申請書(様式第7号)により知事に再交付を申請することができる。

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に登録証を再交付するもの

とする。

- 3 前項の規定により登録証の再交付を受けた宅地判定士は、紛失した登録証を発見したときは、速やかに当該登録証を知事に返納するものとする。

(登録の辞退)

- 第9条 宅地判定士は、登録を辞退しようとするときは、被災宅地危険度判定士登録辞退届(様式第8号。以下「登録辞退届」という。)に登録証を添えて知事に届け出るものとする。

(登録知事の変更)

- 第10条 知事から宅地判定士として登録を受けた者で、本県以外の都道府県に居住地又は勤務地を有することにより、他の都道府県知事の登録を受けようとするときは、変更届等を、新たに登録を受けることとなる都道府県知事に提出するものとする。また、宅地判定士が新たに独立行政法人都市再生機構(以下「都市再生機構」という。)の職員となったときは、変更届等を都市再生機構理事長に提出するものとする。なお、他の都道府県知事又は都市再生機構理事長から変更届等の受理の通知があったときは、第9条による登録辞退届があったものとみなす。

- 2 知事は、他の都道府県知事から宅地判定士として登録を受けた者で、県内に居住地又は勤務地を有する宅地判定士から変更届等の提出があったとき、又は都市再生機構の職員が職員でなくなり、変更届等の提出があったときは、第6条を準用し、記載事項を変更した登録証を、変更届等を提出した宅地判定士に交付し、併せて変更前の登録を行っていた都道府県知事又は都市再生機構理事長にその旨を通知するものとする。

(登録の取消)

- 第11条 知事は、宅地判定士としてふさわしくないと認めた場合は、その登録を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により登録を取り消された宅地判定士は、速やかに当該登録証を知事に返納するものとする。

(講習会)

- 第12条 県は、市町村の協力を得て第3条第1項に該当する者を対象に、危険度判定に必要な知識及び技能向上のための講習会を実施する。

- 2 第3条第1項に規定する講習会は、前項の講習会又は被災宅地危険度判定連絡協議会等による講習会とする。

(宅地判定士名簿)

- 第13条 知事は、第5条第1項、第6条第2項、第7条第3項、第9条、第10条第1項及び同条第2項、第11条第1項に規定する手続きを行った場合には、速やかにその内容を宅地判定士名簿に反映する。

(雑則)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県被災宅地危険度判定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市町村において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震、降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要があると認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- (2) 危険度判定 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- (3) 危険度判定実施本部 危険度判定を実施するために被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。
- (4) 危険度判定支援本部 被災した市町村の実施する危険度判定活動を支援するために、県の災害対策本部に設置する組織をいう。
- (5) 宅地判定士 危険度判定を実施する能力を有する者として、和歌山県被災宅地危険度判定士登録要綱（以下「登録要項」という。）に基づき知事が登録し、被災宅地危険度判定士名簿（以下「宅地判定士名簿」という。）に登載したもの又は被災宅地危険度判定連絡協議会長が登録し、宅地判定士名簿に記載したものをいう。

(県の事前準備)

第3条 県は、危険度判定の実施に関する事項について、県内の市町村及び関係団体等と協議し、調整に努める。

- 2 県は、登録要綱に基づき宅地判定士の登録及び更新等に関する事務を行う。
- 3 県は、国、他の都道府県及び関係団体等と連携して、危険度判定の円滑な実施のための体制の整備を行う。
- 4 県は、危険度判定について、住民に周知させるため必要な措置を講じる。

(市町村の事前準備)

第4条 市町村は、危険度判定の実施に関する事項について、県と協議し、調整に努める。

- 2 市町村は、危険度判定の円滑な実施のため、体制の整備を行う。
- 3 市町村は、危険度判定制度について、住民に周知させるため必要な措置を講じる。

(宅地判定士の事前準備)

第5条 宅地判定士は、常に危険度判定に関する知識の習熟に努める。

- 2 宅地判定士は、危険度判定の円滑な実施のため、県及び市町村が行う体制整備に協力するよう努める。

(危険度判定の実施)

第6条 市町村長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。

- 2 市町村長は、危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及

び宅地を定める。

- 3 市町村長は、危険度判定の実施のための支援を知事に要請することができる。
- 4 知事は、市町村長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請する等、支援措置を講じる。
- 5 市町村長は、宅地判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。
- 6 知事は、被災の規模等により市町村が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったとき、危険度判定の実施に関し必要な措置を講じる。

(判定結果の表示等)

第7条 市町村長は、二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。

- 2 前項の規定による危険度判定結果の表示は、被災宅地危険度判定連絡協議会の定める手引きによる。

(他の都道府県等に対する支援要請)

第8条 知事は、市町村長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県知事等に対し危険度判定の実施のための支援を要請する。

(危険度判定の責任体制等)

第9条 この要綱による危険度判定は、被災した市町村長が行うものとする。

- 2 宅地判定士の派遣を要請した市町村長は、当該宅地判定士が実施する危険度判定及び危険度判定の実施に伴い生ずる責任を負うものとする。
- 3 宅地判定士の派遣を要請した市町村は、原則として、危険度判定に係る経費を負担するものとする。

(資機材の調達及び備蓄)

第10条 県、市町村及び関係団体等は、危険度判定用資機材の調達及び備蓄に努める。

(他の都道府県に対する支援)

第11条 知事は、他の都道府県知事及び国土交通省から危険度判定の実施のための支援要請があった場合は、登録した宅地判定士に協力の要請や、宅地判定士の派遣等の支援措置を講じる。

(宅地判定士名簿)

第12条 知事は、宅地判定士名簿を調製し保管する。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

下水道等施設災害予防計画

15-01-00 下水道事業の供用開始状況表

県下水道課
令和6年3月31日現在

市町村名	住民基本台帳人口 令和6年3月31日	処理区名	全体計画 処理面積 (ha)	処理面積 (ha)	全体計画 処理人口 (人)	処理人口 (人)	普及率 (%)	供用開始年月日	備考
和歌山市	354,837	和歌川処理区	468.0	383.6	19,760	20,558		昭和59年11月1日	
		中央処理区	2,961.0	1,580.4	126,320	84,062		昭和62年11月1日	
		北部処理区	2,658.0	509.5	95,340	32,673		平成13年4月1日	
			6,087.0	2,473.5	241,420	137,293	38.7%		
橋本市	59,178	伊都処理区	1,364.0	932.5	39,180	38,764	65.5%	平成13年4月1日	
かつらぎ町	15,537	伊都処理区	758.8	249.2	9,751	6,491	41.8%	平成13年4月1日	
九度山町	3,853	伊都処理区	114.8	90.5	1,910	2,527	65.6%	平成13年4月1日	
伊都処理区計	78,568		2,237.6	1,272.2	50,841	47,782	60.8%		
紀の川市	59,362	那賀処理区	938.6	274.0	22,600	10,343	17.4%	平成20年12月10日	
岩出市	53,896	那賀処理区	1,420.0	807.6	53,200	32,399	60.1%	平成20年12月10日	
那賀処理区計	113,258		2,358.6	1,081.6	75,800	42,742	37.7%		
御坊市	21,314	塩屋処理区	92.0	60.5	2,200	1,727	8.1%	平成23年4月1日	
田辺市	67,937	龍神温泉処理区	9.0	9.0	130	47		平成14年4月1日	
		川湯処理区	3.7	3.7	100	38		平成8年9月5日	
			12.7	12.7	230	85	0.1%		
高野町	2,641	高野山処理区	143.0	143.0	4,600	2,007		昭和56年4月1日	
		西細川処理区	8.0	8.0	150	45		平成10年4月1日	
			151.0	151.0	4,750	2,052	77.7%		
広川町	6,513	広港処理区	8.1	8.1	260	138	2.1%	平成9年1月17日	
有田川町	25,269	吉備第1処理区	440.8	413.6	14,500	16,435	65.0%	平成21年4月1日	
美浜町	6,377	松原処理区	99.4	99.4	3,690	2,794	43.8%	平成17年6月1日	
由良町	5,144	由良処理区	132.0	132.0	3,500	3,737	72.6%	平成20年3月31日	
みなべ町	11,665	みなべ処理区	288.4	288.4	8,100	9,483	81.3%	平成14年10月1日	
白浜町	19,975	白浜処理区	176.6	174.1	3,417	3,417	17.1%	平成6年11月1日	
上富田町	15,659	上富田処理区	137.8	137.8	4,100	4,542	29.0%	平成19年4月1日	
那智勝浦町	13,628	那智山処理区	12.0	12.0	200	93	0.7%	平成10年4月1日	
太地町	2,826	常渡処理区	45.6	45.6	3,800	1,294	45.8%	昭和44年4月1日	
串本町	14,144	大水崎処理区	33.0	33.0	580	561	4.0%	平成6年10月1日	
県計	908,172		12,312.6	6,395.5	417,388	274,175	30.2%		

下水道等施設災害予防計画

15-02-00農業集落排水事業の供用開始状況表

県農業農村整備課
令和6年3月31日現在

市町村名	行政人口	地区名	計画区域面積 (ha)	計画処理人口 (人)	処理区域内人口 (人)	左のうち接続人口 (人)	接続率 (%)	供用開始年月	備考
和歌山市		東山東中部	23.0	550	555	486	87.6	H12.12	
		橋本	9.4	760	337	315	93.5	H15.9	
		西山東南部	17.3	480	462	344	74.5	H17.7	
		市計	354.837	49.7	1,790	1,354	1,145	84.6	
橋本市		吉原	15.7	750	公共下水道へ変更				H13.4
		山田・出塔	27.3	890	公共下水道へ変更				H15.4
		上中・下中	12.0	620	255	247	96.9	H10.4	
		西川	4.2	130	64	61	95.3	H13.4	
		市計	60.005	59.2	2,390	319	308	96.6	
御坊市		富安	23.0	1,110	680	516	75.9	H10.9	
		上野楠井	26.2	2,100	1,049	919	87.6	H11.7	
		野島	5.9	470	248	229	92.3	H12.8	
		加尾	7.7	1,190	315	175	55.6	H19.7	
		市計	21.851	62.8	4,870	2,292	1,839	80.2	
田辺市		平野	10.7	200	123	116	94.3	H4.4	
		岩内	40.5	1,110	807	708	87.7	H6.4	
		三栖左岸	16.9	950	681	678	99.6	H6.4	
		中芳養	34.0	1,350	1,036	974	94.0	H7.10	
		上秋津川東	75.0	1,910	1,328	1,234	92.9	H7.10	
		三栖右岸	67.5	2,460	1,663	1,333	80.2	H10.4	
		上芳養	25.8	1,360	915	771	84.3	H10.4	
		長野	35.7	830	475	388	81.7	H14.4	
		古屋谷	9.7	270	196	120	61.2	H15.4	
		芳養	19.0	600	370	251	67.8	H17.8	
		市計	69.156	334.8	11,040	7,594	6,573	86.6	
紀の川市		西山	10.0	500	293	277	94.5	H10.5	
		善田	7.1	230	97	79	81.4	H23.4	
		市計	59.803	17.1	730	390	356	91.3	
紀美野町	8.057	平・吉見	15.0	880	474	467	98.5	H7.6	
九度山町		椎出	11.0	580	257	221	86.0	H11.8	
		河根	5.5	240	87	61	70.1	H19.2	
		町計	3.792	16.5	820	344	282	82.0	
高野町	2.707	花坂	8.2	300	80	79	98.8	H10.6	
湯浅町	11.105	田	24.0	1,320	921	439	47.7	H17.4	
有田川町		田殿	38.0	2,250	公共下水道へ変更				H10.4
		徳田	14.0	530	公共下水道へ変更				H11.4
		吉見	6.0	210	公共下水道へ変更				H12.4
		熊井・奥	23.0	870	952	685	72.0	H14.6	
		吉原	47.0	2,070	公共下水道へ変更				H11.4
		町計	25.518	114.0	5,400	952	685	72.0	
美浜町		和田	56.0	2,400	2,029	1,883	92.8	H2.4	
		入山上田井	45.9	1,760	998	895	89.7	H9.4	
町計	6.563	101.9	4,160	3,027	2,778	91.8			
日高町		谷口小池	55.0	1,370	998	756	75.8	H17.2	
		内原東・内原西	149.0	4,180	3,388	2,121	62.6	H20.3	
町計	7.952	204.0	5,550	4,386	2,877	65.6			
印南町		古井	12.0	540	318	290	91.2	H17.6	
		山口	15.0	710	545	426	78.2	H17.6	
		宮ノ前・古屋	11.2	250	178	142	79.8	H22.4	
町計	7.847	38.2	1,500	1,041	858	82.4			
みなべ町		共和東	18.0	1,570	公共下水道へ変更				H13.5
		受領	3.7	190	112	107	95.5	H13.1	
		本郷	11.6	610	公共下水道へ変更				H13.7
		西本庄	24.8	1,150	公共下水道へ変更				H16.4
		共和西	10.8	340	公共下水道へ変更				H16.4
		西岩代	19.4	560	350	324	92.6	H10.9	
		東岩代	17.3	780	458	420	91.7	H11.9	
		晩稲熊岡	49.2	1,660	公共下水道へ変更				H17.10
		町計	11.912	154.8	6,860	920	851	92.5	
日高川町		山野	8.5	450	306	297	97.1	H9.7	
		和佐	21.5	1,810	962	829	86.2	H11.1	
		土生・矢田	22.2	1,340	825	712	86.3	H12.5	
		江川	18.0	800	616	485	78.7	H17.4	
		田尻	5.5	180	77	77	100.0	H15.5	
		鐘巻	7.5	960	185	182	98.4	H18.4	
		三百瀬	12.4	430	254	254	100.0	H19.4	
		町計	9.273	95.6	5,970	3,225	2,836	87.9	
白浜町	20.366	安居	9.0	560	191	135	70.7	H12.12	
上富田町		市ノ瀬南岸	24.9	1,270	1,015	947	93.3	H10.3	
		市ノ瀬北岸	12.8	1,640	1,055	915	86.7	H13.6	
		生馬	27.2	950	725	570	78.6	H15.7	
		岩田・岡	38.6	2,570	1,553	825	53.1	H15.7	
		田熊	8.0	410	382	264	69.1	H16.7	
町計	15.661	111.5	6,840	4,730	3,521	74.4			
県計	696,405		1,416.3	60,980	32,240	26,029	80.7		

(注)人口については、令和6年3月31日現在の住民基本台帳による

計画処理人口には、定住人口及び流入人口を含む。
処理区域内人口、及び接続人口は定住人口ベースである。

流木災害予防計画

16-00-00 貯木場の所在、面積及び貯木能力

県林業振興課、県河川課
 県港湾空港振興課、県港湾漁港整備課

箇所	貯木場所	面積(m ²)	貯木能力 [回収容能力] (m ³)	備考
田辺市	貯木場(陸上)	11,200	11,200	龍神村森林組合
新宮市	堤防貯木場(陸上)	24,000	24,000	
新宮市	新宮港木材貯木場(陸上)	33,000	33,000	
上富田町	木材共販所(陸上)	31,000	29,000	西牟婁森林組合
田辺市	貯木場(陸上)	7,800	4,800	本宮町森林組合
御坊市	木材共販所(陸上)	12,300	10,700	県森連
新宮市	原木市場(陸上)	13,900	13,900	
7箇所		133,200	126,600	

	有形文化財														記念物						民俗文化財				無形文化財	伝統的建造物群保存地区	文化的景観	合計												
	美術工芸品														史跡	名勝	天然記念物	史蹟	勝跡	勝跡	有形民俗文化財	無形民俗文化財																		
	建造物		絵画	彫刻	工芸品		書典古文書	跡書	考案	古料	歴資	史料	史	跡									名	勝							天	然	史	勝	天	勝	有	形	無	形
	国	県			国	県																																		
和歌山市	13	10	3	5	5	1	19	17	1	4	1	6		1	7	11	3							2		3		1					52	72	124					
岩出市	5	3	1		2	2								1	2	1	1																11	11	22					
紀の川市	5	5	1		5	2	3						1	2	3	1	1						1			3						13	26	39						
橋本市	2	2			7	2		3	1	1					8									3	2							3	30	33						
海南市	9	5		2	10			1	2					2	9	1							1		6							15	35	50						
有田市	2			2	5	3	2	2				2			3										1							9	13	22						
御坊市	2				1	2					2				3										3							0	13	13						
田辺市	2	1		6	1	6	2	11		4	3			4	9	1	1	4	7			1	1	15							14	65	79							
新宮市	1			1	4	1	4	11			1	1			3	5			2	1		1	1	1							17	22	39							
紀美野町	6	2			2	2			1									7														8	12	20						
かつらぎ町	3	7			3	5	6	4	2	2			1	1	3				2						1	4						17	27	44						
九度山町	2	3	1		1	3	1	2							1			1	2							1						5	13	18						
高野町	14	6	57	12	55	2	32	10	43	3	2	1	2		2	5	1	1	3				1								208	44	252							
湯浅町	1	5			5	2			2	5					1	5										1						10	18	28						
広川町	8	1				1	1						1	2	2										2							11	7	18						
有田川町	8	3	1	3	11	4		6			1		1	1	5			5					1	2	3						24	32	56							
美浜町								1										4															0	5	5					
日高町										1					6											1							1	7	8					
由良町			1		1				1									1	1							6							4	7	11					
日高川町	2	3	1		5	5		1			1			1	1										5							10	15	25						
みなべ町		2					2								3			3				1	1	5								0	17	17						
印南町						1									2			4							1								0	8	8					
白浜町		1	2	9		1					1			1	4	1	3	4					1	1								7	22	29						
上富田町						1									2			2							2								0	7	7					
すさみ町											1							2						1									2	2	4					
串本町			3	1										1	1		1					1		1	2							6	5	11						
那智勝浦町	3	1		4	3	6	1	16	1		2	3		1	6	1	1	7					3	2	3							15	49	64						
太地町												1		1											1								0	3	3					
古座川町																	2					1											2	1	3					
北山村																									1								0	1	1					
地域を定めず																		1															0	1	1					
計	86	60	71	43	103	68	72	90	52	24	8	23	4	5	31	99	10	5	15	80	0	0	2	3	1	16	7	73	0	1	1	0	1	0	464	590	1054			
	146		114		171		162		76		31		9		130		15		95		0		5		17		80		1				1054							

(注1) 国指定の地域を定めずに指定したものを除く。

(注2) 下記の指定物件については、複数の市町村に所在するため 印のものを代表として上記の件数とする。

指定別	種別	名称	所在地
国指定	史跡	明恵紀州遺跡卒都婆	有田川町・湯浅町・有田市
		高野参詣道	高野町・かつらぎ町・九度山町・橋本市
		熊野参詣道	海南市・高野町・有田市・湯浅町・広川町・御坊市・日高町・みなべ町・印南町・田辺市・上富田町・白浜町・すさみ町・串本町・那智勝浦町・新宮市
		熊野三山	新宮市・那智勝浦町・田辺市
		大峯奥駈道	田辺市・新宮市
		道成寺	日高川町・御坊市
県指定	無形民俗文化財	勝南方曼陀羅の風景地	田辺市・上富田町・白浜町・串本町
		才オウナギ生息地	白浜町・上富田町・田辺市
		河内祭の御舟行事	串本町・古座川町
		鹿ヶ瀬峠	日高町・広川町
史跡	名勝	船戸山古墳群	岩出市・和歌山市
		玉川峡	九度山町・橋本市
		熊野の田掻競牛	那智勝浦町・串本町・古座川町
		有田川の鶴飼	有田川町・有田市
無形民俗文化財		紀州備長炭製炭技術	田辺市・日高郡・西牟婁郡・東牟婁郡

指定文化財等件数

1 有形文化財

令和6年4月1日現在

種 別	国指定		県指定
	重要文化財	国宝	
有形文化財	396	36	313
建造物	86	7	60
美術工芸品	310	29	253
絵画	71	9	43
彫刻	103	5	68
工芸品	72	4	90
書跡・典籍	42	9	14
古文書	10	1	10
考古資料	8	1	23
歴史資料	4	-	5

(注)重要文化財の件数は、国宝の件数を含む

2 記念物

種 別	国指定		県指定
	史跡 名勝天然記念物	特別史跡 名勝天然記念物	
記念物	58	2	187
史跡	31	1	99
名勝	10	-	5
天然記念物	15	-	80
名勝・史跡	-	-	-
名勝・天然記念物	2	1	3

(注)史跡名勝天然記念物の件数は、特別史跡名勝天然記念物の件数を含む

(注)国指定の地域を定めないものは除く

3 民俗文化財

種 別	国指定		県指定
民俗文化財	8	-	89
有形民俗文化財	1	-	16
無形民俗文化財	7	-	73

4 無形文化財

種 別	国指定		県指定
無形文化財	0	-	1

5 伝統的建造物群保存地区

種 別	国選定		県選定
伝統的建造物群保存地区	1	-	0

6 文化的景観

種 別	国選定		県選定
文化的景観	1	-	0

合 計 (1～6)	464	38	590
-----------	-----	----	-----

7 登録有形文化財

種 別	国登録	
登録有形文化財(建造物)	318	-
登録有形民俗文化財	1	-

8 登録記念物

種 別	国登録	
登録記念物	6	-

17-02-00 指定文化財国宝（建造物）

県文化遺産課

名 称	員 数	指定年月日	所 在 地	所 有 者	備 考
根来寺多宝塔（大塔）	1基	昭27.11.22	岩出市根来	根来寺	室町明応～天文
長保寺本堂	1棟	昭28.03.31	海南省下津町上	長保寺	鎌倉 延慶4
附 厨子	1基				
長保寺多宝塔	1基	昭28.03.31	海南省下津町上	長保寺	室町 正平12
長保寺大門	1棟	昭28.03.31	海南省下津町上	長保寺	室町 嘉慶2
附 扁額	1面				
善福院釈迦堂	1棟	昭28.03.31	海南省下津町梅田	善福院	鎌倉 嘉暦2
金剛峯寺不動堂	1棟	昭27.03.29	伊都郡高野町高野山	金剛峯寺	鎌倉 後期
金剛三昧院多宝塔	1基	昭27.11.22	伊都郡高野町高野山	金剛三昧院	鎌倉 貞応2

名 称	員 数	指定年月日	所 在 地	所 有 者	備 考
和歌山城岡口門	1棟	昭32.06.18	和歌山市 番丁	和歌山市	江戸 元和7
附 土塀	1棟				
東 照 宮	7棟	大05.05.24	和歌山市和歌浦西	東照宮	江戸 元和7
本殿、石の間、拝殿	(1棟)				
附 宮殿	1基	昭40.05.29			
附 棟札	3枚	昭40.05.29			
唐門	(1棟)	大05.05.24			
東西瑞垣	(2棟)	大05.05.24			
楼門	(1棟)	昭40.05.29			
東西回廊	(2棟)	昭40.05.29			
天満神社本殿	1棟	大05.05.24	和歌山市和歌浦西	天満神社	桃山 慶長11
附 棟札	8枚	昭41.06.11			
天満神社楼門	1棟	昭10.05.13	和歌山市和歌浦西	天満神社	桃山 慶長10
天満神社	2棟	昭49.05.21	和歌山市和歌浦西	天満神社	桃山 慶長年間
末社 多賀神社本殿	(1棟)				
末社 天照皇太神宮 豊受大神社宮本殿	(1棟)				
護国院多宝塔	1基	明41.04.23	和歌山市紀三井寺	護国院	室町 文安6
附 棟札	1枚	昭41.06.11			
護国院鐘楼	1棟	明41.04.23	和歌山市紀三井寺	護国院	桃山
護国院楼門	1棟	明41.04.23	和歌山市紀三井寺	護国院	室町
加太春日神社本殿	1棟	昭06.12.04	和歌山市加太	加太春日神社	桃山 慶長元
附 棟札	14枚	昭41.06.11			
旧柳川家住宅	2棟	昭44.03.12	和歌山市岩橋紀伊風土記の丘	和歌山県	江戸 文化4
主屋	(1棟)				
前蔵	(1棟)	昭45.06.17			
附 家相図	1枚	昭45.06.17			
旧谷山家住宅	1棟	昭44.03.12	和歌山市岩橋紀伊風土記の丘	和歌山県	江戸 寛延2
附 棟札	1枚				
旧中筋家住宅	6棟	昭49.02.05	和歌山市祢宜	楳本吉子 楳本孝子 竹田充子	江戸 末期
主屋	(1棟)				
附 板絵図	1枚				
表門	(1棟)				
長屋蔵	(1棟)				
北蔵	(1棟)				
内蔵	(1棟)				
御成門	(1棟)				
附 土塀	3棟				
阿弥陀寺本堂 (旧紀伊藩台徳院霊屋)	1棟	平30.8.17	和歌山市鳴神	阿弥陀寺	江戸 寛永10
附 棟札	2枚				
附 寄進帳	1冊				
根来寺大師堂	1棟	昭16.05.08	岩出市根来	根来寺	室町 明德2
附 厨子及び須弥壇		昭41.06.11			
根来寺	6棟	令01.09.30	岩出市根来	根来寺	
大伝法堂	(1棟)				江戸 文政7
附 棟札	2枚				
附 板札	4枚				
光明真言殿	(1棟)				江戸 享和元

名 称	員 数	指定年月日	所 在 地	所 有 者	備 考
大門	(1棟)				江戸 弘化2
不動堂	(1棟)				江戸 中期
附 厨子	1基				
行者堂	(1棟)				江戸 中期
聖天堂	(1棟)				江戸 享保21
附 板札	3枚				
増田家住宅	2棟	昭44.03.12	岩出市曾屋	増田裕	
主屋	(1棟)				江戸 宝永3
附 棟札	2枚				
表門	(1棟)				江戸 正徳2
附 祈祷礼	2枚				
旧和歌山県会議事堂	1棟	平29.7.31	岩出市根来	和歌山県	明治 明治31
附 棟札	1枚				
附 弊串	2本				
鞆淵八幡神社本殿	1棟	昭11.04.20	紀の川市中鞆淵	鞆淵八幡神社	室町 寛正3
附 棟札	8枚	昭41.06.11			
鞆淵八幡神社大日堂	1棟	昭06.01.19	紀の川市中鞆淵	鞆淵八幡神社	室町
附 厨子	1基	昭41.03.12			
粉河寺	4棟	平08.12.10	紀の川市粉河	粉河寺	
本堂	(1棟)				江戸 享保5
附 指図	3枚				
附 文書	1紙				
千手堂	(1棟)				江戸 宝暦10
中門	(1棟)				江戸 天保3
附 棟札	1枚				
大門	(1棟)				江戸 宝永4
旧名手本陣妹背家住宅	3棟	昭44.03.12	紀の川市名手市場	紀の川市	
主屋	(1棟)				江戸 享保3
米蔵	(1棟)				江戸
南倉	(1棟)				江戸
三船神社	3棟	昭44.03.12	紀の川市桃山町神田	三船神社	
本殿	(1棟)				桃山 天正18
附 棟札	3枚				
摂社丹生明神社本殿	(1棟)				桃山 慶長4
附 棟札	3枚				
摂社高野明神社本殿	(1棟)				桃山 慶長4
附 棟札	4枚				
附 棟札	8枚				
利生護国寺本堂	1棟	昭40.05.29	橋本市隅田町下兵庫	利生護国寺	室町 前期
旧高野口尋常高等小学校校舎	1棟	平26.01.27	橋本市高野口町名倉	橋本市	昭和 昭和12
附 門	3所				
附 石垣	1基				
長保寺鎮守堂	1棟	大03.04.17	海南市下津町上	長保寺	鎌倉 後期
三郷八幡神社本殿	1棟	昭19.09.05	海南市下津町黒田	三郷八幡神社	室町 永禄2
附 棟札	5枚	昭41.06.11			
地蔵峰寺本堂	1棟	昭49.05.21	海南市下津町橋本	地蔵峰寺	室町 永正10以前
福勝寺	2棟	平03.05.31	海南市下津町橋本	福勝寺	
本堂	(1棟)				室町 永正12以前

名 称	員 数	指定年月日	所 在 地	所 有 者	備 考
附 棟札	3枚				
求聞持堂	(1棟)				江戸 慶安3
附 棟札	1枚				
附 厨子	1基				江戸 万治2
附 鐘楼	1棟				江戸 慶安3頃
琴ノ浦温山荘	3棟	平22.06.29	海南市船尾字矢ノ島	公益財団法人 琴ノ浦温山荘園	
主屋	(1棟)				大正 大正4
附 御幣	1本				
浜座敷	(1棟)				大正 大正2
茶室	(1棟)				大正 大正9
附 伴待部屋	1棟				
附 正門	1棟				
附 中門	1棟				
附 西冠木門	1棟				
附 南冠木門	1棟				
附 北冠木門	1棟				
浄妙寺本堂	1棟	明37.08.29	有田市宮崎町小豆島	浄妙寺	鎌倉 後期
浄妙寺多宝塔	1基	明37.08.29	有田市宮崎町小豆島	浄妙寺	鎌倉 後期
熊野本宮大社	3棟	平07.12.26	田辺市本宮町本宮	熊野本宮大社	
第一殿・第二殿 (西御前・中御前)	(1棟)				江戸 享和元
附 棟札	1枚				
第三殿(証誠殿)	(1棟)				江戸 後期
第四殿(若一王子)	(1棟)				江戸 文化4
附 棟札	1枚				
鬮 雞 神 社	6棟	平29.02.23	田辺市東陽	鬮 雞神社	
本殿	(1棟)				江戸 寛文1
西殿	(1棟)				江戸 元文2
上殿	(1棟)				江戸 前期
中殿	(1棟)				江戸 延享5
下殿	(1棟)				江戸 延享5
八百萬殿	(1棟)				江戸 延享5
附 棟札	6枚				
旧 西 村 家 住 宅	1棟	平22.06.29	新宮市新宮上熊野	新宮市 西村山林株式会社	大正 大正3
附 南外塀	1棟				
附 北外塀	1棟				
宅地					
野上八幡宮本殿	1棟	昭19.09.05	海草郡紀美野町小畑	野上八幡宮	室町 元龜3
附 棟札	1枚	昭19.09.05			
野上八幡宮拜殿	1棟	昭19.09.05	海草郡紀美野町小畑	野上八幡宮	桃山 天正元
附 棟札	3枚	昭41.06.11			
野上八幡宮 撰社武内神社本殿	1棟	昭19.09.05	海草郡紀美野町小畑	野上八幡宮	室町 元龜3頃
附 棟札	1枚	昭41.06.11			
野上八幡宮 撰社平野今木神社本殿	1棟	昭19.09.05	海草郡紀美野町小畑	野上八幡宮	室町 元龜3
附 棟札	5枚	昭41.06.11			
野上八幡宮 撰社高良玉垂神社本殿	1棟	昭19.09.05	海草郡紀美野町小畑	野上八幡宮	桃山 天正6
附 棟札	1枚	昭41.06.11			

名 称	員 数	指定年月日	所 在 地	所 有 者	備 考
十 三 神 社	3棟	昭44.03.12	海草郡紀美野町野中	十三神社	
本殿	(1棟)				桃山
摂社丹生神社本殿	(1棟)				室町 後期
摂社八幡神社本殿	(1棟)				室町 永禄4
丹生都比売神社楼門	1棟	明41.04.23	伊都郡かつらぎ町上天野	丹生都比売神社	室町 明応8
丹生都比売神社本殿	4棟	昭40.05.29	伊都郡かつらぎ町上天野	丹生都比売神社	室町 文明元～明治34
附 宮殿	4基				
宝来山神社本殿	4棟	昭18.06.09	伊都郡かつらぎ町萩原	宝来山神社	桃山 慶長19
附 棟札	4枚				
丹生官省符神社本殿	3棟	昭40.05.29	伊都郡九度山町慈尊院	丹生官省符神社	室町 永正14(第1,2殿) 天文10(第3殿)
附 宮殿	4基				
附 棟札	2枚				
慈尊院弥勒堂	1棟	昭40.05.29	伊都郡九度山町慈尊院	慈尊院	鎌倉 後期
附 石露盤宝珠	1組				
附 棟札	17枚				
金剛峯寺奥院経蔵	1棟	大11.04.13	伊都郡高野町高野山	金剛峯寺	桃山 慶長4
金剛峯寺徳川家霊台	2棟	大15.04.19	伊都郡高野町高野山	金剛峯寺	
家康霊屋	(1棟)				江戸 寛永18
附 厨子	1基	昭38.07.01			
秀忠霊屋	(1棟)				江戸 寛永10
附 厨子	1基	昭38.07.01			
金剛峯寺山王院本殿	3棟	昭40.05.29	伊都郡高野町高野山	金剛峯寺	
丹生明神社	(1棟)				室町 大永2頃
高野明神社	(1棟)				室町 大永2
総社	(1棟)				室町 大永2
附 鳥居及び透塀					
金剛峯寺大門	1棟	昭40.05.29	伊都郡高野町高野山	金剛峯寺	江戸 宝永2
附 棟札	1枚				
金剛峯寺本坊	12棟	令06.01.19	伊都郡高野町高野山	金剛峯寺	
大主殿及び奥書院	(2棟)				江戸 文久2
附 棟札	1枚				
真然堂	(1棟)				江戸 寛永17
附 棟札	2枚				
護摩堂	(1棟)				江戸 文久3
附 棟札	1枚				
鐘楼	(1棟)				江戸 元治元
附 棟札	1枚				
経蔵	(1棟)				江戸 延宝7
山門	(1棟)				江戸 延宝8
会下門	(1棟)				江戸 慶応元
かご塀	(2棟)				江戸 慶応元
築地塀	(2棟)				桃山 文禄2頃
附 六時鐘楼	1棟				江戸 慶応元
金剛三昧院経蔵	1棟	大11.04.13	伊都郡高野町高野山	金剛三昧院	鎌倉 貞応頃
金剛三昧院 客殿及び台所	1棟	昭40.05.29	伊都郡高野町高野山	金剛三昧院	江戸 前期
金剛三昧院 四所明神社本殿	1棟	昭40.05.29	伊都郡高野町高野山	金剛三昧院	室町 天文21

名 称	員 数	指定年月日	所 在 地	所 有 者	備 考
普賢院四脚門	1棟	昭40.05.29	伊都郡高野町高野山	普賢院	江戸 寛永頃
松平秀康及び同母霊屋	2棟	昭40.05.29	伊都郡高野町高野山	蓮花院	
秀康霊屋	(1棟)				桃山 慶長12
附宝篋印塔	5基				
秀康母霊屋	(1棟)				桃山 慶長9
附宝篋印塔	2基				
上杉謙信霊屋	1棟	昭40.05.29	伊都郡高野町高野山	清浄心院	江戸 前期
角長(加納家住宅)	11棟	令04.12.12	有田郡湯浅町湯浅	加納長兵衛	
主屋	(1棟)				江戸 天保12頃
土蔵	(1棟)				明治 中期
穀蔵	(1棟)				江戸 末期
麹室	(1棟)				明治 明治39
仕込蔵	(1棟)				江戸 末期
醤油蔵	(1棟)				江戸 末期
樽蔵	(1棟)				江戸 末期
醤油蔵(北)	(1棟)				大正 大正12
醬油蔵(南)	(1棟)				明治 後期
角蔵	(1棟)				明治 明治44
辰巳蔵	(1棟)				江戸 慶應2
佐竹義重霊屋	1棟	昭40.05.29	伊都郡高野町高野山	清浄心院	桃山 慶長4
附宝篋印塔	5基				
広八幡神社本殿	1棟	昭04.04.06	有田郡広川町上中野	廣八幡宮	室町 応永20頃
附棟札	8枚	昭22.02.26			
広八幡神社本殿	1棟	昭04.04.06	有田郡広川町上中野	廣八幡宮	室町 明応2
附棟札	11枚	昭22.02.26			
広八幡神社本殿	1棟	昭04.04.06	有田郡広川町上中野	廣八幡宮	室町 文亀2
附棟札	6枚	昭22.02.26			
広八幡神社本殿	1棟	昭22.02.26	有田郡広川町上中野	廣八幡宮	江戸 慶安5
広八幡神社拜殿	1棟	昭22.02.26	有田郡広川町上中野	廣八幡宮	江戸 宝永元
附棟札	3枚				
広八幡神社楼門	1棟	昭22.02.26	有田郡広川町上中野	廣八幡宮	室町 文明7
法蔵寺鐘楼	1棟	昭22.02.26	有田郡広川町上中野	法蔵寺	室町 中期
濱口家住宅	9棟	平26.09.18	有田郡広川町広	東濱植林株式会社	
主屋	(1棟)			広川町	江戸 後期
本座敷	(1棟)				江戸 文化11頃
御風楼	(1棟)				明治 後期
新蔵	(1棟)				明治 明治30頃
文庫	(1棟)				明治 明治27
南米蔵	(1棟)				江戸 末期
北米蔵	(1棟)				明治 明治27
大工部屋	(1棟)				明治 明治30
左官部屋	(1棟)				明治 前期
附新文庫	1棟				大正 後期
附煉瓦塀	5基				明治 明治30頃
宅地					
長楽寺仏殿	1棟	平03.05.31	有田郡有田川町植野	長楽寺	桃山 天正5

名 称	員 数	指定年月日	所 在 地	所 有 者	備 考
附 棟札	1 枚				
薬王寺観音堂	1 棟	昭19.09.05	有田郡有田川町小川	薬王寺	室町 貞和3
附 厨子	1 基	昭41.06.11			
附 棟札	3 枚	昭41.06.11			
白岩丹生神社本殿	1 棟	昭30.06.22	有田郡有田川町小川	白岩丹生神社	室町 永禄3
附 棟札	1 2 枚				
法音寺本堂	1 棟	大06.04.05	有田郡有田川町岩野河	法音寺	室町 康正3
附 厨子	1 基	昭41.06.11			
附 棟札	1 枚	昭41.06.11			
鈴木家住宅	1 棟	昭44.03.12	有田郡有田川町中峯	鈴木良子	江戸 天明5
附 棟札	1 枚				
安楽寺多宝小塔	1 基	昭28.03.31	有田郡有田川町二川	安楽寺	室町 前期
吉祥寺薬師堂	1 棟	大06.04.05	有田郡有田川町粟生	吉祥寺	室町 応永34
附 厨子	1 基	昭41.06.11			室町 明応11
附 棟札	2 枚	昭41.06.11			
雨錫寺阿弥陀堂	1 棟	平03.05.31	有田郡有田川町杉野原	雨錫寺	室町 永正11以前
道成寺本堂	1 棟	明41.04.22	日高郡日高川町鐘巻	道成寺	室町 正平12
附 棟札	2 枚	昭41.06.11			
道成寺仁王門	1 棟	明41.04.23	日高郡日高川町鐘巻	道成寺	江戸 元禄7
那智山青岸渡寺本堂	1 棟	明37.02.18	東牟婁郡那智勝浦町那智山	那智山青岸渡寺	桃山 天正18
附 厨子	1 基	昭41.06.11			
那智山青岸渡寺塔	1 基	昭28.03.31	東牟婁郡那智勝浦町那智山	那智山青岸渡寺	鎌倉 元亨2
熊野那智大社	8 棟	平07.12.26	東牟婁郡那智勝浦町那智山	熊野那智大社	
第一殿（滝宮）	（1 棟）				江戸 嘉永7
第二殿（証誠殿）	（1 棟）				江戸 嘉永6
第三殿（中御前）	（1 棟）				江戸 嘉永6
第四殿（西御前）	（1 棟）				江戸 嘉永4
第五殿（若宮）	（1 棟）				江戸 嘉永7
第六殿（八社殿）	（1 棟）				江戸 嘉永6
御泉彦社	（1 棟）				江戸 慶応元
鈴門及び瑞垣	（1 棟）				江戸 末期

名 称	員 数	指定年月日	所 在 地	所 有 者	備 考
旧小早川梅吉氏住宅	1棟	昭44.04.23	和歌山市岩橋紀伊風土記の丘	和歌山県	江戸 18世紀後期
旧谷村まつ氏住宅	1棟	昭44.04.23	和歌山市岩橋紀伊風土記の丘	和歌山県	江戸 18世紀後期
護国院本堂	1棟	昭49.04.09	和歌山市紀三井寺	護国院	江戸 宝暦9
附 須弥壇	1基				
附 厨子	1基				
附 棟札	1枚				
護国院	7棟	平28.03.15	和歌山市紀三井寺	護国院	
開山堂	(1棟)				江戸 前期
附 厨子	1基				
六角堂	(1棟)				江戸 後期
大師堂	(1棟)				江戸 寛政11
附 棟札	1枚				
三社権現	(3棟)				江戸 中期
書院	(1棟)				江戸 後期
木ノ本八幡神社本殿	1棟	昭49.12.09	和歌山市西庄	木本八幡宮	江戸 元和5
附 宮殿	1基				
附 棟札	3枚				
力侍神社	2棟	昭54.06.09	和歌山市川辺	力侍神社	
本殿	(1棟)				江戸 寛永元
撰社八王子神社本殿	(1棟)				江戸 寛永11
総持寺	3棟	平14.05.21	和歌山市梶取	総持寺	
総門	(1棟)				江戸 17世紀中期
附 左右袖塀	2棟				
本堂	(1棟)				江戸 安政6
鐘楼	(1棟)				江戸 17世紀中期
旧大村家住宅長屋門	2棟	平30.3.30	和歌山市岡山丁	和歌山市	江戸 末期
志磨神社本殿	1棟	令04.02.16	和歌山市中之島	志磨神社	江戸 延宝6
附 棟札	26枚				
附 獅子・狛犬	1対				
感應寺	2棟	令04.02.16	和歌山市鷹匠町	感應寺	
七面堂本殿(旧三十番神堂)	1棟				江戸 寛永4
七面堂拜殿	1棟				江戸 中期
正覚寺の多宝小塔	1基	昭40.04.14	岩出市高塚	正覚寺	江戸 中期
上岩出神社本殿	1棟	昭44.07.14	岩出市北大池	上岩出神社	桃山 文禄3
荒田神社本殿	1棟	平07.04.11	岩出市森	荒田神社	江戸 前期
西田中神社	2棟	昭48.05.16	紀の川市中井阪	西田中神社	
羊宮神社本殿	(1棟)				室町 後期
八幡神社本殿	(1棟)				江戸 寛永12
東田中神社境内社	1棟	昭49.12.09	紀の川市打田	東田中神社	桃山
旧竹房神社本殿					

名称	員数	指定年月日	所在地	所有者	備考
粉河寺 童男堂	1棟	昭40.04.14	紀の川市粉河	粉河寺	江戸 17世紀中期
十禅律院	4棟	平15.03.18	紀の川市粉河	十禅律院	江戸 文政12
本堂	(1棟)				
附棟札	1枚				
附指図	2枚				
附木積目録	1冊				
庫裡	(1棟)				江戸 18世紀中期
附指図	1枚				
附唐紙見積図	1枚				
護摩堂	(1棟)				江戸 文政元
附絵図	1枚				
塗上門	(1棟)				江戸 文政8
名手八幡神社	3棟	平20.06.24	紀の川市穴伏	名手八幡神社	
丹生神社本殿	(1棟)				江戸
八幡神社本殿	(1棟)				明治
天満神社本殿	(1棟)				明治
相賀大神社石燈籠	1基	昭40.04.14	橋本市市脇	相賀神社	室町 正平10
地藏寺の五輪塔	1基	昭38.07.30	橋本市高野口町名倉	地藏寺	室町 正平11
石造宝篋印塔	1基	昭44.07.14	海南市下津町橋本	地藏峰寺	鎌倉 後期
長保寺客殿	1棟	昭45.05.25	海南市下津町上	長保寺	江戸 安永8
紀州藩霊殿	1棟	昭45.05.25	海南市下津町上	長保寺	江戸 寛文7
且来八幡神社本殿	1棟	昭52.03.16	海南市且来	且来八幡神社	桃山
藤白神社本殿	1棟	平09.04.23	海南市藤白	藤白神社	江戸 寛文3
附棟札	1枚				
高原熊野神社本殿	1棟	昭36.04.18	田辺市中辺路町高原	高原熊野神社	室町 天文13
国吉熊野神社塔	1基	昭40.09.20	海草郡紀美野町田	熊野神社	室町 前期
石造宝篋印塔	1基	昭37.02.13	海草郡紀美野町小畑	野上八幡宮	桃山
野上八幡神社絵馬殿	1棟	昭37.02.13	海草郡紀美野町小畑	野上八幡宮	桃山
薬師堂厨子	1基	昭40.09.20	伊都郡かつらぎ町御所	御所区	室町 前期
石造五輪卒塔婆群	4基	昭40.04.14	伊都郡かつらぎ町上天野	丹生都比売神社	鎌倉～室町 (正応6正安4享保3延元元)
宝来山神社殿	2棟	昭46.03.22	伊都郡かつらぎ町萩原	宝来山神社	江戸 前期
石造宝篋印塔	2基	昭46.07.13	伊都郡かつらぎ町上天野	丹羽真理子	室町 前期
石造五輪塔	1基	昭46.07.13	伊都郡かつらぎ町大久保祇園境内	大久保常会	室町 永徳4
神願寺本堂	1棟	平11.07.09	伊都郡かつらぎ町萩原	神願寺	江戸 文政13
地藏堂	1棟	平19.06.12	伊都郡かつらぎ町花園北寺	北寺区	桃山 天正17
附棟札	2枚				
附地藏堂修覆勸化寄進物之記	1枚				
附板本尊	1枚				
慈尊院	5棟	平05.04.13	伊都郡九度山町慈尊院	慈尊院	
築地塀(西門含む)	(4棟)				室町 天文9
北門	(1棟)				室町 天文9

名称	員数	指定年月日	所在地	所有者	備考
慈尊院多宝塔	1基	平06.04.20	伊都郡九度山町慈尊院	慈尊院	江戸 寛永元
善名称院	3棟	平28.03.15	伊都郡九度山町九度山	善名称院	
本堂	(1棟)				江戸 安政3
附厨子	1基				
土砂堂	(1棟)				江戸 明和9
大安上人廟所	(1棟)				江戸 安永3
附多宝小塔	1基				
不動院書院	1棟	昭38.07.30	伊都郡高野町高野山	不動院	桃山
常喜院校倉	1棟	昭38.07.30	伊都郡高野町高野山	常喜院	江戸 寛永年間
石造五輪塔	4基	昭40.04.14	伊都郡高野町高野山	西南院	鎌倉 弘安4~弘安10
石造多層塔	1基	昭40.04.14	伊都郡高野町高野山	遍照光院	鎌倉
金輪塔	1基	令6.03.04	伊都郡高野町高野山	金剛峯寺	江戸 天保5
女人堂	1棟	令6.03.04	伊都郡高野町高野山	金剛峯寺	江戸 前期
石造宝篋印塔	1基	昭53.08.18	有田郡湯浅町栖原	施無畏寺	室町 観応2
施無畏寺	4棟	平09.04.23	有田郡湯浅町栖原	施無畏寺	
本堂	(1棟)				江戸 貞享3
附棟札	2枚				
開山堂	(1棟)				江戸 明暦元
附棟札	1枚				
鐘楼	(1棟)				江戸 中期
鎮守社	(1棟)				江戸 中期
深専寺本堂	1棟	平10.04.15	有田郡湯浅町湯浅	深専寺	江戸 寛文3
附須弥壇	1基				
附棟札	4枚				
深専寺	3棟	平21.03.17	有田郡湯浅町湯浅	深専寺	
惣門	(1棟)				江戸 元文2
庫裡及び玄関	(1棟)				江戸 文化4
書院	(1棟)				江戸 文政9
附棟札	1枚				
旧栖原家住宅	3棟	令05.04.21	有田郡湯浅町湯浅	湯浅町	
主屋	(1棟)				明治 明治7
文庫蔵	(1棟)				江戸 末期
土蔵	(1棟)				明治 前期
広八幡神社舞殿	1棟	昭54.06.09	有田郡広川町上中野	広八幡神社	江戸 明和2
野田の宝篋印塔	1基	昭38.07.30	有田郡有田川町野田	禅長寺	室町 貞和2
沼谷の板碑	1基	昭48.05.16	有田郡有田川町沼谷大蔵神社境内	沼谷区	室町 正平19
歡喜寺下品堂	1棟	平24.07.20	有田郡有田川町歡喜寺	歡喜寺	江戸 延宝2
附棟札	2枚				
道成寺三重塔	1基	昭46.03.22	日高郡日高川町鐘巻	道成寺	江戸 宝暦13
道成寺書院	1棟	昭46.03.22	日高郡日高川町鐘巻	道成寺	江戸 元禄15

名 称	員 数	指定年月日	所 在 地	所 有 者	備 考
下阿田木神社本殿	1棟	昭49.12.09	日高郡日高川町皆瀬	下阿田木神社	室町 明応3
附 棟札	1枚				
安養寺の婆	6基	昭41.12.09	日高郡みなべ町芝	安養寺	鎌倉 文永2
自然石板状卒塔婆					
須賀神社本殿	3棟	昭43.06.27	日高郡みなべ町西本庄	須賀神社	江戸 享保5～6
附 棟札	32枚				
日神社本殿	1棟	昭38.03.26	西牟婁郡白浜町十九淵	日神社	江戸 中期
附 棟札	8枚				
阿弥陀寺大師堂	1棟	昭56.07.13	東牟婁郡那智勝浦町南平野	阿弥陀寺	室町 永正6

第1表 危険物製造所等数調(完成検査済証交付施設
18-00-00

県危機管理消防課
令和6年3月31日現在

製造所等の別 消防本部等別	計	製造所	貯蔵所													取扱所						事業所数		
			小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所					屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	14KLを超える	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第1種取扱所	第2種取扱所	移送取扱所	特定移送取扱所		一般取扱所	
					準特定屋外タンク	特定屋外タンク	地中タンク	岩盤タンク	海上タンク															
和歌山市	1,654	63	1,216	230	378	25	6	0	0	0	55	136	1	331	76	85	375	149	9	0	2	0	215	489
海南市	560	13	446	50	259	45	70	0	0	0	2	20	1	84	13	30	101	29	1	3	4	0	64	75
橋本市	111	3	71	30	9	0	0	0	0	0	3	13	0	6	1	10	37	20	0	0	0	0	17	67
有田市	537	33	451	10	307	27	122	0	0	0	4	16	0	107	21	7	53	27	0	0	0	0	26	55
御坊市	107	0	71	24	12	0	6	0	0	0	1	17	1	15	0	1	36	19	0	0	0	0	17	57
田辺市	285	1	172	48	27	0	0	0	0	0	2	49	0	44	0	2	112	74	4	0	0	0	34	132
新宮市	124	0	70	6	9	0	0	0	0	0	1	24	0	28	0	2	54	38	0	0	0	0	16	72
紀美野町	21	0	7	1	1	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	1	14	9	0	0	0	0	5	16
高野町	26	0	20	2	0	0	0	0	0	0	2	16	0	0	0	0	6	4	0	0	0	0	2	21
有田川町	87	0	46	12	2	0	0	0	0	0	4	16	0	11	0	1	41	28	1	0	0	0	12	62
白浜町	152	0	100	6	17	0	0	0	0	0	14	43	0	16	0	4	52	34	0	0	0	0	18	90
那智勝浦町	77	0	53	3	10	0	0	0	0	0	5	20	0	15	0	0	24	16	0	0	0	0	8	44
串本町	82	0	54	8	13	0	0	0	0	0	1	18	2	7	0	5	28	21	0	0	0	0	7	40
那賀(組)	231	2	130	25	24	0	0	0	0	0	6	27	0	41	1	7	99	65	0	0	0	0	34	134
伊都(組)	233	9	169	12	72	0	0	0	0	0	8	22	2	51	4	2	55	27	0	0	0	0	28	81
湯浅広川(組)	75	0	44	4	12	0	0	0	0	0	0	15	1	11	0	1	31	22	0	0	0	0	9	35
日高広域(組)	225	1	144	32	33	0	0	0	0	0	1	27	5	33	1	13	80	50	0	0	0	0	30	102
消防本部計	4,587	125	3,264	503	1,185	97	204	0	0	0	110	482	13	800	117	171	1,198	632	15	3	6	0	542	1,572
未設置計	11	0	6	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	1	5	3	0	0	0	0	2	5
許可施設数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
合計	4,599	125	3,270	503	1,187	97	204	0	0	0	110	484	13	801	117	172	1,204	635	15	3	7	0	544	1,577

火薬類関係事業所一覧

県危機管理消防課
令和6年4月1日

市町村	火 薬 庫 (棟 数)					販 売		煙 火	
	1 級	2 級	3 級	煙火	実包	火薬	銃砲	製造	販売
海 南 市 消 防 本 部									
橋 本 市 消 防 本 部	2								
有 田 市 消 防 本 部									
御 坊 市 消 防 本 部						1	1		
田 辺 市 消 防 本 部	2		1			1	2		
新 宮 市 消 防 本 部						1	1		
紀 美 野 町 消 防 本 部									
那 賀 消 防 組 合	1		2			1	1		
高 野 町 消 防 本 部									
伊 都 消 防 組 合									
湯 浅 広 川 消 防 組 合	4					1	1		
有 田 川 町 消 防 本 部				4				1	1
日 高 広 域 消 防 組 合									
白 浜 町 消 防 本 部									
串 本 町 消 防 本 部	1								
那 智 勝 浦 町 消 防 本 部	3								
太 地 町									
県 (本 庁 所 管)	3		1	1		1	1		
合 計	16	0	4	5	0	6	7	1	1

高圧ガス災害予防計画

20 - 00 - 00 高圧ガス・液化石油ガス関係事業所一覧

県危機管理消防課

高圧ガス関係事業所は、和歌山市へ権限移譲していない。 令和6年3月31日

区分 所管	高圧ガス保安法						液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	
	製造施設				貯蔵	販売	販売	保安機関
	一般	液石	コンビ	一般・液石 兼業				
和歌山市消防局							86	80
海南市消防本部	10	3			4	22	21	17
橋本市消防本部	12	1			9	27	8	8
有田市消防本部	9	2			6	39	20	19
御坊市消防本部	4	1			5	18	3	4
田辺市消防本部	19	5			10	77	18	18
新宮市消防本部	2	4		1	2	33	12	12
紀美野町消防本部	2					10	12	7
那賀消防組合	27	6		1	15	56	26	22
高野町消防本部	1				1	6	2	2
伊都消防組合	4				2	44	17	16
湯浅広川消防組合	8	1			2	20	11	11
有田川町消防本部	8	1			2	20	15	13
日高広域消防事務組合	14	1			5	19	18	18
白浜町消防本部	16	1			4	22	5	7
串本町消防本部	19				6	45	12	12
那智勝浦町消防本部	2	3			2	11	9	9
太地町							3	3
県（本庁所管）	76	7	5		36	395	17	32
合計	233	36	5		111	864	315	310

毒物劇物災害予防計画

21-01-00 毒物・劇物製造者等一覧

県業務課

製造所名称	製造所所在地	主な製造品目
花王(株)和歌山工場	和歌山市湊1334	塩酸、メタノール、硫酸、ジテシル(ジメチル)アンモニウム=クロリド、2-アミノエタノール、ジエチレントリアミン、トリエチレントラミン、2-(2-アミノエチルアミノ)エタノール
日本製鉄(株)	和歌山市湊1850	硫酸、アンモニア
(株)浜野商店	和歌山市田尻529-3	メタノール
(株)野際商店	和歌山市新通6-23	アンモニア、過酸化水素、硫酸
富士化学工業(株)	和歌山市中之島1570	酒石酸アンチモニルナトリウム、酒石酸アンチモニルカリウム
明友産業(株)和歌山工場	和歌山市小雑賀3-4-71	硫酸、メタノール、4-メチルベンゼンスルホン酸
小畑産業(株)	和歌山市中123	硫酸、水酸化ナトリウム
野際産業(株)	和歌山市東釘貫丁2-63	塩酸、硫酸、過酸化水素、過酸、水酸化ナトリウム、パラフェニレンジアミン、メタノール、フッ化水素、アンモニア、塩素酸ナトリウム、重クロム酸カリウム、重クロム酸ナトリウム、ホルムアルデヒド
大新化成工業(株)	和歌山市小雑賀1-1-75	パラフェニレンジアミン、パラフェニレンジアミン硫酸塩
大岩石油(株)青岸倉庫	和歌山市湊青岸坪1342-38	メタ・パラクレゾール
南海化学(株)和歌山工場	和歌山市小雑賀1-1-38	塩素、水酸化ナトリウム、塩酸
エヌシー環境(株)	和歌山市湊1342	硫酸、水酸化ナトリウム
新中村化学工業(株)	和歌山市有本687	水酸化ナトリウム、2-ヒドロキシプロピル=アクリレート
本州化学工業(株)和歌山工場	和歌山市小雑賀2-5-115	フェノール、クレゾール、2-tert-ブチル-5-メチルフェノール、有機シアン化合物
スガイ化学工業(株)和歌山事業所西工場	和歌山市湊1280	2'-4'-ジクロロ-2,2'-トリフルオロ-4'-ニトロメチルエンスルホンアミド、tert-ブチル-(E)-4-(1,3ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリルメチル)-4-アミノキシメチルベンゾアート
白元アース(株)和歌山工場	和歌山市小雑賀1-1-27	4-ブromo-2-(4-クロロフェニル)-1-イソキシメチル-5-トリフルオロメチルピロ-3-カルボニル、2-メチルピフェニル-3-イソメチル=(1RS・2RS)-2-(Z)-(2-クロロ-3-3-トリフルオロ-1-プロピル)-3-3-ジメチルシクロプロパンカルボキシレート
南海染料製造(株)	和歌山市宇須4-4-7	硫酸
小西化学工業(株)	和歌山市小雑賀3-4-77	塩酸、硫酸、有機シアン化合物
北広ケミカル(株)南工場	和歌山市塩屋1-5-14	水酸化ナトリウム
笠野興産(株)	和歌山市井ノ口550-1	フェノール、無水酢酸、エチレンジアミン
(株)三宝化学研究所和歌山工場	和歌山市小雑賀3-4-63	4'-シアニルピフェニル-4-イル=4'-[6-(アクリロイルオキシ)ヘキシル]オキシ]ベンゾアート
ATNグラファイト・テクノロジー(株)	和歌山市湊1342	硫酸
サンワ南海リサイクル(株)	和歌山市湊1342	フッ化水素、塩酸、硝酸、硫酸、水酸化ナトリウム
三木理研工業株式会社	和歌山市栄谷13-1	アクリルアミド
有限会社畑野化成研究所	和歌山市栄谷22-17	有機シアン化合物
北広ケミカル株式会社桃山工場	紀の川市桃山町調月713-18	水酸化ナトリウム、水酸化カリウム
理工協賛株式会社 橋本工場	橋本市紀ノ光台二丁目1番2号	過酸、硝酸、水酸化カリウム、水酸化ナトリウム、1,1,1-トリフルオロ-2,2,2-トリフルオロエタン、水素2,2,2-トリフルオロエタン、ジテシル(ジメチル)アンモニウム=クロリド、塩化水素酸
株式会社ユニカル 橋本営業所	橋本市小峰台2丁目9番9	水酸化ナトリウム、過酸、硝酸
泰豊化成産業株式会社団地倉庫	海南市岡田302	トルエン(小分け)
ENEOS和歌山石油精製(株)海南工場	海南市藤白758	硫化水素ナトリウム
大日本除虫菊(株)和歌山工場	海南市下津町丸田1180-23	シフルトリン
ENEOS(株)和歌山製油所	有田市初島町浜1000	トルエン、キシレン
阪和工業(株)	有田市湯浅町吉川195-7	塩化亜鉛
ライオンケミカル(株)新堂作業所	有田市新堂133-1	ピフェントリン
岡本商店	西牟婁郡上富田町南紀の台11-27	塩化水素

輸入業営業所名称	営業所所在地	主な輸入品目
博永(株)	和歌山市中之島1712	ヘタナフトール、マラカイトグリーン、パラフェニレンジアミン、1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン、2-シアノ-4-ニトロアニリン、6-ブromo-2-シアノ-4-ニトロアニリン、ジエチル-3,5,6-トリクロル-2-ピリジルチオホスフェイト
セイカ(株)	和歌山市南汀丁8	2-クロロアニリン、2-クロロニトロベンゼン、1-クロロ-4-ニトロベンゼン
(株)ウィルコーポレーション	和歌山市中之島1712	4-シアノ-4'-ヒドロキシビフェニル、2-メチルブチロニトリル
室産業(株)	和歌山市中之島1277	アクリル酸、ジメチル硫酸、メチルエチルケトン、ヒドラジン、水酸化ヒドラジン、2-フルオロフェニルアセトニトリル、3-ニトロフタロニトリル
笠野興産(株)	和歌山市井ノ口550-1	アクリルアミド
(株)キワ	和歌山市東蔵丁4	ピフェントリン、三酸化アルミニウム
西本工機(株)	和歌山市屋形町3-10	3-(アミノメチル)ベンジルアミン、N-(2-アミノエチル)イタン-1,2-ジアミン、3-アミノメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシルアミン、3,6,9-トリアザウンデカン-1,11-ジアミン、ヘキサソ-1,6-ジアミン
ENEOS(株)和歌山製油所	有田市初島町浜1000	トルエン
ハバジツ日本株式会社和歌山工場	紀の川市長田中460	レゾルシノール
株式会社ユニカル 橋本営業所	橋本市小峰台2丁目9番9	水酸化ナトリウム、蔞酸、硝酸

	事業所名	許可・届出区分
1	日本赤十字社 和歌山医療センター	許可使用者
2	日本製鉄株式会社 関西製鉄所 和歌山地区	許可使用者
3	独立行政法人国立病院機構 和歌山病院	許可使用者
4	独立行政法人国立病院機構 南和歌山医療センター	許可使用者
5	医療法人 西村会 向陽病院	許可使用者
6	株式会社 新日本科学 薬物代謝分析センター	許可使用者
7	公立 那賀病院	許可使用者
8	公立大学法人 和歌山県立医科大学	許可使用者
9	公立大学法人 和歌山県立医科大学附属病院	許可使用者
10	東洋検査工業株式会社 インフラ技術センター	許可使用者
11	新宮市立医療センター	許可使用者
12	橋本市民病院	許可使用者
13	紀南病院	許可使用者
14	医療法人 昭陽会 和歌山南放射線科クリニック	許可使用者
15	和歌山労災病院	許可使用者
16	和歌山県環境衛生研究センター	届出使用者
17	和歌山県農業試験場	届出使用者
18	加賀エアロシステム株式会社	届出使用者
19	和歌山県防災航空センター	届出使用者
20	株式会社後藤建設	届出使用者
21	岡崎工業株式会社 和歌山科学研究センター	表示付認証機器届出使用者
22	日鉄テクノロジー株式会社 関西事業所	表示付認証機器届出使用者
23	有限会社和歌山アナライズ	表示付認証機器届出使用者
24	協同組合 中紀環境科学	表示付認証機器届出使用者
25	和建技術株式会社	表示付認証機器届出使用者
26	和歌山市消防局	表示付認証機器届出使用者
27	由良ドック株式会社	表示付認証機器届出使用者
28	和歌山県警察本部警備部機動隊	表示付認証機器届出使用者
29	消防テクノス株式会社	表示付認証機器届出使用者
30	藤本製薬株式会社 和歌山工場	表示付認証機器届出使用者
31	西村工業株式会社	表示付認証機器届出使用者
32	一般財団法人 雑賀技術研究所	表示付認証機器届出使用者
33	医療法人 昭陽会 和歌山南放射線科クリニック	表示付認証機器届出使用者

34	株式会社阪和総合防災	表示付認証機器届出使用者
35	航空自衛隊 第5警戒隊	表示付認証機器届出使用者
36	三友防災有限会社	表示付認証機器届出使用者
37	大成建設株式会社 近畿道江住地区改良工事作業所	表示付認証機器届出使用者
38	株式会社 安藤・間 安宅トンネル作業所	表示付認証機器届出使用者
39	西村工業株式会社 粉河作業所	表示付認証機器届出使用者
40	益田工業有限会社 国道24号栗栖地区管渠補修工事作業所	表示付認証機器届出使用者
41	岡本土石工業株式会社 生コンクリート部 新宮工場	表示付認証機器届出使用者
42	株式会社 日比野生コン 新宮工場	表示付認証機器届出使用者
43	セントラルコンクリート株式会社	表示付認証機器届出使用者
44	西松建設株式会社 南紀芝山出張所	表示付認証機器届出使用者
45	株式会社日比野生コン 勝浦工場	表示付認証機器届出使用者
46	奥村組土木興業株式会社 紀北東道路中津川地区改良工事	表示付認証機器届出使用者
47	西村工業株式会社 和歌山岬道路平井地区工事用道路設置工事	表示付認証機器届出使用者
48	有限会社マルヤマ三紀商会	表示付認証機器届出使用者
49	株式会社夏山組 池田地区築堤その他工事	表示付認証機器届出使用者
50	日鉄住金ビジネスサービスと和歌山株式会社	表示付認証機器届出使用者
51	株式会社ケイ・エステクノロジー	表示付認証機器届出使用者
52	株式会社合同興業 京奈和自動車道法面復旧等整備工事事務所	表示付認証機器届出使用者
53	テッラ地質	表示付認証機器届出使用者
54	有限会社ボウキョウ	表示付認証機器届出使用者
55	すさみ串本道路サンゴ台中央線北地区改良工事	表示付認証機器届出使用者
56	株式会社葵消防設備	表示付認証機器届出使用者
57	大阪ガス株式会社 ネットワークカンパニー 南部導管部 保全チーム 他工事と和歌山グループ	表示付認証機器届出使用者
58	大豊建設株式会社 あやの台造成作業所	表示付認証機器届出使用者
59	株式会社上田労働衛生コンサルタント	表示付認証機器届出使用者
60	日本赤十字社 和歌山医療センター	表示付認証機器届出使用者
61	戸田建設株式会社 大阪支店 東地トンネル工事作業所	表示付認証機器届出使用者
62	鉄建建設株式会社 大阪支店 すさみ中平見トンネル作業所	表示付認証機器届出使用者
63	奈和建設株式会社 令和4年度県債ため池等第97号 - 1 平谷池改修(その2)工事	表示付認証機器届出使用者
64	株式会社上平建設 現場	表示付認証機器届出使用者
65	一般社団法人和歌山県薬剤師会医薬品・公衆衛生検査センター	表示付認証機器届出使用者
66	株式会社後藤建設	表示付認証機器届出使用者

(原子力規制委員会資料)

災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル（第2版）

和歌山県
環境管理課

令和6年3月

災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル

< 目 次 >

1 目的	1
2 本マニュアルで対象とするアスベスト	1
3 災害時の対応と実施主体	2
4 災害時におけるアスベスト処理の流れ	3
(1) 被災建築物等の解体に係るフロー	3
(2) 事前調査の義務	4
(3) 注意解体の協議と届出	4
(4) 注意解体におけるアスベスト飛散防止措置等	5
(5) 注意解体に係る立入検査	6
(6) 災害時のアスベスト飛散に係る情報の共有	7
各項目に係る説明	7
(1) 平常時	8
① アスベスト台帳の作成（平成 28 年度作成）	8
② 災害時のアスベストを含む廃棄物の処理方法	10
③ ボランティアの粉じん暴露防止対策	10
④ 防じんマスクの自助備蓄に係る周知啓発	10
⑤ 公務で従事する者向けの防じんマスクの備蓄	10
(2) 応急対応時	11
① 初動対応者・住民等への注意喚起	11
② 飛散の恐れのある場所への対応	11
③ 国へのアスベスト対応マスク支援の要請	12
(3) 復旧・復興時	12
① 建築物等の解体作業時の飛散防止対策	12
② 防じんマスクの確保	13
③ 作業従事者記録の作成と保管	13
④ 環境中の粉じん測定と結果の公表	16
5 参考資料	17
(1) 東日本大震災の被災地において活動するボランティア等に対する防じんマスク着用の周知徹底等について（環境省通知 平成 23 年 4 月 28 日付け環水大大発第 110428003 号）	17
(2) 東日本大震災による津波により打ち上げられた船舶の解体等作業における大気汚染防止法の取扱いについて（環境省通知 平成 23 年 6 月 30 日付け環水大大発第 11063001 号）	21
(3) 防じんマスクの備蓄についての考え方	22
(4) 環境省「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第 3 版）」	23
(5) 環境省「廃石綿が混入した災害廃棄物について」	24
(6) 特定粉じん排出等作業に係る周知チラシ案	27

1 目的

阪神・淡路大震災で建築物等の解体やがれき処理に要した半年程度の間、アスベスト（注1）を含む粉じんが舞い上がり、誰もがアスベストを吸い込む危険性があった。しかし、当時は、アスベストによる健康被害が、住民や作業者にまで認識されておらず、解体工事現場での散水の徹底や防じんマスクを着用する認識もなかったため、飛散防止対策及び暴露防止対策が不十分であった。

一方、高濃度のアスベストを吸い込んだ作業者の肺がんの症例や少量の暴露であっても30年から40年の潜伏期間を経て中皮腫を発症する症例が報告されており、今後もアスベスト暴露による影響として、長期の潜伏期間を経て健康被害が顕在化し中皮腫などの患者が増加することが予想される。

本マニュアルは、近いうちに発生が予想される南海トラフ地震等の巨大災害を想定し、平常時及び災害時において、県及び市町村が連携して対応することにより住民、災害ボランティア及び復興作業従事者のアスベスト健康被害を防止することを目的として作成したものである。

市町村は、県が作成した「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル」を参照し、各自の地域防災計画及び災害対応マニュアル等に内容を反映するとともに、必要な体制の整備をお願いしたい。

なお、本マニュアルの内容は、下記の資料を参考、引用して「平常時における準備」「災害発生時の対応」及び「災害復興時の対応」について取りまとめたものである。

(注1) 本マニュアルでは、「アスベスト」と「石綿」は同じ意味で用いている。石綿含有廃棄物など固定化した複合名詞や省庁のマニュアル中で「石綿」を含む記載がある場合を除き、一般的な用語として「アスベスト」を使用している。

参考：

環境省 「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（令和5年4月）

環境省 「平成23年3月11日以降に発出したアスベストに関連する通知文等」

http://www.env.go.jp/jishin/asbestos_notifications.html

国土交通省 「建築物石綿含有建材調査マニュアル」（平成26年11月）

県 「和歌山県災害廃棄物処理計画」（平成27年7月）

2 本マニュアルで対象とするアスベスト

本マニュアルの対象とするアスベストは、表2.1の6種類のアスベストである。また、対象とするアスベスト含有建材は、表2.2に示す。

石綿含有吹付け材（レベル1建材）、石綿含有断熱材等（レベル2建材）の他、石綿含有成形板等や石綿含有仕上塗材（レベル3建材）を含む、アスベストを含有するすべての建築材料とする。

表2.1 対象とするアスベスト

	対象とするアスベスト
1	クリソタイル（白石綿）
2	アモサイト（茶石綿）
3	クロシドライト（青石綿）
4	アンソフィライト
5	トレモライト
6	アクチノライト

表2.2 対象とするアスベスト含有建材の種類

アスベスト含有建材の種類	飛散性
石綿含有吹付け材（レベル1建材）	高 ▼ 低
石綿含有断熱材等（レベル2建材）	
石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材（レベル3建材）	

3 災害時の対応と実施主体

下記の内容を基本として、県と市町村が連携して対応するものとする。

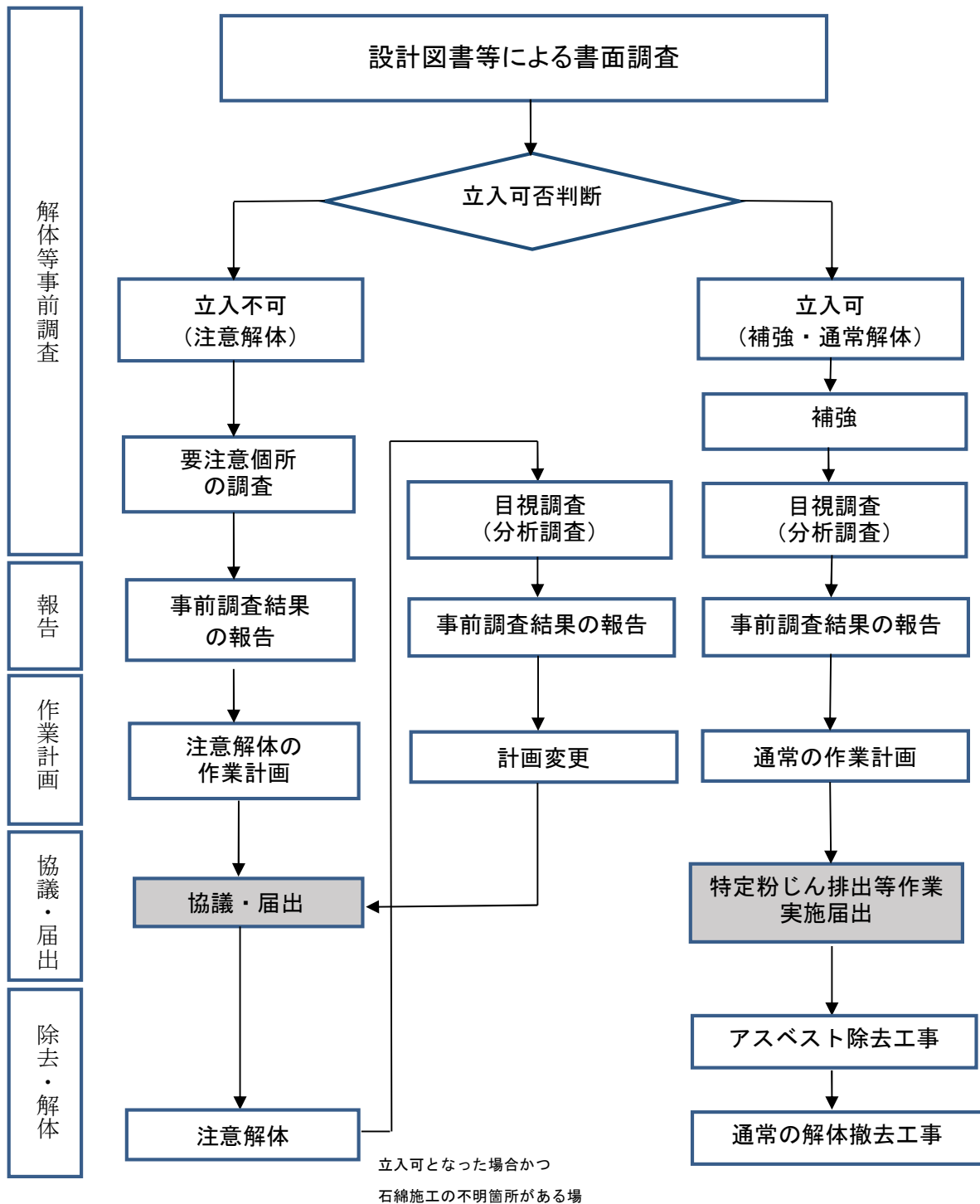
時系列	実施事項	実施主体
平常時	P11 ①アスベスト台帳（注2）の作成（平成28年度作成）	県・市町村
	P12 ②アスベストを含む廃棄物（注3）の処理方法について	
	P12 ③ボランティアの暴露防止対策	
	P12 ④防じんマスクの自助備蓄の周知啓発	
	P12 ⑤公務で従事する者向けの防じんマスクの備蓄	
応急対応	P12 ①飛散の恐れのある場所への対応	県・市町村 建築物等の所有者
	P13 ②国への防じんマスク支援の要請	
	P14 ③住民及び災害復興従事者の粉じん暴露防止対策	
復旧・復興	P14 ①解体作業時の飛散防止対策	県・市町村 解体等工事の元受け業者または自主施工者及び解体等工事発注者
	P15 ②防じんマスクの確保	
	P15 ③作業従事者記録の作成と保管	
	P17 ④環境中の粉じん測定と結果の公表	

（注2）アスベスト台帳とは、和歌山県が国交省「建築物石綿含有建材調査マニュアル」に基づき、吹付けアスベストが使用されている建築物等の所在地、所有者、構造等を市町村毎にとりまとめたものをいう。

（注3）本マニュアルのアスベストを含む廃棄物とは、建築物その他の工作物の解体又は補修等に伴って生じた廃棄物のうち、重量比0.1%を超えてアスベストを含有するものをいう。（レベル1～3）

4 災害時におけるアスベスト処理の流れ

(1) 被災建築物等の解体に係るフロー



備考1) 事前調査結果は、アスベストの使用の有無によらず、遅滞なく報告する。新たにアスベスト含有建材が見つかる等、報告内容に変更が生じた場合には、速やかに修正・追加等の報告を行う。なお、令和5年10月より資格者等による事前調査が義務付けられている。

2) ■は石綿含有吹付け材等が使用されている場合を対象とし、使用されていない場合は不要。

3) 石綿含有成形板等や石綿含有仕上塗材が使用されていた場合、届出は不要だが、作業計画を作成し、アスベスト飛散・ばく露防止対策を実施する。

4) 木造家屋であっても石綿含有成形板等や石綿含有仕上塗材が使用されている可能性がある。従って注意解体をする場合には、これらが使用されているものとみなして散水等の飛散防止措置を実施する。作業の途中で石綿含有吹付け材等が見つかった場合は、工事を中断し、協議・届出を行う。

出典：「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（環境省）を一部改変

(2) 事前調査の義務

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、倒壊・損壊建築物等においても、解体等工事が届出対象特定工事に該当するか否か等について事前調査を行わなければならない。事前調査は、設計図書その他の書面による調査、現地での目視による調査、これらの調査によりアスベスト含有の有無が不明な場合の分析調査までを行うことが基本である。しかし、災害時には設計図書等の紛失や破損により、書面調査が実施できないことや、建築物等の倒壊・損壊により、安全上の観点から目視調査のための立入が困難な場合も考えられる。それらの場合の対応例を以下に示す。

(7) 設計図書等が入手できない場合

設計図書その他の書面による調査が困難な場合は、建築物等の設計者、施工者、管理会社等関係者にアスベスト使用情報の提供を依頼する。建築年代や同様の施工を行った建物等の情報から、アスベスト使用を推定できる可能性がある。

(4) 建築物等が倒壊・損壊している場合

建築物等の倒壊・損壊による危険性の増大や物理的障害がある場合は、建物の補強や周囲の建築物等の解体・撤去により建築物等への立入が可能となることがある。また、解体等工事開始当初に立入できない箇所があっても、解体の進行とともに立入可能となった時点において調査を実施する等、解体業者等は、可能な限りこれらの対応を行い、目視調査等を行うよう努める。

特に飛散性の高い石綿含有吹付け材及び石綿含有断熱材等（レベル1、2建材）が使用されている可能性のある建築物等（表4.1参照）において、立入ができず、アスベスト含有建材の有無が明らかとならなかった場合には、アスベストがあるものとみなして、作業計画・協議・届出・解体を実施する。

表 4.1 アスベストの飛散防止に関する要注意箇所

木造	寒冷地では、結露の防止等の目的で吹付け材を使用している可能性がある。木造建築物においては、「浴室」、「台所」及び「煙突周り」を中心に確認する。また、木造車庫の屋根裏や鶏舎等の板金屋根や壁、寒冷地のプレハブハウスのパネルの裏側等の断熱用に石綿含有断熱材が使用されていた事例がある
S 造	耐火被覆の確認を行う。設計図書等による判断においてアスベストの不使用が確認されない場合、耐火被覆は施工されていれば鉄骨全面に施工されているはずなので、棒等を使用して安全に配慮して試料採取・分析確認を行う。
S 造及び RC 造	機械室（エレベーター含む）、ボイラー室、空調機室、電気室等に、吸音等の目的で、石綿含有吹付けの施工の可能性が高いので確認する。
建築設備	空調機・温水等の配管、煙突等のライニング等について可能な範囲で把握する。

出典：「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（環境省）

(3) 注意解体の協議と届出

注意解体とは、アスベストが使用されている又は使用されている恐れがあり、立入不可能である建築物等について、大気汚染防止法施行規則別表第七（五の項）に基づき、散水等の飛散防止措置を講じて解体を実施することをいう。建築物等の解体等工事の元請業者又は自主施工者は、石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等が使用されている可能性がある建築物等（表4.1参照）において、立入りができず、アスベスト含有建材の有無が明らかとならなかった場合には、注意解体の作業計画を作成し、大気汚染防止法を所管する県立保健所（和歌山市環境政策課）及び石綿障害予防規則を所管する労働基準監督署と協議を行った上、解体等工事の発注者等が届出を行う。なお、事前調査結果報告は元請業者又は自主施工者が可能な範囲で行う。

注意解体を行う旨の特定粉じん排出等作業の届出がされた場合、表4.2のチェックポイントを参考に、計画の確認を行う。

表 4.2 「注意解体」の作業計画におけるチェックポイント（参考）

ポイント	
1	事前調査を行っていない範囲からの解体は極力避けること。
2	除去可能な危険要因がある場合、危険の除去から始め、事前調査の可能範囲を広げられるよう努めること（たとえば、瓦の除去等）。
3	解体を周辺部分から行う等の措置によって、事前調査の可能範囲を広げられるように努めること。
4	危険要因の除去及び周辺部分からの解体等によって調査可能範囲を広げた場合、調査を実施し、調査結果に基づき作業計画の修正を行うことを、作業計画に盛り込むこと。
5	アスベスト除去方法の選択は、次の優先順で選択されていること。 優先順 1 必要に応じた補強の実施後、平常通りアスベストを事前に除去 優先順 2 周辺部分から「注意解体」し、安全確保後にアスベスト除去 優先順 3 適切な飛散防止措置を施し、解体・分別
6	「表 4.3 注意解体におけるアスベスト飛散防止措置等」の実施事項を満たしていること。
7	解体中の新たなアスベスト発見時の対応について記載されていること。（関係届出機関への即時報告と計画の再協議及び修正）

出典：「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（環境省）を一部改変

(4) 注意解体におけるアスベスト飛散防止措置等

アスベスト含有建材が使用されている可能性のある建築物等（表 4.1 参照）で、完全に倒壊した建築物等及び補強によっても立入の不可能な建築物等については、「注意解体」となるが、そのアスベスト飛散防止措置実施事項を、表 4.3 に示す。

表 4.3 注意解体におけるアスベスト飛散防止措置等

対象	実施事項
近隣への配慮	解体等作業の実施に当たっての掲示は、平常時においても実施されているところであるが、災害時においては、より分かりやすい場所へ確実な設置を行うとともに、近隣住民への周知に努める。アスベストが無い場合でも無い旨を掲示する。
飛散防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の四方は、建築物の高さ+2m以上の高さ（最低高3m）の万能鋼板又は防じんシートによって養生する。 ・工事期間中は常に散水を行う。（薬液散布・固化が望ましい）
新たなアスベストへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・解体事前調査が不可能であった場所が、解体の進行に伴い調査が可能となった場合には、速やかに調査を行い、アスベスト含有建材を発見した場合には作業計画を変更する。石綿含有吹付け材等が発見された場合には、協議の上、届出を実施する。 ・解体作業中にも、できる限り不明箇所の調査を行えるように作業計画を作成する。 ・報告内容に変更が生じた場合は、速やかに修正、追加の報告を行う。
廃石綿等・石綿含有廃棄物に係る廃棄物の分別等	<ul style="list-style-type: none"> ・廃石綿等、石綿含有廃棄物、アスベストを含まない廃棄物に区分し、分別する。石綿含有吹付け材等の除去に当たっては、部分隔離、薬液散布等飛散防止措置を実施する。 ・アスベストの取り残しがないことを確認し、鉄骨やその他の建材等にアスベストが残らないよう、特に注意する。 ・区分ごとに適正な現場保管・搬出を実施する。

出典：「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（環境省）を一部改変

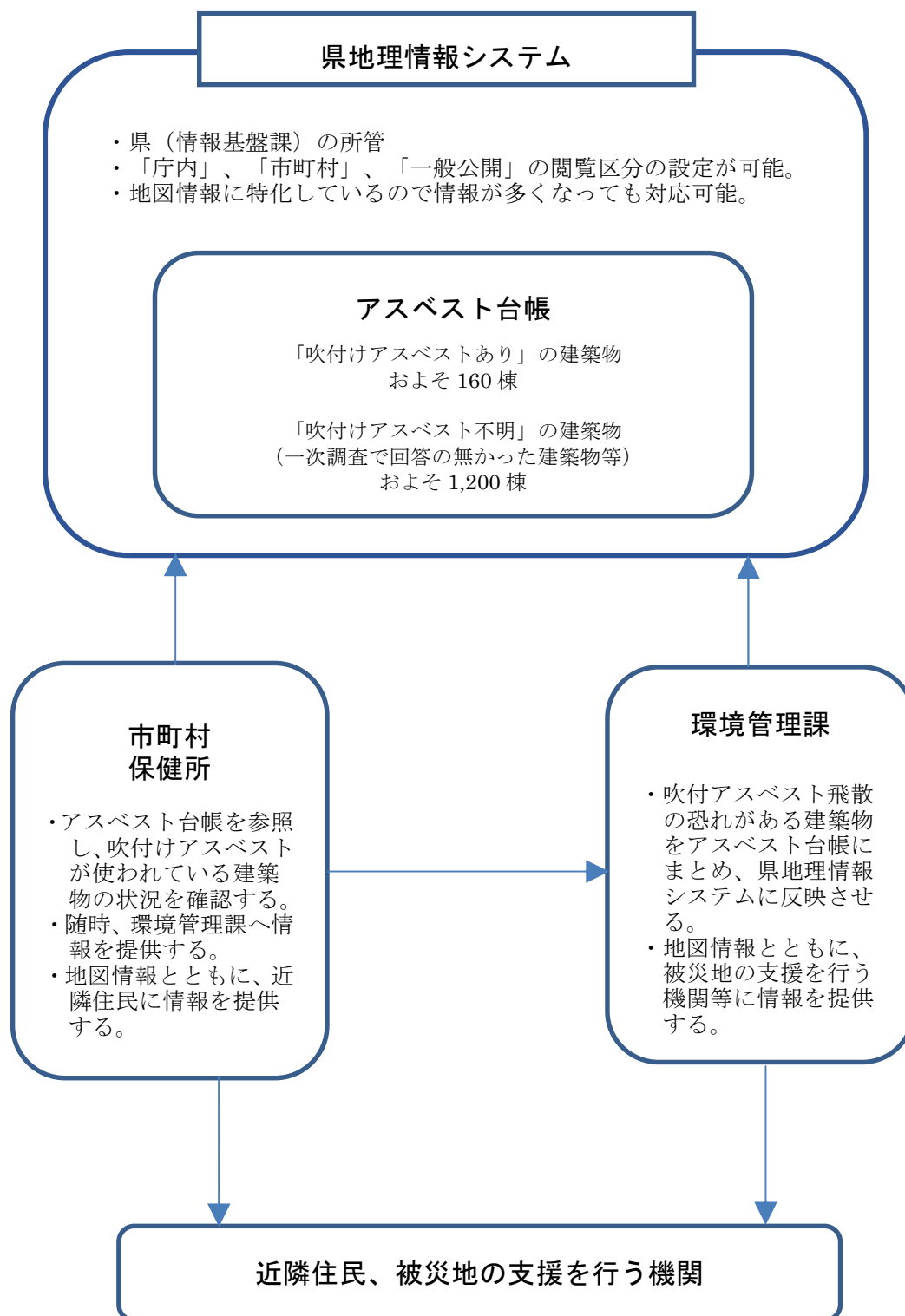
(5) 注意解体に係る立入検査

注意解体の届出を受けた現場のうち、注意解体の作業中を選び、作業現場の敷地境界付近で、環境管理課及び保健所による繊維状粒子自動測定器による測定を実施し、粉じん中の繊維数濃度を測定する。（測定する時間、頻度、回数については、災害の規模に応じて環境管理課で判断するものとする。）

繊維状粒子自動測定器の測定により総繊維数濃度で10本/Lを超えた場合は、アスベスト飛散の恐れがあるので、すみやかに、近隣の住民に対し、市町村職員等を通じて、アスベスト飛散の注意喚起と防じんマスクの着用を呼びかける。

また、消防、自衛隊を始めとした被災地の支援を行う機関にも情報を提供する。

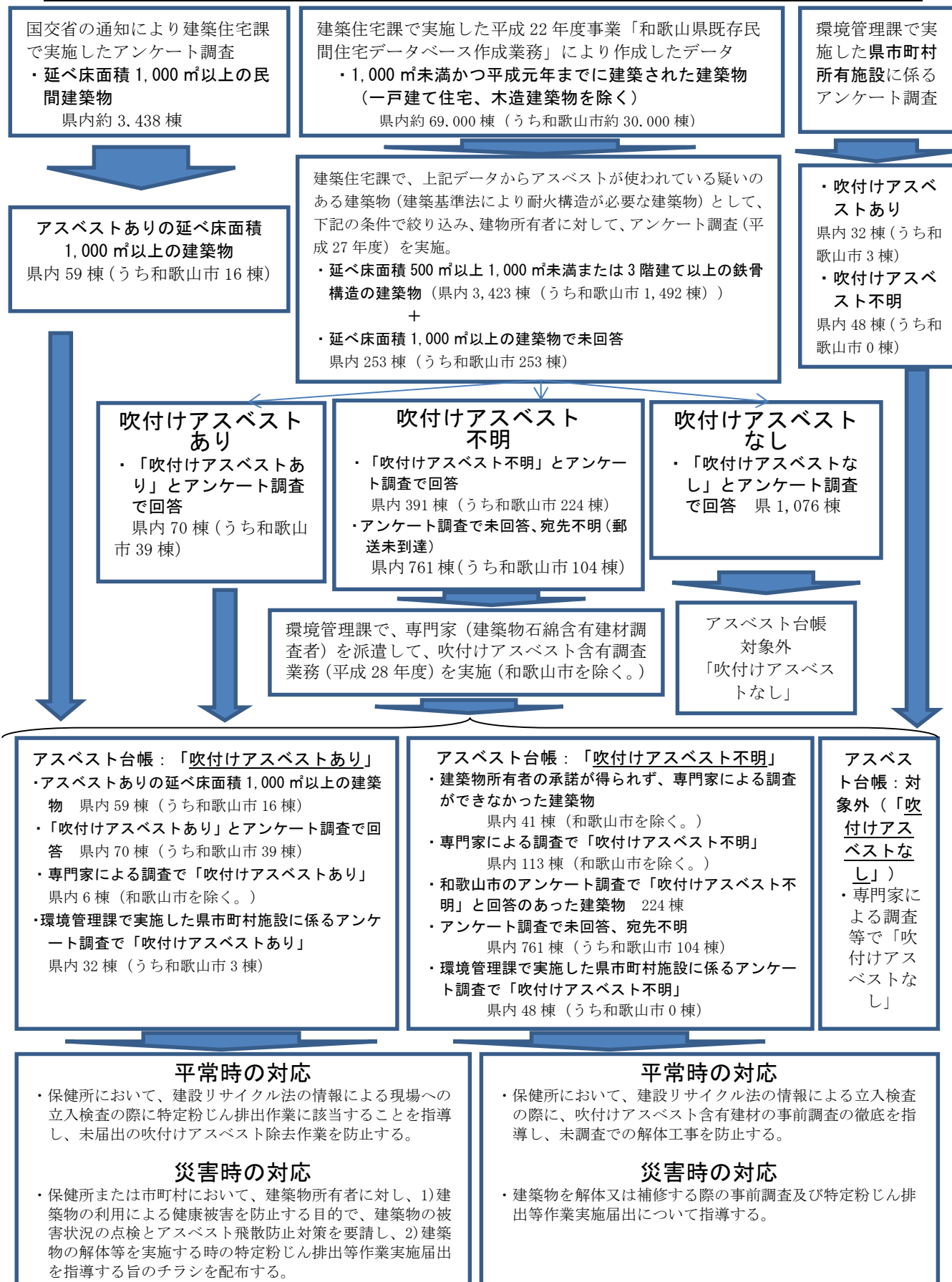
(6) 災害時のアスベスト飛散に係る情報の共有



各項目に係る説明

(1) 平常時

① アスベスト台帳の作成（平成 28 年度作成）



※ アスベスト台帳は、建築住宅課（和歌山市建築指導課）のアンケート調査並びに環境管理課の現地調査及びアンケート調査により作成した。アンケート調査においては未回答・宛先不明があること、現地調査においては調査の承諾が得られなかった建築物及び天井裏等の目視調査ができない箇所があったことから、アスベスト台帳は、あくまでも調査可能範囲で作成したものであることに留意すること。

アスベスト台帳については、特定粉じん排出等作業実施届出書、事前調査結果報告などを活用し、吹付けアスベストが除去済みの建築物、解体済みの建築物などを台帳から消去するなどの更新を随時行う。平成28年度から令和5年度までの棟数の変化を表5.1に示す。

表 5.1 アスベスト台帳の棟数

区分	H28 棟数	R5 棟数
吹付けアスベスト有り	1 6 7	1 5 9
吹付けアスベスト不明（1次調査済）	3 2 5	3 2 3
吹付けアスベスト不明（調査未回答）	6 8 3	6 7 7
吹付けアスベスト不明（2次調査済）	1 1 3	1 1 3

なお、災害時における避難所の重要性に鑑み、市町村は新たに指定した避難所の建築物について、アスベストの有無を再確認するものとする。

② 災害時のアスベストを含む廃棄物の処理方法

(7) 県

県内の圏域毎に一定規模の災害廃棄物の仮置場候補地を選定する。

(4) 市町村

災害時のアスベストを含む廃棄物の処理方法について、下記の資料を参考に検討し、各市町村の地域防災計画及び災害廃棄物処理計画に反映する。また、通常の処理能力を超える大規模な災害廃棄物の発生を想定し、仮置場候補地を選定する。

和歌山県災害廃棄物処理計画 震災：P79, P83, P84, P90 風水害：P127, P131, P132, P136

5 参考資料(4) : 環境省「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(第3版)」

<https://www.env.go.jp/content/000128426.pdf>

5 参考資料(5) : 環境省「廃石綿が混入した災害廃棄物について」

https://www.env.go.jp/jishin/saigai_ishiwata.pdf

③ ボランティアの粉じん暴露防止対策

(7) 県

和歌山県災害ボランティアセンターのボランティアコーディネータ研修会(年1回)において、アスベスト安全教育を実施する。

参考：ボランティアコーディネータとは、災害時においてボランティア活動希望者と現地の被災者等のニーズを照会して、ボランティア活動希望者の活動内容、日程、人員等を調整する役割を担う者で、主に市町村の社会福祉協議会の職員が担当している。

(4) 市町村

ボランティア募集担当部署(市町村社会福祉協議会等)と調整し、ボランティア募集時に防じんマスクを持参するように周知する。

④ 防じんマスクの自助備蓄に係る周知啓発

(7) 県

県民の友やテレビ、ラジオなどで防じんマスクの自助備蓄の周知啓発をする。

(4) 市町村

防じんマスクの自助備蓄に係る周知啓発をする。

⑤ 公務に従事する者向けの防じんマスクの備蓄

(7) 県

公務で復興作業に従事する職員を対象に防じんマスクの備蓄をする。

(例) 備蓄をしている課室と対象者

環境管理課 : 解体作業の立入検査や環境測定に従事する職員

建築住宅課 : 応急危険度判定で県が派遣する職員及びボランティア

循環型社会推進課 : 災害廃棄物処理の支援で県が派遣する職員

(4) 市町村

a 公務で復興作業に従事する職員を対象に防じんマスクの備蓄をする。

(例) 応急危険度判定に従事する職員

消防、災害救助に従事する職員
災害廃棄物の処理に従事する職員

- b 各市町村で防じんマスクの備蓄を進める場合は、実際に粉じんが多い場所で活動する職員の人数を見込んで数量を確保する。その際の目安として、1日1個の計算で、(対象人数)×(6ヶ月間の従事予定日数)と想定される。

参考：東日本大震災の被災地において防じんマスクが入手困難になった事例から6ヶ月としている。

- c 防じんマスクは、使い捨て式防じんマスクとフィルタ交換式防じんマスクがあり、備蓄及び特定の者が連続使用をするのであれば、フィルタ交換式防じんマスクを推奨する。
使い捨て式防じんマスクは、「静電ろ過材」を使用しているため、保存期限(製造から3~5年)がありローテーションを図る必要があることから、防災訓練などで防じんマスクの自助備蓄の周知啓発を図る目的での配布や感染症予防対策で窓口職員が着用するなどの活用が考えられる。

(2) 応急対応時

① 初動対応者・住民等への注意喚起

(7) 県・市町村

県及び市町村は初動対応者及び住民に対して、アスベストを含む粉じんのばく露防止について注意喚起を行う。注意喚起の内容は、アスベストに関する基本的な情報、粉じんばく露を避けるためむやみに被災建築物等に近づかないこと、被災建築物付近で作業等を行う必要がある場合は正しい装着方法で防じんマスクを装着すること、アスベストの可能性のあるものには触れないこと等を周知する。また、被災地で活動するボランティア等に対して、防じんマスクの着用を徹底するように、ボランティアに配布するチラシや避難所での掲示物により周知を行う。

② 飛散の恐れのある場所への対応

(7) 県・市町村

- a 応急危険度判定^{*}と連携し、アスベスト台帳及び住民からのアスベストの露出に係る情報提供などにより、損壊建物のアスベスト露出状況の把握を行う。露出状況の把握は、特に飛散の恐れが高い石綿含有吹付け材(レベル1建材)を最優先とし、石綿含有断熱材等(レベル2建材)についても、飛散防止の視点から対象とする。特に煙突用断熱材については、煙突は屋外に設置されていることが多く、破損した際に断熱材が露出する可能性が比較的高いため、注意が必要である。

^{*}応急危険度判定とは、地震等により被災した建築物について、その後の地震等による倒壊の危険性及び建築物の部材の落下等の危険性を速やかに判定し、建築物の利用者に情報提供することにより二次災害を防止することを目的とするもの。(応急危険度判定士が診断を実施)

- b 石綿含有吹付け材等のアスベスト飛散の恐れが確認された場合は、建築物等の所有者に対し、アスベスト飛散・ばく露防止の応急措置を要請し、建築物等の解体等を実施する時の特定粉じん排出等作業実施届出を指導する旨のチラシを配布する。
- c 建築物等の倒壊・損壊に伴う応急の飛散・ばく露防止の応急措置は、原則として建築物等の所有者が行うが、所有者による措置が困難な場合は、所有者からの依頼に基づき、県及び市町村が応急措置を実施する。

また、建築物所有者等の所在不明等により連絡が取れない場合であって、緊急の対応が

必要と判断される場合には、県及び市町村は、周辺の立ち入り禁止措置等の応急措置を実施する。

- d 県は、アスベスト飛散の恐れがあるとして確認された建築物について、その情報をアスベスト台帳にまとめ、地理情報システムに反映させる。県及び市町村は、同システムによる地図情報とともに、それらの建築物の情報について、近隣住民や被災地の支援を行う機関等に提供する。

チラシの参考例

5 参考資料(6)：特定粉じん排出等作業に係る周知チラシ案

③ 国へのアスベスト対応マスク支援の要請

(7) 県

県は、必要に応じて、国（環境省又は厚生労働省）に対して、防じんマスクの支援を要請する。

参考：熊本地震では、国（環境省及び厚生労働省）が、公益社団法人日本保安用品協会に要請し、使い捨て防じんマスクが熊本県に無償で届けられた。

(3) 復旧・復興時

① 建築物等の解体作業時の飛散防止対策

(7) 県

a 事前調査結果の報告について

アスベストの使用の有無によらず、遅滞なく（遅くとも解体等工事に着手する前に）事前調査の結果等の報告を解体等工事の元請業者又は自主施工者に求める。なお、注意解体の事前調査結果については、可能な範囲*で報告を求める。

※調査期間、調査責任者、物件の概要、調査対象材料、調査方法、立入可の範囲における調査結果等

b 届出について

大気汚染防止法第 18 条の 17 に基づく特定粉じん排出等作業実施届については、平常時同様、届出の指導を行う。なお、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、同法第 18 条の 17 第 2 項の規定に基づき、速やかに届出を求める。（平常時は 14 日前まで）。

なお、災害により倒壊した建築物等を解体する行為（全壊した建築物等を撤去する行為を含む。）は、大気汚染防止法第 2 条でいう「解体」に該当するため、特定粉じん排出等作業実施届出書の提出の対象となる。（環境省大気環境課確認。）

津波により打ち上げられた船舶の解体作業については、船舶の機関室内の断熱材や吹付け材としてアスベストが使用されている場合は、工作物の扱いで届出を指導する。（P20「5 参考資料(2)」参照。）

参考：船舶におけるアスベストは、機関室内の配管、断熱材、内装材（吹付け材）として使用されている恐れがある。（平成 18 年（2006 年）9 月以降に建造された船舶、船体が FRP 製の小型船舶については、アスベストは使用されていない。）

※注意解体の場合は「4（3）注意解体の協議と届出」を参照

c 立入検査について

(a) 大気汚染防止法第 18 条の 17 の規定による届出のある現場

飛散性アスベストの除去等を伴う場合は、大気汚染防止法で定める作業基準を満たした作業をしているかを立入検査票に沿って元請けの責任者に確認する。

(b) **注意解体の作業現場**

注意解体の作業計画どおり実施されているかを確認する。

(c) **その他の現場**

住民及び市町村から粉じんに係る情報提供があった場合は、作業者に作業基準の遵守を求めるとともに、立入検査票に沿って元請けの責任者に確認する。

(4) **市町村**

a **苦情があった場合の対応について**

住民から、粉じん苦情があった場合は、解体等工事に係る掲示を確認し、解体事業者に対し散水の措置を求める

b **届出について**

市町村が建築物所有者等に代わって建築物等の解体を行う場合は、あらかじめアスベスト台帳を参照したうえで、「4 災害時におけるアスベスト処理の流れ」に従い、必要な対応を行う。

なお、解体等を行う場合に、特定粉じん排出等作業実施届出書の提出が必要な建築物等は、以下のとおり。

1. 事前調査の結果、アスベスト含有吹付け材（レベル1建材）やアスベスト含有断熱材等（レベル2建材）の使用が確認された場合
2. アスベスト含有吹付け材（レベル1建材）やアスベスト含有断熱材等（レベル2建材）が使用されている可能性がある建築物等（表 4.2 参照）において、倒壊・損壊に伴う立入不可により目視調査等が行えず、それら建材の使用の有無が不明な場合（注意解体の届出）

c **アスベストを含む廃棄物（レベル1～3）の処理について**

アスベストを含む廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び和歌山県災害廃棄物処理計画に従い、適正に処理する。（P10「②災害時のアスベストを含む廃棄物の処理方法」参照。）

② 防じんマスクの確保

(7) **県**

市町村の状況に応じて、マスクの製造メーカー等に問い合わせるなどの方法で防じんマスクの確保に努める。

(4) **市町村**

災害発生時の建築物等の倒壊・損壊に伴う住民のアスベスト暴露防止のために、県と連携して防じんマスクの確保に努める。

参考：東日本大震災の事例では、環境省から被災した自治体に対して、防じんマスクの確保の促進を図る通知が発出されている。（環境省通知 平成 23 年 4 月 28 日付け環水大大発第 110428002 号）

③ 作業従事者記録の作成と保管

(7) **県・市町村**

復興作業に携わる者について、作業従事者記録を残す。

作業従事者記録で記載すべき項目は、石綿障害予防規則第 35 条で規定されている項目とする。

a 災害ボランティア

自発的意志で復興作業に従事する者。労働災害の対象外となるが、市町村での記録の保管を推奨。

様式は、ボランティア申込み書などを使用し、保管期間は、40年間を目安とする。

b 復興作業従事者（公務による従事者）

公務で災害時派遣要員などで復興作業に従事する者。公務災害の申請資料となるため、下記のアスベスト（石綿）を含む粉じん作業従事者記録を参考に任命権者又は派遣元となる所属の長の責任で作成し、40年間保管する。

c 復興作業従事者（民間事業者）

民間の解体事業者など復興作業に従事する者。石綿障害予防規則第35条において、事業者の責任で記録し、従事しないこととなった日から40年間保存することが義務化されている。（指導権限は労働基準監督署であるが、復興作業を委託する際は適切に対応できているか留意する。）

<参考：公務で復興作業に従事する者の作業従事者記録の様式例>

アスベスト（石綿）を含む粉じん作業従事者記録（40年間保管すること）

所属・職・氏名：

住所：

連絡先（電話番号）：

従事した期間	作業場所 建築物名 現場名	従事した作業内容 (具体的に)	同時期に 従事した 者の氏名	使用した保護具	本人印 または 自署	責任者 印
○年○ 月○日 から○ 年○月 ○日迄	○○市 ○○付近	がれき片付け作業	環境課 紀州 一 郎	(○) 使い捨て防じんマスク [DS2 ・ N95] () 取り替え式防じんマスク () その他 []		
○年○ 月○日 から○ 年○月 ○日迄	○○市○○ ○○ビル	解体工事の立ち会 い	(株)○建設 和歌 花 子	() 使い捨て防じんマスク [DS2 ・ N95] () 取り替え式防じんマスク (○) その他 [サージカルマスク]		
○年○ 月○日 から○ 年○月 ○日迄	○○市○○	一次仮置き場での 分別作業	県庁循環 型社会推 進課 ○○	() 使い捨て防じんマスク [DS2 ・ N95] (○) 取り替え式防じんマスク () その他 []		
年 月 日 から 年 月 日迄				() 使い捨て防じんマスク [DS2 ・ N95] () 取り替え式防じんマスク () その他 []		

※ この表への記入は、粉じんによる健康モニタリングの基礎資料及びあなたが将来じん肺やアスベスト関連の病気になった時に公務災害や労働災害の補償等を受ける際の証明になります。

④ 環境中の粉じん測定と結果の公表

(7) 県

総繊維数濃度測定（PCM法）または繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）を用いて、測定を実施する。測定結果が、10本/Lを超える場合は、ただちに周辺の作業員への注意喚起及び市町村に情報提供を行う。

また、測定結果は、ホームページで情報提供する。ホームページに掲載するのは、総繊維数濃度測定にて測定した日時、場所、測定結果とする。

また、繊維状粒子自動測定器による測定結果は公式値ではないことを記載して掲載する。

測定方法	総繊維数濃度測定（PCM法）	繊維状粒子自動測定器による測定
長所	環境省の公定法となる測定方法なので、測定結果を公式値として扱える。	測定結果がその場で判明するので、現場ですぐに飛散防止措置などの指導が可能となる。
短所	測定結果が判明するまで数日を要する。	測定結果は、PCM法に比べ若干高く出る傾向にあり、また、衣類等の繊維くずも検出することがある。 公式値として扱えない。
測定方法及び結果判明までに要する時間	試料採取に4時間、その後、位相差顕微鏡による計数観察をするので測定結果が出るまで数日を要する。	30分間測定。 測定器の設定で連続測定も可能。
主な測定地点	被災した住民等へのばく露防止と住民の不安解消の観点から選定する地点。 ・避難所、仮設住宅、授業が行われている学校等の周辺 ※地点の選定については、代表的な地点として、県の判断で選定する。	測定結果がすぐに必要となる地点 ・アスベストを含む建材が使用されている建築物等の注意解体現場の敷地境界 ・がれきの撤去作業現場の敷地境界 リアルタイムでアスベストを含む粉じんの飛散を監視する必要がある地点 ・アスベストを含む災害廃棄物を保管する一時保管場所の敷地境界
測定器の台数	3台 試料採取に用いるエアースンプラー 県環境衛生研究センターに配備	4台 繊維状粒子自動測定器 （リアルタイムファイバーモニター） 岩出、海南、田辺、新宮の各保健所に配備
測定情報の公開及び利用	安全情報として扱う。 環境省へ報告するとともに県のホームページ上で公開する。 10本/Lを超えている場所は、下回るまで同じ場所で測定を継続する。	危険（注意喚起）情報として扱う。 10本/Lを超えている場所は、改善指導を行うとともに、関係部署で情報共有し、周辺で活動する住民及びボランティアを対象に注意喚起と防じんマスク着用を周知する。

5 参考資料

(1) 東日本大震災の被災地において活動するボランティア等に対する防じんマスク着用の周知徹底等について（環境省通知 平成 23 年 4 月 28 日付け環水大大発第 110428003 号）

環水大大発第 110428003 号
平成 23 年 4 月 28 日

都道府県
各 大気環境担当部（局）長 殿
政令市

環境省水・大気環境局大気環境課長

東日本大震災の被災地において活動するボランティア等
に対する防じんマスク着用の周知徹底等について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により広範囲にわたる地域で甚大な被害が発生し、多くの建築物等が損壊するとともに、膨大な量の災害廃棄物が発生したところであり、今後の災害復旧工事における建築物等の解体・改修工事やがれきの処理に伴い、アスベストを始めとする粉じんの飛散が懸念されています。

平成 23 年 4 月 27 日に公表したアスベスト大気濃度調査に係る予備調査の結果（別添 1）においては、アスベスト濃度は通常の一般大気環境とほぼ変わらなかったことから、アスベストはそれほど飛散していないと考えられます。しかし、他と比較して総繊維数濃度が高い測定地点もあったことから、一般粉じんが相当程度飛散している場所もあると考えられます。アスベスト以外の一般粉じんでも健康に影響を及ぼす可能性があり、今後、被災地が乾燥していくことやがれき処理及び建築物等の解体作業が本格的に始まること等も考慮すると、防じんマスクの着用の徹底が必要です。

環境省においては、平成 23 年 4 月 5 日付け環水大大発第 110405001 号「東日本大震災の被災地におけるアスベストに関する正しい知識の普及啓発と使い捨て式マスクの無償配布について」により、アスベスト対策に関する正しい知識の被災した住民等への普及啓発の促進についてお願いしておりました。しかし、全国からボランティアが被災地に入り、ボランティア活動が活発になっている状況から、アスベストを始めとする粉じんのばく露が懸念されます。

このため、ボランティア等へのアスベストを始めとする粉じんのばく露防止とボランティア等が有する不安への対応のより一層の徹底を図るため、下記のご対応をお願いします。

記

1. ボランティア等に対する防じんマスク着用の周知徹底について

(1) 被災した地方公共団体にご対応願いたい事項

環境省においては、環境省ホームページのトップの「東日本大震災への対応について」のページ内で、アスベスト対策に関する情報提供※1 を行っていますので、ボランティア等に紹介するなど、積極的に活用して下さい。

また、貴自治体のボランティア担当の内部部局だけでなく、管下市町村のボランティアの受入窓口等に対して本通知の内容についての情報提供を行うとともに、適宜その内容を印刷した上で配布・掲示する、あるいは、貴自治体及び管下市町村で運営しているツイッター等の民間ソーシャルメディアを活用するなど、あらゆる手段を活用して周知徹底に努めて下さい。

※1 該当URL : <http://www.env.go.jp/jishin/index.html#asbestos>

(2) 被災した地方公共団体以外の地方公共団体にご対応願いたい事項

全国から多数のボランティアが被災地に入り、活動を行っていますが、ボランティアが防じんマスク等を持参しないまま活動を行う可能性もあります。

そのため、貴自治体におかれましては、被災地に入る予定のボランティアに対し、防じんマスク等の装備を持参の上、被災地に入るように注意喚起をお願いします。

2. 防じんマスクの正しい着用方法の周知徹底について

防じんマスクは正しく着用しないと十分な性能を発揮しないことが知られております。

そのため、防じんマスクの取扱説明書に従い、正しく着用するよう周知徹底をお願いします。また、環境省では、防じんマスクの正しい着用について解説したチラシ（別添2）をホームページ上で掲載※2 しておりますので、1. に準じたご対応をお願いします。

なお、（社）日本保安用品協会では、防じんマスクの正しい着用方法について指導を行う保護具アドバイザーの派遣等も行っているとのことですので、必要に応じて活用して下さい。

※2 該当URL：http://www.env.go.jp/jishin/attach/asbestos_mask-set.pdf

粉じんのばく露を防ぐために

正しく防じんマスクを装着しましょう

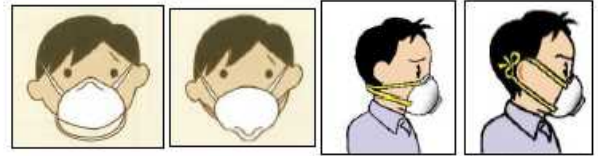
適切な性能を有する防じんマスクを使いましょう

以下のいずれか一つ以上の合格・認定を受けた防じんマスクを使いましょう。

- ・ 厚生労働大臣の型式検定
例: DS2マスク 等
- ・ NIOSH規格
例: N95マスク 等
- ・ 欧州規格(EN149)
例: FFP2マスク 等

間違った防じんマスクのつけ方に注意しましょう

(使い捨て式防じんマスクについて「悪い例」の紹介)



しめひもが片側はずれている マスクが上下逆さま しめひもが首元で2本がけになっている しめひもを加工して耳かけ式にしている

防じんマスクをつけた時の注意点について

しっかりと顔に密着させましょう

- マスクの変形・破損が無いことを確認した上で取扱説明書に従って装着を行う。
- しめひも調節が行えるものは、必ず適切な長さに調節する

顔に密着しているか確認しましょう

- 取扱説明書に従って使用のたびに必ず顔に密着しているか確認しましょう。
- もし、漏れ込みが感じられた場合は
① マスクの位置を調節する
② しめひもの長さを調節する 等
を行って再度確認してください

※注意事項

- ・ 防じんマスクの規格は性能に応じた種類がありますので作業内容に応じた防じんマスクを選択して下さい。
- ・ 酸素濃度18%未満の作業環境では絶対に使用しないで下さい。
- ・ 使用中にマスクが損傷したり、呼吸が苦しくなったり等の場合には速やかに安全な場所へ移動して下さい

資料出典: (社)日本保安用品協会
日本呼吸用保護具工業会
スリーエムヘルスケア(株)

マスクのつけ方 (N95の例)

1) カップ型

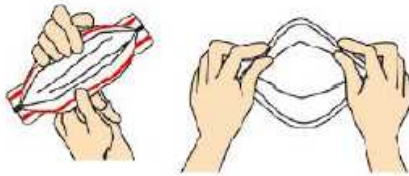
- ① マスクの鼻あてを指のほうにして、ゴムバンドが下にたれるように、カップ状に持ちます。
- ② 鼻あてを上にしてマスクがあごを包むようにかぶせます。
- ③ 上側のゴムバンドを頭頂部近くにかけます。
- ④ 下側のゴムバンドを首の後ろにかけます。
- ⑤ 両手で鼻あてを押さえながら、指先で押さえつけるようにして鼻あてを鼻の形に合わせます。
- ⑥ 両手でマスク全体をおおい、息を強く出し空気が漏れていないかユーザーシールチェックを行います。

職業感染制御研究会 (JRGOICP)



マスクのつけ方（N95の例）

2) 3つ折



- ① マスクの上下を確認し、広げます。ノーズワイヤにゆるやかなカーブをつけます。



- ② 鼻とあごを覆います



- ③ マスクを押さえながら上ゴムバンドを頭頂部へ、下ゴムバンドを首まわりにつけます。



- ④ マスクを上下に広げ、鼻とあごを確実に覆います。



- ⑤ 両手の指で鼻あてが鼻に密着するように軽く押しします。



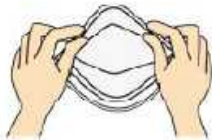
- ⑥ 両手でマスクを覆い、空気漏れをチェックして密着のよい位置にマスクを合わせます。

職業感染制御研究会（JRGOICP）



マスクのつけ方（N95の例）

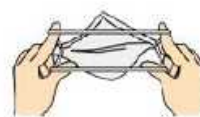
3) くちばし型



- ① マスクを上下に下げ、ノーズワイヤーにゆるいカーブをつけます。



- ② マスクを上に掲げ、ゴムバンドをたらしめます。



- ③ 人差し指と親指で2本のゴムバンドを分けます。



- ④ ゴムバンドを指で把持しながら、顎の下にマスクを当てます。



- ⑤ ゴムバンドを引き上げ、頭頂部と首の後ろにバンドをかけます。



- ⑥ 2本のゴムの角度は90度になるようにします。



- ⑦ ノーズワイヤを指で押し当て、鼻の形に合わせる。



- ⑧ ユーザーシールチェックを行い、フィットを確認します。

職業感染制御研究会（JRGOICP）



(2) 東日本大震災による津波により打ち上げられた船舶の解体等作業における大気汚染防止法の取扱いについて（環境省通知 平成 23 年 6 月 30 日付け環水大大発第 11063001 号）

環水大大発第 110630001 号

平成23年6月30日

都道府県
各 大気環境担当部(局)長殿
政令市

環境省水・大気環境局大気環境課長

東日本大震災による津波により打ち上げられた船舶の解体等作業
における大気汚染防止法の取扱いについて

日ごろ、大気環境保全行政の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、東日本大震災による津波により多数の船舶が打ち上げられており、これらの船舶の中には石綿が使用されているものも想定されることから、船舶の解体・改修作業においては、その作業の場所から石綿が排出され、又は飛散することを防止する必要があります。

通常、運行している船舶については、大気汚染防止法(以下「法」という。)第2条第12項に規定する建築物その他の工作物に該当しないため、法の適用を受けていないところですが、当該船舶(鋼製の船舶に限る)については、人工的作為は加わっていないものの土地に接着していることから、法第2条第12項に規定する工作物として、法に準じて取り扱うこととしました。

については、法に基づく特定粉じん排出等作業の規制として、①原則として作業開始前の14日前までに作業実施の届出を提出する。②特定粉じん排出等作業を実施する際には作業基準を遵守する必要がありますので、関係事業者への指導等の対応をしていただくようお願いします。

なお、別添のとおり関係団体の長宛て通知しましたので、申し添えます。

(3) 防じんマスクの備蓄についての考え方



防じんマスクとは、労働安全衛生法に係る厚労省の指針（平成 24 年 5 月 9 日 技術上の指針 公示第 19 号）において、粉じん作業を行う際に着用が求められるマスクのこと。

災害時に防じんマスクが必要とされる期間及び場所は下記のとおり

期間：災害発生時から復興作業が行われる期間

場所：がれき撤去作業現場、解体作業現場、災害廃棄物の一時保管場所の周辺

主な防じんマスクの種類

マスクの種類	使い捨て式防じんマスク	フィルタ取替式防じんマスク
写真	 <p>(上図のマスクは DS2 マスク)</p>	 <p>(上図のマスクは RL3 マスク)</p>
主な規格	<p>DS2 マスク（厚労省国家検定合格品） 粉じん捕集効率 95%以上</p> <p>N95 マスク（米国規格） 粉じん捕集効率 95%以上</p> <p>※N95 マスクは国家検定を取得していないが、国家検定合格品と同等以上の粉じん捕集能力があることが確認され、東日本大震災では使用が認められた。</p>	<p>RL3 マスク（厚労省 国家検定合格品） 粉じん捕集効率 99.9%以上</p> <p>RL2 マスク（厚労省 国家検定合格品） 粉じん捕集効率 95%以上</p>
特長	<p>フィルタは、主に「静電ろ過材」を使用している。</p> <p>フィルタの保存期限が設定されていて、保存期限を過ぎると粉じん捕集効率が低下する恐れがある。</p> <p>参考 保存期限 (規格、メーカーにより異なります。) DS2 マスク・・・製造から約 3 年 N95 マスク・・・製造から約 5 年</p>	<p>フィルタは、主に「メカニカルフィルタ」を使用している。</p> <p>保存期限は、概ね製造日から 10 年と設定されていますが、保存による粒子捕集効率の低下はほとんどありません。</p>
入手方法	<p><平常時> ホームセンターや業務用作業着を取り扱う店舗で販売。 平常時でも在庫はあまり多くなく、小売りでは、1 個あたり 300~500 円。</p> <p><災害時> 需要が急増することにより、供給が滞る恐れがある。 東日本大震災では半年から 1 年程度、入手困難な時期が継続</p>	<p>業務用の資材を扱う店舗で販売。 小売りはほとんどない。</p> <p>(参考) 県の購入実績 マスク本体 重松製作所：DR80L4N 5,184 円 フィルタ (2 個組) 重松製作所：L4N 1,060 円</p>

※災害時の防じんマスクに係る対応
住民

- ・・・自助備蓄で対応してもらうように周知する。要配慮者（呼吸器に疾患がある方、乳幼児）については、健康な人より影響が出る恐れがあるので必要な分を確保する必要がある。

災害ボランティア

- ・・・ボランティア募集時に防じんマスクを持参するように周知する。
ただし、実際に粉じんの多い場所での作業に従事する方で防じんマスクを持参していない方については備蓄で対応する必要がある。
(県社会福祉協議会に災害ボランティアの防じんマスクの備蓄を呼びかけ)

復興作業従事者（がれき撤去等の委託事業者）

- ・・・受託事業者で準備。労働安全衛生法及び石綿障害予防規則で雇用主に義務

復興作業従事者（県及び市町村職員）

- ・・・任命権者の責任で職員のアスベスト暴露防止を講ずる必要がある。

(4) 環境省「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」

<https://www.env.go.jp/content/000128426.pdf>

廃石綿が混入した災害廃棄物について

石綿が使用されていた建築物等が災害により倒壊したことにより廃棄物として処理されることとなったものの処理方法は、次のとおり。

被災場所、一時保管場所における取扱いについて

- 吹き付け石綿等の廃石綿及び廃石綿の付着・混入が疑われるものについては、石綿の飛散を防止するため、散水等により、十分に湿潤化する。
- 災害廃棄物から吹き付け石綿等の廃石綿若しくは廃石綿の疑いのある物を除去等回収した場合にあっては、次のとおり取扱う。
 - ・ プラスチック袋を用いてこん包した上で、フレコンバック等丈夫な運搬容器に入れ、他の廃棄物と混合することがないように区別して保管、運搬する。
 - ・ 保管場所には、廃石綿の保管場所である旨表示する。

処理について

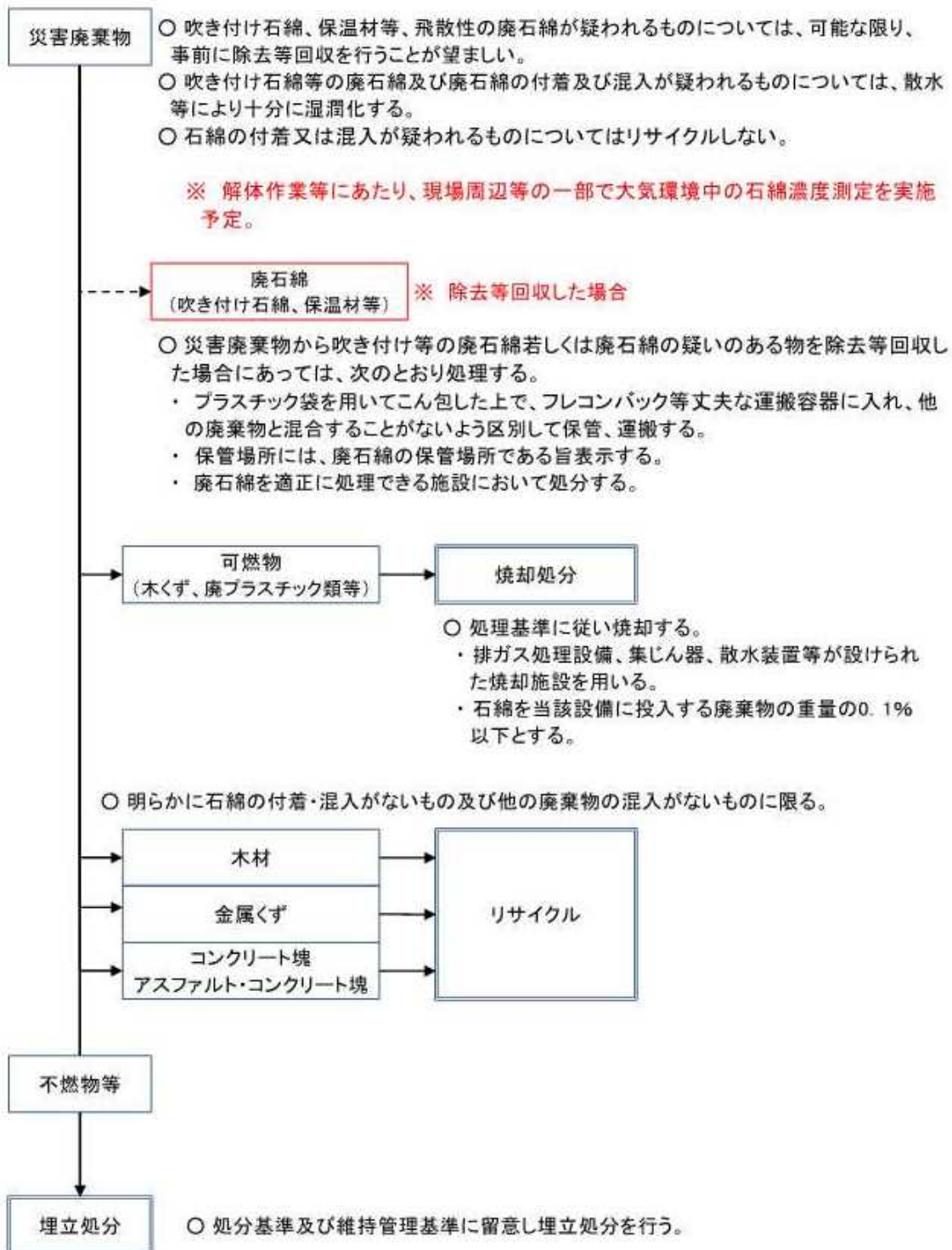
- 吹き付け石綿等の廃石綿若しくは廃石綿の疑いのある物については、適正に処理できる施設において処分する。
 - 可燃物(木材、紙くず、プラスチック類等。石綿の付着が疑われるもの及び石綿の付着が微量であるものを含む。)については、排ガス処理設備、集じん器、散水装置等が設けられた焼却施設を用いて焼却することが可能である。
 - 石綿の付着・混入が疑われるもの又は倒壊した建築物等であって石綿が付着していないことが確認できないものについては、リサイクルせず、焼却処分又は埋立処分を行う。
 - 吹き付け石綿等の廃石綿若しくは廃石綿の疑いのある物を埋め立てた場合にあっては、その位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存する。
- ※ 石綿含有スレート等、非飛散性の石綿含有廃棄物についても、同様に取扱うことが望ましい。

(参考)

1. 廃掃法上の取扱いについて石綿が使用されていた建築物等が災害によって倒壊したことにより廃棄物として処理されることとなったものは、石綿建材除去事業(大気汚染防止法に規定する特定粉じん排出等作業に相当)に伴って排出された廃棄物ではないことから、吹き付け石綿等であっても、廃掃法施行令第2条の4第5号に規定する「廃石綿等」(特別管理産業廃棄物)には該当しないこと。
2. 建築物の解体等作業であって、当該作業が大気汚染防止法第2条第12項に規定する特定粉じん排出等作業に該当する場合には、同法に規定している作業基準によること。なお、建築物等における石綿飛散防止対策に関しては「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(平成19年8月 環境省)(※)を参考にされたい。
(※<http://www.env.go.jp/air/asbestos/indexa.html>)
3. 石綿が使用されていた建築物等の解体作業等による石綿飛散の有無の確認や住民の不安解消を目的として、建築物の解体及び廃石綿が混入した災害廃棄物の処理現場の周辺等の一部において大気環境中の石綿濃度について調査を実施することを予定している。

廃石綿が混入した災害廃棄物について(処理フロー)

(被災地、一時保管場所)



※ 石綿スレート等、非飛散性の石綿含有廃棄物についても同様に取扱うことが望ましい。

建築物所有者様へ

●建築物を引き続き使用する場合

和歌山県が実施した調査により、貴殿所有の建築物の破損個所からアスベストが飛散する可能性があります。

つきましては、アスベスト飛散による健康被害を防止するために、以下の措置が必要です。下記連絡先までお知らせください。

1. 不要の場合は、なるべく家屋に近づかないようお願いいたします。
2. 以下の応急措置例を参考にアスベスト飛散防止対策を実施してください。

表 応急措置（例）

種類		措置	
1.	飛散防止	養生	ビニールシート等によって飛散防止を図る
2.		散水・薬液散布	水・薬液等の散布を行い湿潤化・固形化等の措置を行う
3.	ばく露防止	立入禁止	散水・養生等が行えない場合は、アスベストのばく露を防ぐ為、対象建築物の周囲をロープ等によって区切り、立入禁止とする。

3. 応急措置を実施される場合はアスベストのばく露にご注意ください。建物内部や周辺での作業が必要な場合は必ず防じんマスクを使用してください。
4. 今後、解体等工事を実施される際は、資格者等による調査が必要となるとともに、専門業者による除去作業・所管部署への届出が必要となる可能性があります。事前に下記連絡先までご相談ください。

【問い合わせ先】

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課 電話：073-441-2688

〇〇保健所衛生環境課 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

<改訂履歴>

版数	制 定 日	改 訂 履 歴
初版	平成 29 年 3 月 27 日	初版制定
第 2 版	令和 6 年 3 月 7 日	改訂

災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル

発行・編集 和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課企画指導班

Mail : e0321001@pref.wakayama.lg.jp

電話 : 073-441-2688 F A X : 073-441-2689

巨大地震発生時の有害物質で汚染された
災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル
【津波発生時の対策】（第5版）

和歌山県

令和6年3月

巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び
津波堆積物処理マニュアル【津波発生時の対策】

<目次>

1 本マニュアルの概要	1
(1) 本マニュアルの対象	1
ア 汚染災害廃棄物等	1
イ 対象有害物質	1
ウ 対象事業者	1
エ 対象市町村	2
2 平常時の対応	2
(1) 巨大地震発生時の有害物質に汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアルの策定及び更新	2
ア 県及び対象市町村	2
イ 対象事業者	2
(2) 対象有害物質貯蔵事業所に関する情報の把握	2
ア 県及び対象市町村	2
イ 対象事業者	2
(3) 対象有害物質流出防止対策	2
(4) 資機材の準備	3
(5) 対象有害物質流出時の対応方法の検討	3
ア 対象有害物質汚染範囲の推定	3
イ 汚染災害廃棄物等を円滑に処理するための事前準備	3
3 災害発生時の対応	4
(1) 被災状況の把握	4
ア 対象事業者	4
イ 県	4
(2) 被災時の応急対策	4
ア 対象有害物質の流出防止措置	4
イ 対象有害物質が事業所敷地外へ流出した場合の応急措置及び結果の報告	4
(3) 住民への広報	4
ア 対象事業者	4
イ 対象市町村	5
4 災害発生後の対応	5
(1) 対象有害物質汚染状況の調査	5
ア 調査内容	5
(2) 周辺住民の健康への配慮	6
(3) 汚染災害廃棄物等の処理	6

ア 収集運搬.....	6
イ 一次仮置場における保管	6
ウ 有効利用・処分.....	7

1 本マニュアルの概要

近年発生が予想されている南海トラフ巨大地震及び東海・東南海・南海地震等の災害に伴い、有害物質が流出し災害廃棄物及び津波堆積物を汚染することが懸念される。

大規模災害発生時には、国、県、市町村及び事業者が協力して災害廃棄物及び津波堆積物の処理を行うことも想定される。有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物に起因する2次汚染による人の健康被害を防止するため、事前に県、市町村及び有害物質を貯蔵する事業者で、有害物質の貯蔵状況等の情報を共有し、災害時に必要な対応を協議するとともに、役割分担を明確にして、有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物を適正に処理することが必要である。

これらを踏まえ、県では、災害廃棄物及び津波堆積物の適正処理の観点から、対策が必要な有害物質を選定し、津波被害想定地域においてそれらを貯蔵する事業者を対象事業者として選定した。

さらに、県では、上記の対象事業者の選定結果を元に、対象事業者が所在する市町村及び対象事業者との協議を行い、「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物等の処理マニュアル」を策定した。

また、上記市町村及び対象事業者は、県が作成した「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物等の処理マニュアル」を参照し、各自の地域防災計画及び災害対応マニュアル等に反映するとともに必要な体制を整備する。

なお、本マニュアルは、県循環型社会推進課が作成した「和歌山県災害廃棄物処理計画」に記載されている「処理に注意が必要な廃棄物」のうち、「有害物質が付着した災害廃棄物及び津波堆積物」の適正処理の観点から、関係法令等を基に関係者の役割及び対応方法等を具体的に示したものである。

(1) 本マニュアルの対象

ア 汚染災害廃棄物等

以下イで示す対象有害物質が付着した災害廃棄物及び津波堆積物（対象有害物質貯蔵事業所敷地外にあるものに限る。）を対象とする。（以下「汚染災害廃棄物等」という。）

（※） 事業所敷地内については、災害時に対象事業者が対策を講じる。

イ 対象有害物質

災害廃棄物及び津波堆積物の適正処理の観点から、対策が必要な有害物質である以下(ア)及び(イ)の物質を対象有害物質とする。（以下「対象有害物質」という。別添資料1「対象有害物質一覧」参照。）具体的には、別添資料2「対象有害物質貯蔵事業所と津波被害想定地域合成地図」に示す有害物質を対象とする。

(ア) 災害廃棄物処理に係る物質

金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（以下「判定基準省令」という。）

別表第1に掲げる物質

(イ) 津波堆積物処理に係る物質

土壌汚染対策法第2条に規定する特定有害物質

ウ 対象事業者

津波被害想定地域において対象有害物質を貯蔵する事業者とする。（以下「対象事業者」

という。) 具体的には、別添資料 2「対象有害物質貯蔵事業所と津波被害想定地域合成地図」に示す事業者をいう。

エ 対象市町村

上記イの対象有害物質を貯蔵する事業所が所在し、津波被害が想定される市町村とする。(以下「対象市町村」という。) 具体的には、別添資料 2「対象有害物質貯蔵事業所と津波被害想定地域合成地図」に示すとおり、和歌山市、海南市及び有田市を対象市町村とする。

2 平常時の対応

(1) 巨大地震発生時の有害物質に汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアルの策定及び更新

ア 県及び対象市町村

県は、汚染災害廃棄物等を適正に処理するため、「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル」(以下「マニュアル」という。)を策定し、対象市町村及び対象事業者と共有しておく。

また、県は、対象有害物質貯蔵事業所の情報を毎年確認し、必要に応じてマニュアルを見直し、更新するとともに、対象市町村及び対象事業者においてマニュアルの内容を反映していない場合は、意見交換を行う。

対象市町村は、県が作成したマニュアルを参考に、地域防災計画及び災害廃棄物処理計画等の中に汚染災害廃棄物等の処理に係る内容を盛り込んでおく。

イ 対象事業者

対象事業者は、県が作成したマニュアルを参考に、対象事業者の災害対応マニュアル等の中に汚染災害廃棄物等の処理に係る内容を盛り込んでおく。

(2) 対象有害物質貯蔵事業所に関する情報の把握

ア 県及び対象市町村

県は、県内の対象有害物質貯蔵事業所と津波被害想定地域の合成地図を作成し、対象市町村と共有しておく。

対象市町村は、県が取りまとめた対象有害物質貯蔵事業所と津波被害想定地域の合成地図により、管内の対象有害物質貯蔵状況を事前に確認しておく。

イ 対象事業者

対象事業者は、安全データシート(SDS: Safety Data Sheet)には、化学物質の物性、安全性、事故時の対処方法等が記載されており、事故対応に有用であるため、あらかじめ貯蔵している対象有害物質に関する SDS を県及び対象市町村に提出しておく。

また、対象事業者は自ら貯蔵している対象有害物質の性状、流出時に住民がとるべき対応等について、あらかじめ周辺住民に周知しておく。

(3) 対象有害物質流出防止対策

対象事業者は、津波到来による対象有害物質流出防止のため、緊急遮断弁等の対策に努める。

(4) 資機材の準備

対象事業者は、対象有害物質の流出の初期対応として、有効な中和剤・吸着剤等の資機材を常備し、定期的に点検し、必要に応じて更新しておく。また、対象有害物質の性状に応じて、検知器、オイルマット、オイルフェンス、土のう、予備タンク及び流出液貯留槽等を速やかに設置できるよう保管しておく。

(5) 対象有害物質流出時の対応方法の検討

事業所敷地外へ流出した事業所周辺の対象有害物質汚染状況調査及び汚染災害廃棄物等の処理については、原則、対象事業者が行うこととする。

ただし、対象事業者が事業所周辺の対象有害物質汚染状況調査及び汚染災害廃棄物等の処理を実施できない場合であって、対象市町村が生活環境保全上必要と認める場合は、対象市町村が対象事業者と協力して事業所周辺の対象有害物質汚染状況調査及び汚染災害廃棄物等の処理を行う。

なお、被害が甚大で、対象市町村が事業所周辺の対象有害物質汚染状況調査及び汚染災害廃棄物等の処理を実施できない場合は、県が対象市町村及び対象事業者と協力して事業所周辺の対象有害物質汚染状況調査及び汚染災害廃棄物等の処理を実施する。

また、対象有害物質が事業所敷地外に流出した場合に備えて、以下に示す事項についてあらかじめ検討しておく。

ア 対象有害物質汚染範囲の推定

(ア) 対象事業者

対象事業者は、自ら貯蔵している対象有害物質に係る事業所周辺の汚染状況の調査について、分析方法を確認し、分析業者等を事前に選定しておく。

(イ) 県及び対象市町村

県及び対象市町村は、対象事業者が調査できない場合に備えて、管内で貯蔵されている対象有害物質について、分析機関において汚染状況調査を実施できるか検討しておくとともに、可能な限り調査に協力する。

イ 汚染災害廃棄物等を円滑に処理するための事前準備

対象事業者は、自ら貯蔵している対象有害物質に係る汚染災害廃棄物等の処理が円滑に進むように、以下(ア)及び(イ)の事項について検討し、県及び対象市町村と協力して事前に対応方法を決めておく。

(ア) 一次仮置

a 対象事業者

対象事業者は、自らの事業所から流出した対象有害物質により汚染災害廃棄物等が発生した場合に備えて、可能な範囲で自らの事業所内において汚染災害廃棄物等の一次仮置場を選定しておく。

また、対象事業者は、事業者間で汚染災害廃棄物等の一次仮置場の確保について、相互に協力できるかどうか検討しておく。

b 県及び対象市町村

県及び対象市町村は、対象事業者に代わって汚染災害廃棄物等の処理を実施する場合を想定し、汚染災害廃棄物等の一次仮置場を選定し、情報を共有しておく。

(イ) 処理方法

a 対象事業者

対象事業者は、自らの事業所で貯蔵している対象有害物質により汚染災害廃棄物等が発生した場合に備えて、事前に汚染災害廃棄物等の処理方法を検討するとともに、処理可能な業者をあらかじめリストアップ^(※)しておく。

b 県及び対象市町村

対象市町村は、管内で貯蔵されている対象有害物質により汚染災害廃棄物等が発生した場合に備えて、事前に汚染災害廃棄物等の処理方法を検討しておく。

また、対象市町村は、所有する一般廃棄物処理施設で汚染災害廃棄物等を処分できるか検討するとともに、県と協力して処理可能な事業者をあらかじめリストアップ^(※)しておく。

(※)【参考】土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業者一覧については、環境省 HP

(<http://www.env.go.jp/water/dojo/wpcl.html>)に掲載されている。

産業廃棄物処理業者一覧については、各都道府県及び政令市の HP 等で公表されている。

3 災害発生時の対応

(1) 被災状況の把握

ア 対象事業者

対象事業者は、対象有害物質の事業所敷地外への流出有無、流出量及び流出場所等について確認し、その状況を県及び対象市町村に報告する。

イ 県

県は、対象市町村、関係機関及び事業所と連絡を取り、対象有害物質の漏洩等の有無、汚染状況等必要な情報を迅速かつ的確に収集する。

(2) 被災時の応急対策

ア 対象有害物質の流出防止措置

対象事業者は、対象有害物質が事業所敷地外へ流出しないように、必要な応急措置を講ずるものとする。

イ 対象有害物質が事業所敷地外へ流出した場合の応急措置及び結果の報告

(ア) 対象事業者

対象事業者は、対象有害物質が事業所敷地外へ流出した場合、必要な措置を講ずるとともに、講じた措置の概要等及びその結果について県及び対象市町村に報告する。

(イ) 県及び対象市町村

県及び対象市町村は、対象事業者が講じた措置が十分でないと判断される場合、対象事業者に対して追加的な措置の実施及び結果報告を求めるとともに、対象事業者と協力して必要な措置を実施する。

(3) 住民への広報

ア 対象事業者

対象事業者は、対象有害物質の流出により周辺住民の健康被害が生じるおそれのある場合は、速やかに周辺住民へ広報を行うとともに、県及び対象市町村へ連絡する。

イ 対象市町村

対象市町村は、対象有害物質の流出により周辺住民の健康被害が生じるおそれのある場合は、必要に応じて対象事業者と連携して周辺住民へ広報を行う。

4 災害発生後の対応

災害発生後の汚染災害廃棄物等の処理に係る事業所周辺の対象有害物質汚染状況調査及び汚染災害廃棄物等の処理の対応主体は、2(5)に記載のとおり原則として対象事業者とする。

(1) 対象有害物質汚染状況の調査

ア 調査内容

(7) 調査対象地域

事業所敷地外であって対象有害物質による汚染可能性がある地域

(イ) 化学分析による対象有害物質汚染状況の把握

対象有害物質による汚染状況の把握は、化学分析によるものとし、以下 a のとおりサンプリングを実施する。

ただし、現地の状況等を踏まえて、適宜必要なサンプリングを行うことも可能とする。

a サンプリング方法及び回数

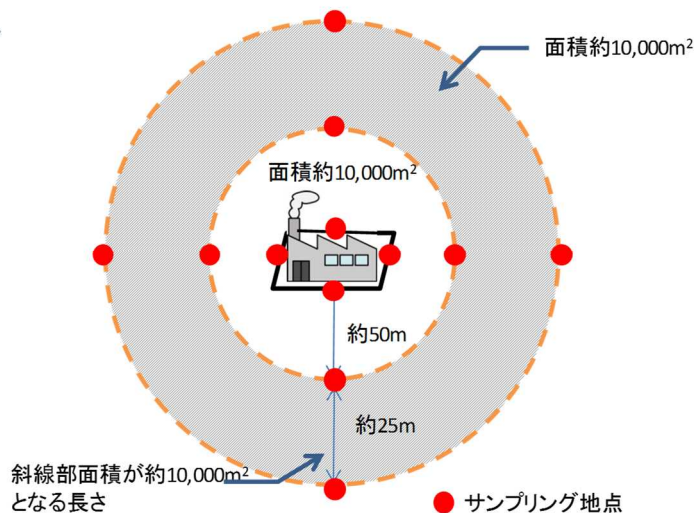
- ① 対象有害物質の事業所敷地外への流出が疑われる場合、事業所敷地境界の東西南北それぞれ1点ずつ、計4点サンプリングを行う。

サンプリングの結果、事業所敷地境界上で対象有害物質による汚染が確認されない場合は、対象有害物質の事業所敷地外への流出はないと判断する。

- ② サンプリングの結果、事業所敷地境界上で対象有害物質の汚染が確認された場合は、更に事業所を中心とした半径50m以内(*)の円上で東西南北それぞれ1点ずつ、計4点サンプリングを行う。

サンプリングの結果、対象有害物質による汚染が確認されない場合には、当該円外部の地域は対象有害物質で汚染されていないと判断する。

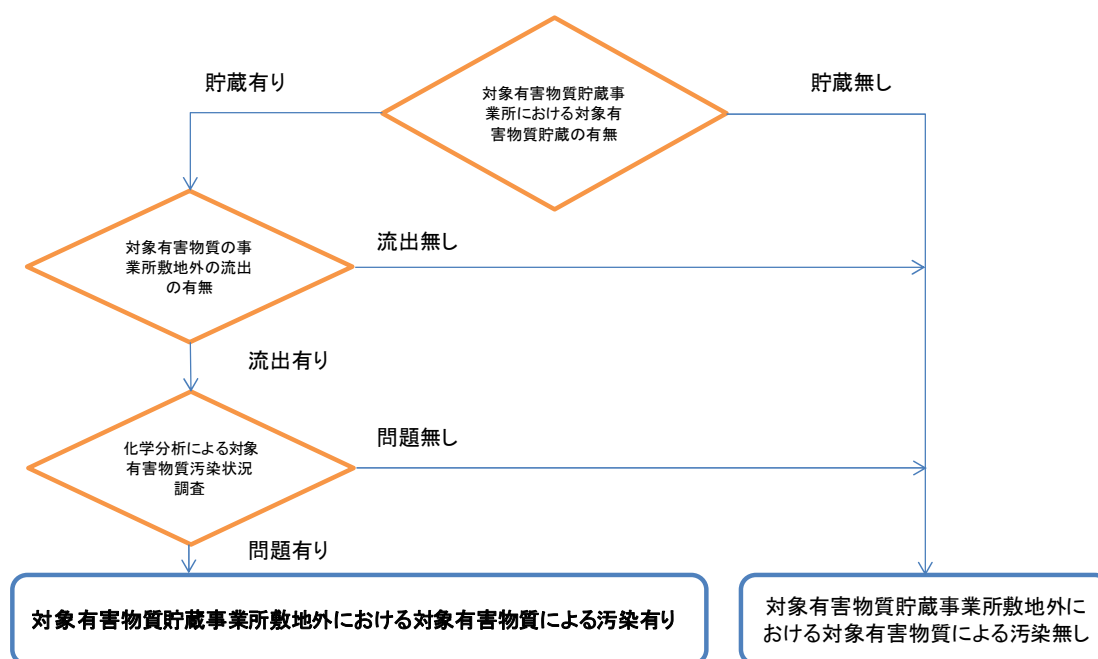
- ③ サンプリングの結果、対象有害物質による汚染が確認された場合には、当該円内部の地域は対象有害物質で汚染されていると判断し、対象有害物質による汚染範囲を推定するため、次の調査対象面積が約10,000m²以内となるようにサンプリングを行う。



(※) 「東日本大震災津波堆積物対策指針」(平成23年7月13日環境省)において、津波堆積物の組成や性状が同様なものとみなせる地域にあっては、概ね900m³毎に1回(堆積厚を10cmとすれば、約10,000m²毎(円の半径に換算すると約50m)に1地点)実施することとされている。

(ウ) 対象有害物質貯蔵事業所敷地外における対象有害物質による汚染有無判断手順

対象有害物質貯蔵事業所敷地外における対象有害物質による汚染有無については、対象有害物質貯蔵事業所の状況に応じて、下記フロー図のとおり判断するものとする。



(2) 周辺住民の健康への配慮

対象事業者は、対象有害物質の流出により汚染災害廃棄物等が発生した場合は、事業所周辺の対象有害物質汚染状況及び汚染災害廃棄物等の処理について、周辺住民へ広報するとともに、県及び対象市町村に連絡する。

(3) 汚染災害廃棄物等の処理

ア 収集運搬

収集運搬の過程において、汚染災害廃棄物等が飛散流出しない方法で収集運搬する。

イ 一次仮置場における保管

(ア) 場所

汚染災害廃棄物等の一次仮置場は、可能な限り事業所敷地内とする。事業所での一次仮置ができない場合は、事業所外で一次仮置場を確保する。

(イ) 受入方法

a 一次仮置場において汚染災害廃棄物等の仮置きを行う際には、汚染災害廃棄物等を対象有害物質毎に分別する。

- b 対象有害物質毎に分別した汚染災害廃棄物等については、一次仮置場において、がれき類、金属くず及び木くず等の災害廃棄物と津波堆積物毎にできる限り分別する。
- c 一次仮置場においては、分別後の汚染災害廃棄物等が混在することなくそれぞれ所定の場所に保管されるよう、分別毎の置場に境界区分を設ける。
- d 分別後の汚染災害廃棄物等は、対象有害物質の飛散流出等の周辺環境保全上の支障が生じないような措置を行い、適切な一次仮置を行う。

(ウ) 汚水の適正処理

汚染災害廃棄物等を一時的に保管する場合は、これらに接触した雨水が地面に浸透若しくは流出しない措置を講じる。

ウ 有効利用・処分

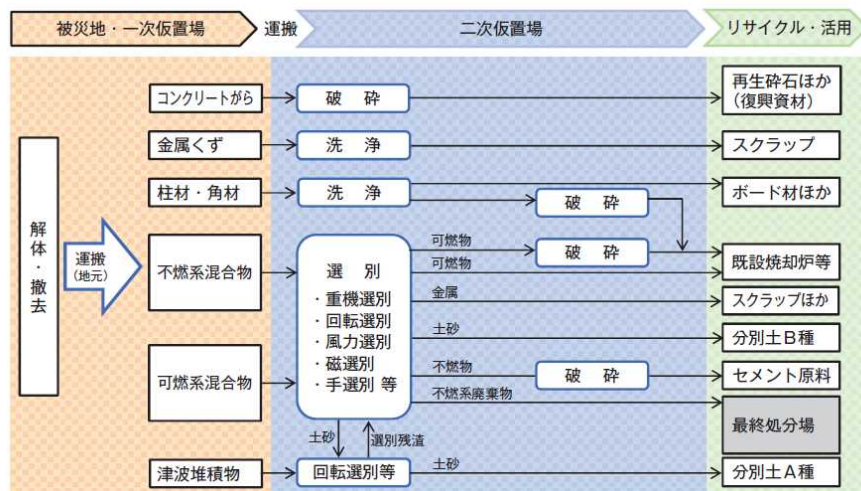
汚染災害廃棄物等は、基本的に無害化等の処理を行ったうえで復興資材等としての有効利用を優先する。

汚染災害廃棄物等の有効利用又は適正処分を行うためには、初めに汚染災害廃棄物等に混在する災害廃棄物及び津波堆積物を分別する必要がある。

分別後の災害廃棄物及び津波堆積物について、そのままの状態でも有効利用又は適正処分できない場合は、熱処理（焼却又は熔融）、浄化、不溶化等の処分を行い、基準に適合させたいえ、有効利用又は処分を行う。

～汚染災害廃棄物等の想定される処分方法について～

「東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録（平成 27 年 2 月 岩手県）※」（以下「処理記録」という。）において、岩手県が実施した災害廃棄物及び津波堆積物の標準的な処分方法が記載されている。



【出典：東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録（平成 27 年 2 月 岩手県）※】

処理記録には、標準的な処分方法として、災害廃棄物及び津波堆積物から有効利用可能な、がれき類、金属くず、木くず及び津波堆積物を分別し、有効利用できない可燃物については焼却処分、有効利用できない不燃物については最終処分を実施したことが記載されている。

また、そのままでは有効利用できない金属くず及び木くずについては、洗浄を行い有効利用する方法も記載されており、汚染災害廃棄物等の処分にも適用できる可能性がある。

別添資料 2 「対象有害物質貯蔵事業所と津波被害想定地域合成地図」に示すとおり、現在、県内の対象事業者が貯蔵する対象有害物質の多くは、揮発性有機化合物（「ベンゼン」及び「ジクロロメタン」）及び重金属等（「六価クロム化合物」、「ほう素及びその化合物」及び「ふっ素及びその化合物」）である。

上記対象有害物質で汚染された災害廃棄物の処分方法として、洗浄又は焼却等による処分が想定される。

焼却を行う場合、揮発性有機化合物である「ベンゼン」及び「ジクロロメタン」については、焼却により分解されると考えられるが、焼却に伴い生じる「六価クロム化合物」を含む燃え殻及びばいじんについては、判定基準省令*に規定されている「埋立処分に係る判定基準」に適合させる必要がある。（「ほう素及びその化合物」及び「ふっ素及びその化合物」については、判定基準省令において「埋立処分に係る判定基準」が規定されていない。）

また、上記対象有害物質で汚染された津波堆積物の処分方法については、浄化、溶融及び不溶化等により土壌溶出基準に適合させたいうで、埋立処分を行う方法も想定される。

汚染災害廃棄物等の処分にあたっては、処理記録等も参考に、対象有害物質及び処分対象物毎に洗浄及び焼却等、適宜適切な方法を選択する。

※【参考資料】

- 東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録（平成 27 年 2 月岩手県）
- 災害廃棄物処理業務の記録＜宮城県＞（平成 26 年 7 月宮城県）
- 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令

<改訂履歴>

版数	発行日	改訂履歴
初版	平成 28 年 3 月 31 日	初版発行
第 2 版	平成 30 年 7 月 9 日	別添資料 1 へのクロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）の追加。別添資料 2 の情報更新。
第 3 版	令和 3 年 2 月 24 日	p.8 2 段目 別添資料 2 の情報更新。
第 4 版	令和 4 年 3 月 29 日	別添資料 1 の一部修正（津波堆積物処理に係る物質の 1,2-ジクロロエチレン、N,N-ジエチルチオカルバミン酸 S-4-クロロベンジルの標記修正） 別添資料 2 の情報更新。
第 5 版	令和 6 年 3 月 27 日	別添資料 2 の情報更新。

巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル
【津波発生時の対策】（第 5 版）

令和 6 年 3 月

発行・編集 和歌山県 環境生活部 環境政策局 環境管理課

〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1

TEL : 073-432-4111 (代表) 073-441-2688 (直通)

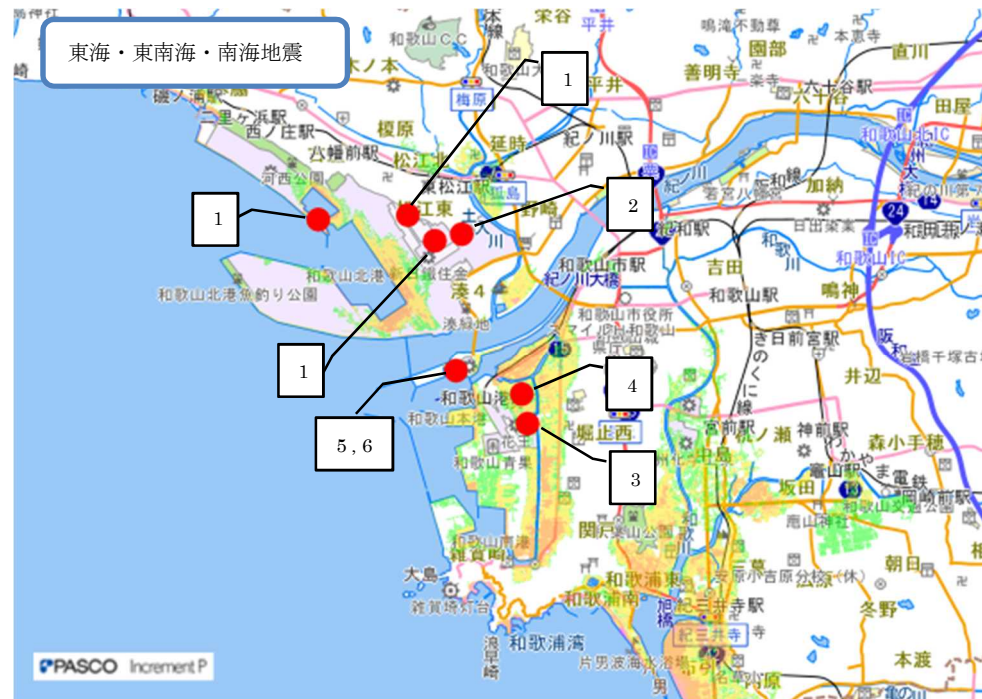
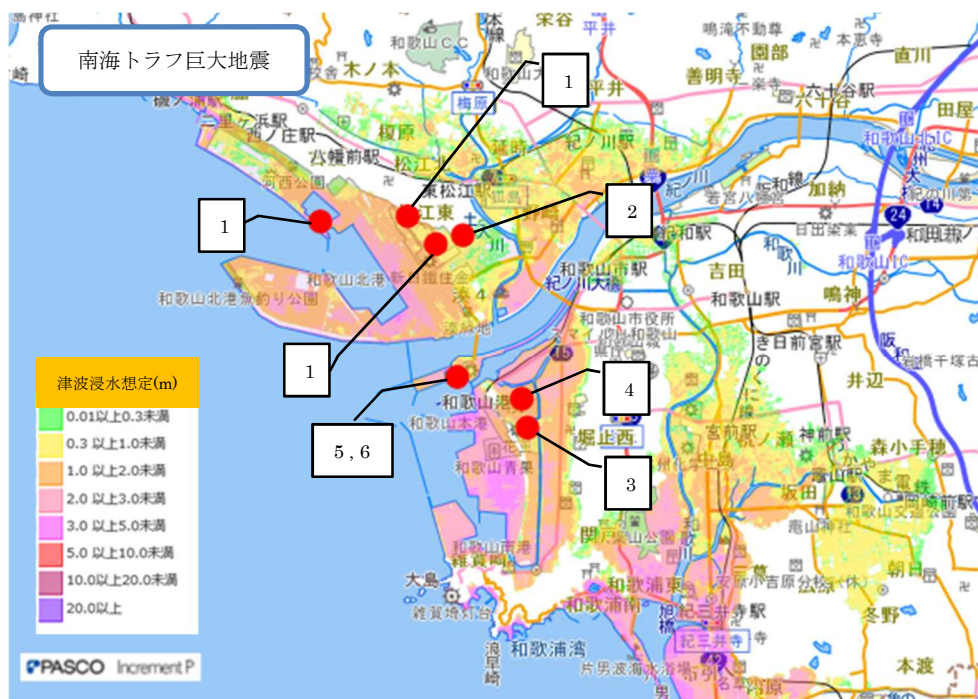
FAX : 073-441-2689

<別添資料1>対象有害物質一覧

災害廃棄物処理に係る物質	津波堆積物処理に係る物質
判定基準省令 別表第1※	土壌汚染対策法 特定有害物質 施行令第1条
アルキル水銀化合物	
水銀又はその化合物	水銀及びその化合物
カドミウム又はその化合物	カドミウム及びその化合物
鉛又はその化合物	鉛及びその化合物
有機燐化合物	有機りん化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)
六価クロム化合物	六価クロム化合物
砒素又はその化合物	砒素及びその化合物
シアン化合物	シアン化合物
ポリ塩化ビフェニル	ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)
トリクロロエチレン	トリクロロエチレン
テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレン
ジクロロメタン	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)
四塩化炭素	四塩化炭素
1,2-ジクロロエタン	1,2-ジクロロエタン
1,1-ジクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)
シス-1,2-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン
1,1,2-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン
1,3-ジクロロプロペン	1,3-ジクロロプロペン(別名D—D)
テトラメチルチウラムジスルフィド(以下「チウラム」という。)	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)
2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(以下「シマジン」という。)	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジン又はCAT)
S-4-クロロベンジル=N,N-ジエチルチオカルバマート(以下「チオベンカルブ」という。)	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)
ベンゼン	ベンゼン
セレン又はその化合物	セレン及びその化合物
	ほう素及びその化合物
	ふっ素及びその化合物
1,4-ジオキサン	
	クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)

※ダイオキシン類については、非意図的に発生するため除外。

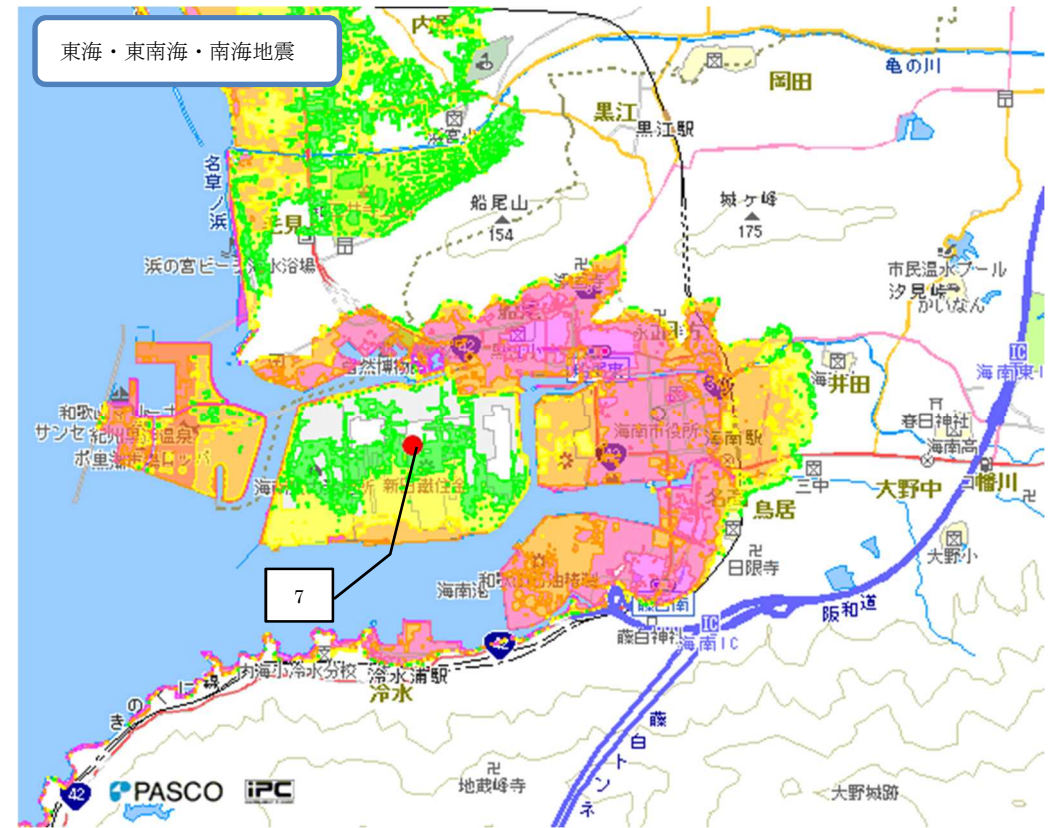
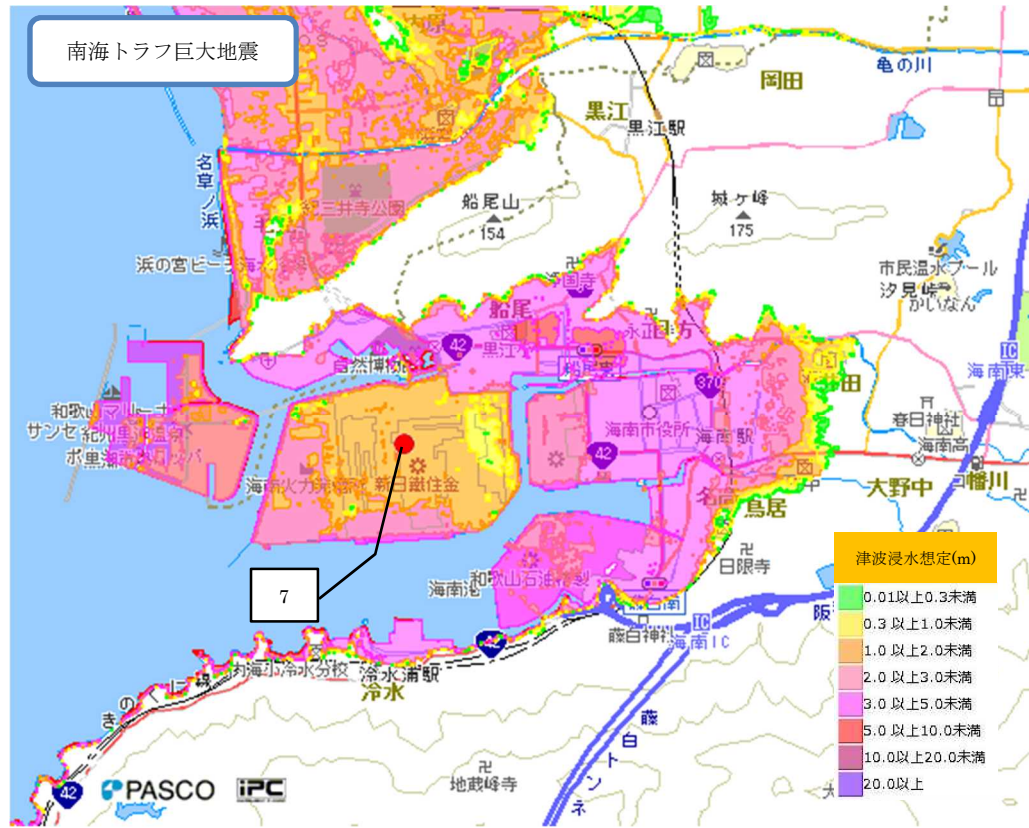
<別添資料2>有害物質貯蔵事業所と津波被害想定地域合成地図（和歌山市）



番号	有害物質貯蔵事業所名	所在地	電話番号	有害物質名称	有害物質貯蔵能力(m ³)	有害物質詳細
1	日本製鉄株式会社関西製鉄所 (和歌山)	和歌山市湊 1850 番地	073-451-3326	六価クロム化合物	16	六価クロム
				ほう素及びその化合物	41	ホウ素
				ベンゼン	2,480	
2	株式会社オハラ・クオーツ	和歌山市湊 1850 番地	073-451-5013	ふっ素及びその化合物	73	フッ化水素酸 1%
3	花王株式会社和歌山工場	和歌山市湊 1334 番地	073-423-8151	ジクロロメタン	32	
				ほう素及びその化合物	0.5	
4	スガイ化学工業株式会社和歌山事業所西工場	和歌山市湊 1280 番地	073-423-6341	ベンゼン	36.5	
5	大岩石油株式会社青岸油槽所	和歌山市湊字青岸坪 1342-38	073-432-3362	ベンゼン	2,535	粗製ベンゼン
6	サンワ南海リサイクル株式会社	和歌山市湊 1342 番地	073-402-7300	水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、シアン化合物、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、1,4-ジオキサン	981.6	

※ 上記リストは、災害廃棄物及び津波堆積物の適正処理にあたり確認が必要な物質（判定基準省令別表第1及び土壌汚染対策法特定有害物質）の貯蔵施設を有する事業所で、水質汚濁防止法の有害物質貯蔵指定施設設置届出書より抜粋して作成。

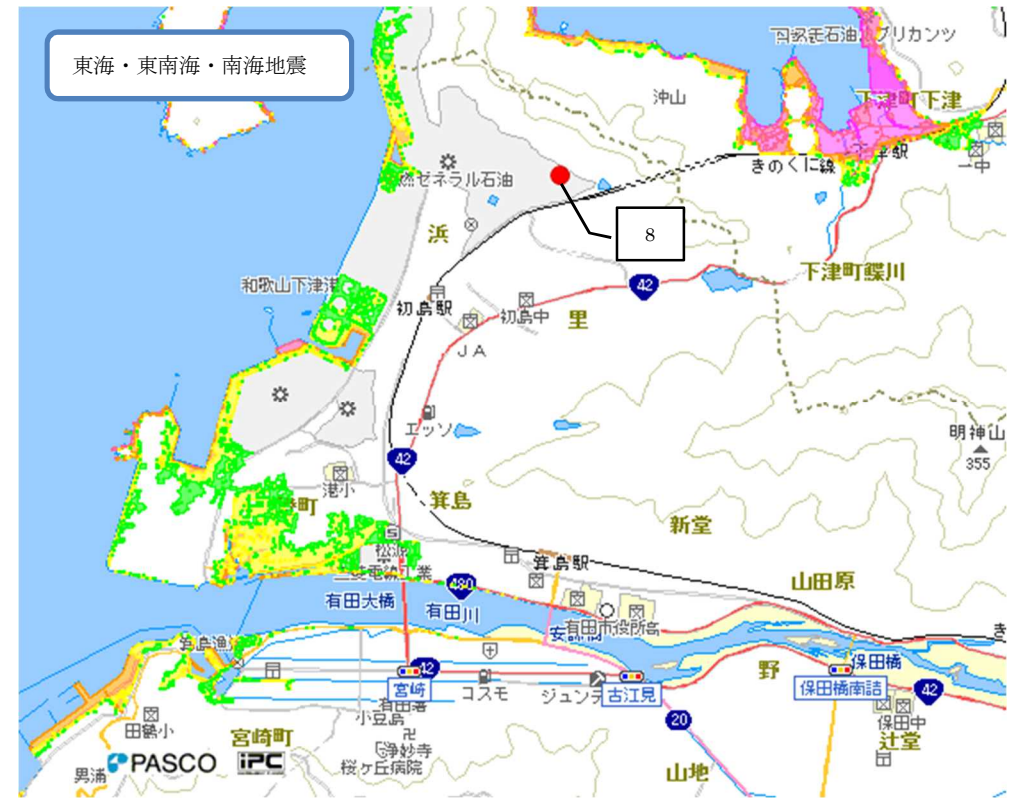
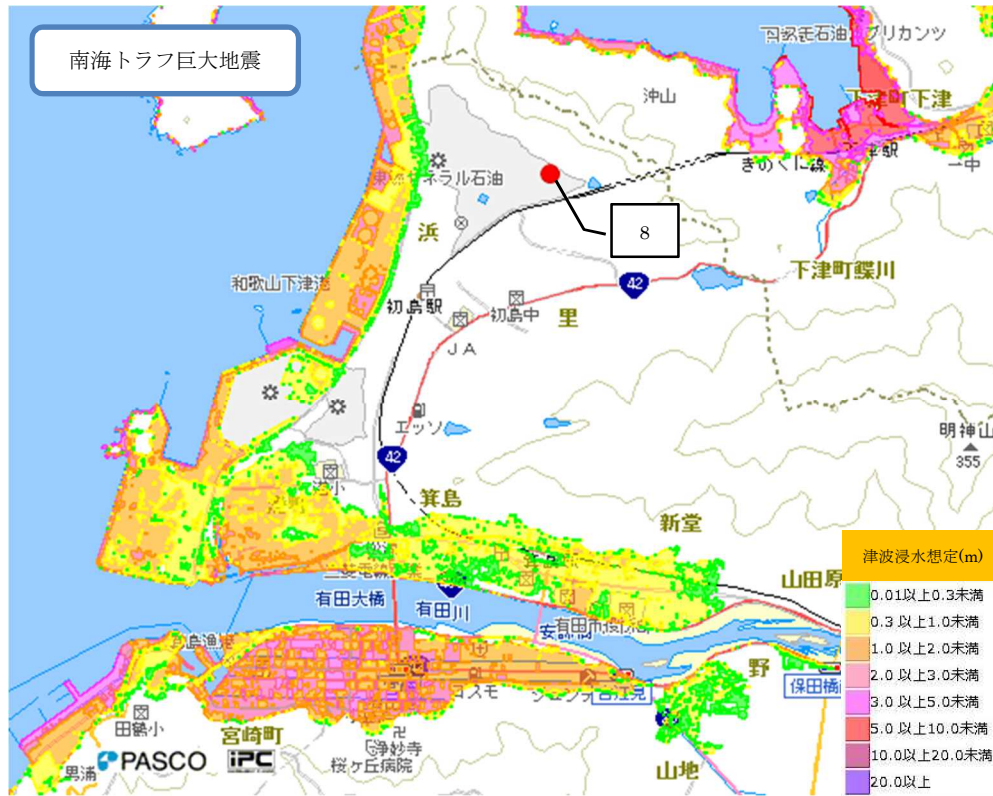
有害物質貯蔵事業所と津波被害想定地域合成地図（海南市）



番号	有害物質貯蔵事業所名	所在地	電話番号	有害物質名称	有害物質貯蔵能力(m ³)	有害物質詳細
7	日本製鉄株式会社関西製鉄所(海南)	海南市船尾 260 番地 -100	073-482-5111	ほう素及びその化合物	162.08	1.4~10.0%

※ 上記リストは、災害廃棄物及び津波堆積物の適正処理にあたり確認が必要な物質（判定基準省令別表第1及び土壌汚染対策法特定有害物質）の貯蔵施設を有する事業所で、水質汚濁防止法の有害物質貯蔵指定施設設置届出書より抜粋して作成。

有害物質貯蔵事業所と津波被害想定地域合成地図（有田市）



番号	有害物質貯蔵事業所名	所在地	電話番号	有害物質名称	有害物質貯蔵能力(m³)	有害物質詳細
8	ENEOS 株式会社和歌山製造所	有田市初島町浜 1000 番地	073-785-1406	ベンゼン	8,057	ベンゼン 100%

※ 上記リストは、災害廃棄物及び津波堆積物の適正処理にあたり確認が必要な物質（判定基準省令別表第1及び土壤汚染対策法特定有害物質）の貯蔵施設を有する事業所で、水質汚濁防止法の有害物質貯蔵指定施設設置届出書より抜粋して作成。

電力施設災害予防計画

24-00-01 各電力施設の所在地

関西電力株式会社
関西電力送配電株式会社和歌山本部

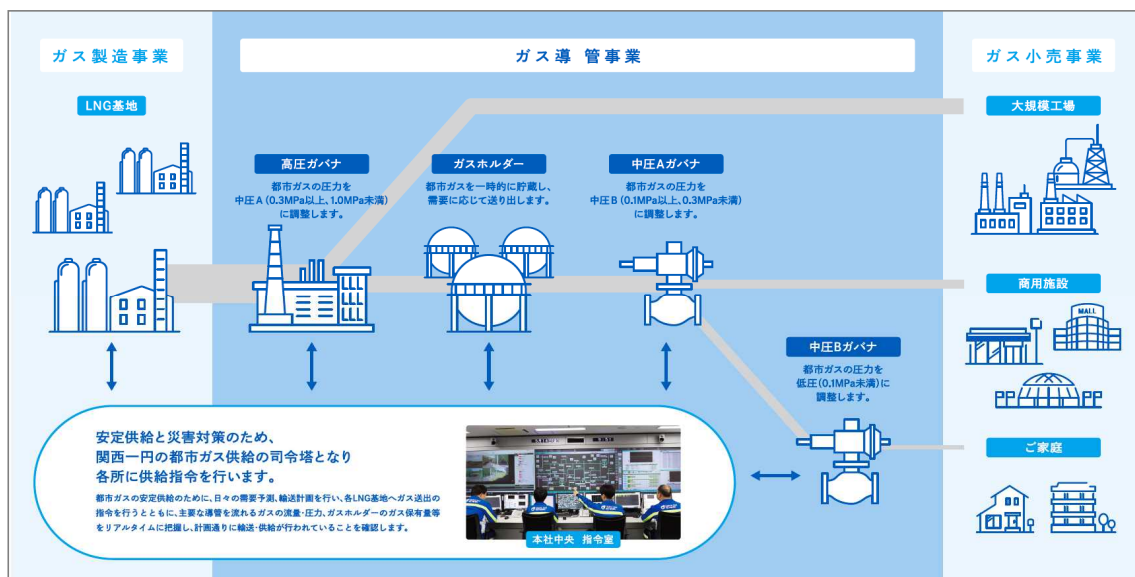
(名 称)	(郵便番号)	(住 所)
< 関西電力送配電株式会社 > 和歌山本部	640-8145	和歌山市岡山丁 4 0 番地
和歌山給電制御所	"	"
和歌山配電営業所	640-8145	和歌山市岡山丁 4 0 番地
橋本配電営業所	648-0072	橋本市東家 6 丁目 7 番 2 2 号
粉河技術サービスセンター	649-6531	紀の川市粉河408番地 1
田辺配電営業所	646-0021	田辺市あけぼの22番地 1 0 号
御坊技術サービスセンター	644-0012	御坊市湯川町小松原 4 5 8 番地の 2
新宮配電営業所	647-0041	新宮市野田 5 番 6 3 号
串本技術サービスセンター	649-3519	東牟婁郡串本町サンゴ台 1 0 6 0 - 5
和歌山電力所	640-8391	和歌山市加納 3 4 8 番地
田辺電力所	646-0028	田辺市高雄 3 丁目 8 番地 1 5 号
新宮電力所	647-0042	新宮市下田2丁目 7 番 3 2 号
< 関西電力株式会社 > 田辺水力センター	646-0028	田辺市高雄 3 丁目 8 番地 1 5 号
御坊発電所	644-0024	御坊市塩屋町南塩屋字富島 1 番地 3

大阪ガスネットワークの防災対策

1. 供給システム

都市ガスの圧力をお客様の利用状況に応じて順次下げていくことで、広大な供給区域全体の様々なお客さま(大規模工場や商業施設、ご家庭など)に安全に都市ガスをお届けする供給管理システムを構築しています。

季節や時間帯に応じ日々変化するガス需要量を予測し、これらの一連の供給管理システムを24時間365日常時監視することで都市ガスの安定供給を実現しています。



2. 予防対策

地震による被害を最小限に抑制するための設備を計画的に導入しています。

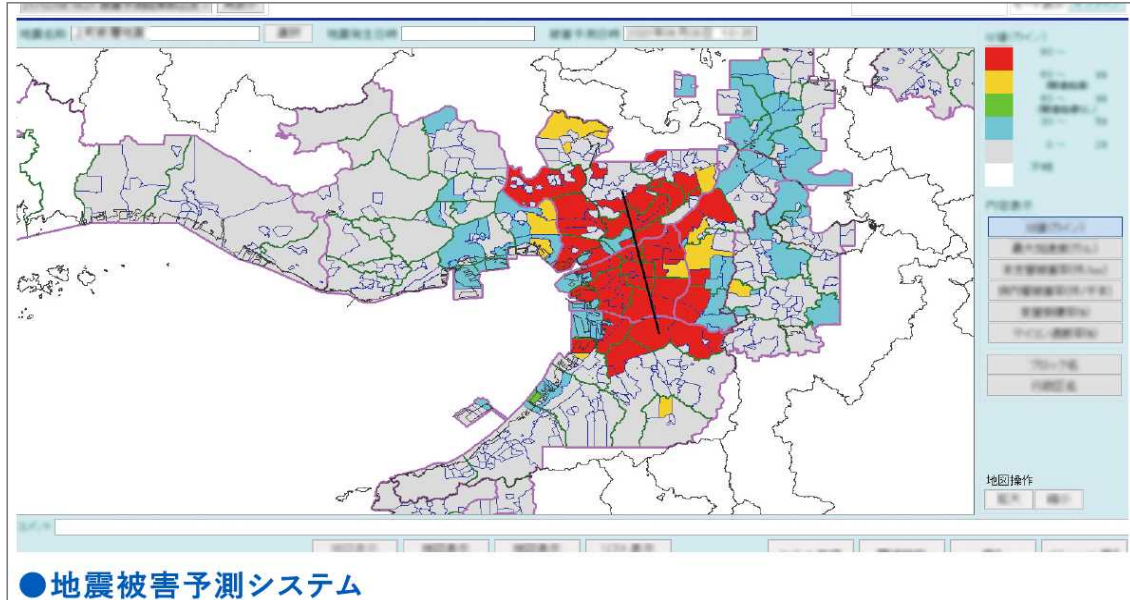
耐震性に優れたPE(ポリエチレン)管の採用

地震の揺れでガスを自動遮断するマイコン
メーターの普及促進



3. 緊急対策

地震発生後速やかに地震計データの収集やガス導管の被害予測を行い、ガス漏えい等による二次災害防止を目的に、対象エリアのガス供給を停止します(約3,300基の地震計データを元に被害の大きいエリアを予測)。



4. 津波対策

南海トラフ地震では、広範囲での津波被害が想定されます。2011年の東日本大震災を教訓に万全の津波対策を実施しています。

<大阪ガスネットワーク独自システム>



●津波防災システム（ガス供給停止判断支援システム）

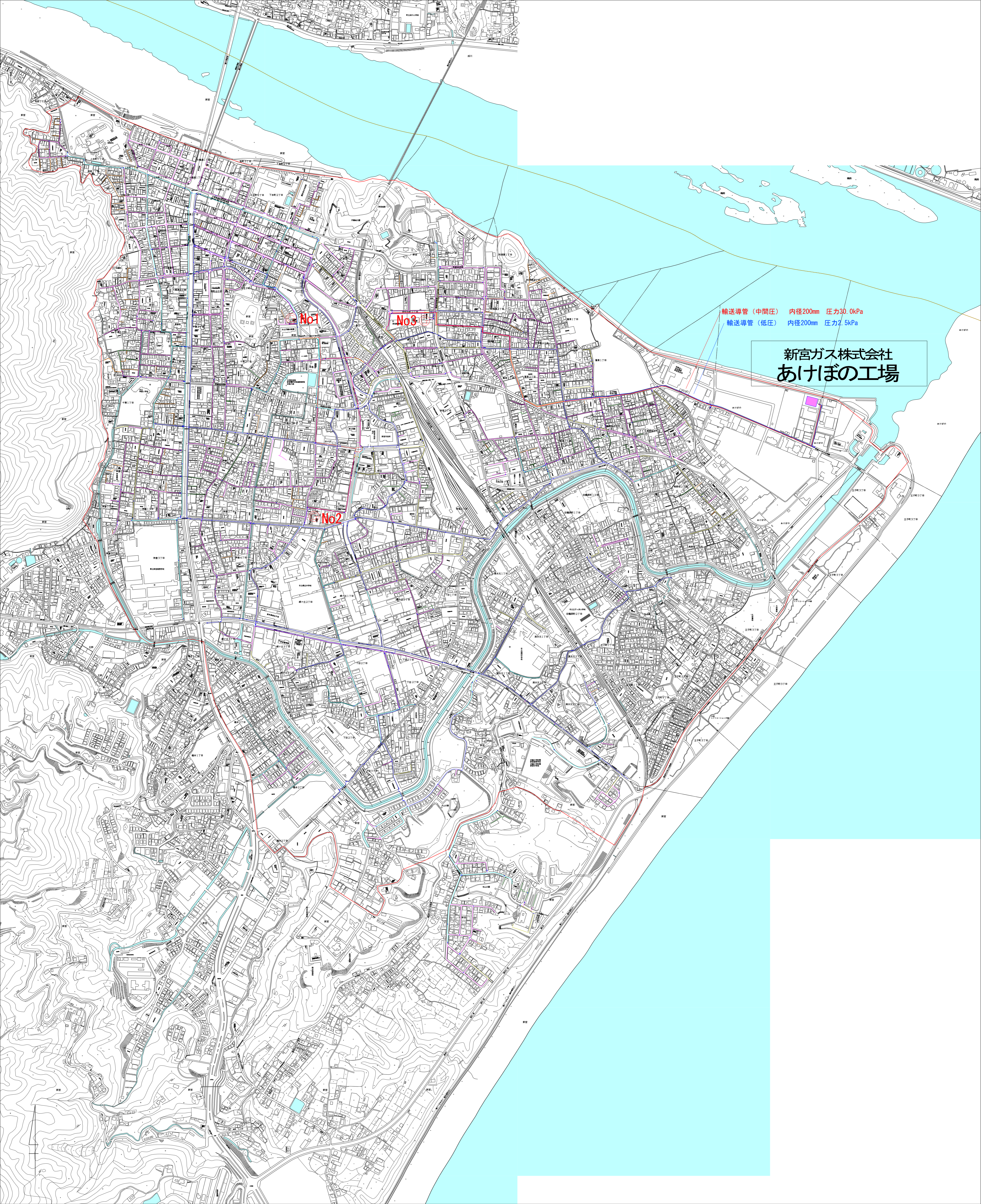
津波の状況を確認



●津波監視カメラ
（和歌山県、大阪府の沿岸部4か所に設置）

新宮ガス導管図

平成27年06月04日



輸送導管（中間圧） 内径200mm 圧力30.0kPa
輸送導管（低圧） 内径200mm 圧力2.5kPa

新宮ガス株式会社
あけぼの工場

消 防 力 等				空 港 名		南 紀 白 浜 空 港	
空 港 の 消 防 力	消 火 設 備	化 学 消 防 車	泡	放 射 能 力	ℓ / 分	5,300	4,500
				積 載 水 量	k g	10,500	6,100
			粉 末	放 射 能 力	k g / 秒	1.5	1.5
				薬 劑 量	k g	300	200
			台	数	台	1	1
		小 型 ポ ン プ 車	放 水 能 力	/ 分			
			台	数	台		
		小 型 動 力 ポ ン プ	放 水 能 力	ℓ / 分			
			台	数	台		
		給 水 車	積 載 水 量	k ℓ			
			台	数	台		
		消 防 水 利	滑 走 路 地 域	貯 水 槽	基	8	
	消 火 栓			基			
	エ プ ロ ン 地 域		貯 水 槽	基	1		
			消 火 栓	基			
	大 型 消 火 器	種 類	炭酸ガス				
		個 数	2				
	消 火 薬 劑	泡	水 成 膜	ℓ	800	400	
			た ん 白	ℓ			
			合 成 界 面 活 性 劑	ℓ			
		粉 末	k g				
	救 護 設 備	救 助 工 作 車		台			
		救 急 車		台			
		レ ッ カ ー 車		台			
ク レ ー ン 車		台					
そ の 他 の 車 両		台	1				
空 港 消 防 の 実 施 者	空 港 当 局	施 設 要 員 と も					
		施 設 の み					
	空 港 当 局 以 外 の も の	施 設 要 員 と も					
		要 員 の み					
		名 称	(株)NWS				
消 防 機 関 へ の 通 報 設 備				電 話 連 絡			
空 港 当 局 が 業 務 協 定 を 締 結 し て い る 市 町 村 消 防 機 関 名				別 添 参 照			

南紀白浜空港緊急連絡系統図

□は空港保安委員会、空港委員会、A2-HQ構成機関

大阪航空局 南紀白浜空港出張所
0739-42-3827

クラッシュホン()
事案内容により他機関等から通報

㈱南紀白浜エアポート
(空港消防・警備)
0739-42-2348

協定締結機関・維持管理委託業者等
紀南建設業協同組合 TEL : 0739-22-0808 FAX : 0739-26-0560
㈱中井組 TEL : 0739-22-5695 FAX : 0739-22-9949
㈱平建設 TEL : 0739-43-3969 FAX : 0739-43-0338
㈱第一テック TEL : 0739-26-2300 FAX : 0739-26-1123
㈱オリエンタルコンサルタンツ TEL : 03-6311-7862 FAX : 03-6311-8031

国土交通省	
大阪航空局 安全企画・保安対策課	06-6937-2720
航空局 総務課 危機管理室 (重大事案の場合又は重大事案への発展が予測される場合)	090-5550-7026 090-5550-7008 080-1280-8613 090-5784-4740 090-5575-5186 080-1120-8670
大阪航空局 空港部 管理課	06-6937-2726
大阪航空局 安全統括室 交通管制安全監督課	06-6937-2767
航空局 航空ネットワーク部 空港計画課	03-5253-8111
航空局 航空ネットワーク部 空港技術課 空港保安防災企画室	03-5253-8725
航空局 災害対策本部 (安全部安全企画課)	03-5253-8701

災害発生後15分以内

南紀白浜空港維持管理更新計画書に基づく
航空灯火事故等の緊急連絡先に基づく
災害復旧事業(補助対象施設)事務処理要綱に基づく
空港消防車両出動連絡系統図に基づく
A2-BCPに基づく

消防機関	
田辺西牟婁地区消防指令センター	
白浜町消防本部	0739-43-0119
田辺市消防本部	0739-22-0119

海上保安庁 第五管区海上保安本部 田辺海上保安部	0739-22-2000
--------------------------	--------------

医療関係機関	
和歌山県 福祉保健部 健康局 医務課	073-441-2600
田辺保健所	0739-22-1200
西牟婁郡医師会	0739-42-2067
田辺市医師会	0739-22-1978

警察機関	
白浜警察署 警備課	0739-43-0110
田辺警察署 警備課 ()	0739-23-0110
田辺市又は上富田町内における事故の場合	

救急病院 (和歌山県救急告示医療機関)		
DMAT派遣等	南和歌山医療センター	0739-26-7050
	白浜はまゆう病院	0739-22-5000
その他	紀南病院、田辺中央病院等	-

DMAT調整等

和歌山県 警察本部	073-422-0110
-----------	--------------

空港内事業者	
㈱サンネクト 南紀白浜空港分室 航空気象グループ	0739-34-2095
和歌山県 警察本部 警察航空隊	0739-43-2866
和歌山県 防災航空センター	0739-45-8211
協和商事㈱ 南紀白浜航空給油所	0739-43-1801
日本航空㈱ 南紀白浜空港駐在員事務所	0739-43-0810
㈱セゾン 南紀白浜出張所	0739-42-4133
白浜警察署 白浜空港警備派出所	内301、302
テナント	(有)福亀堂 (有)ウフル (有)ニッポンレンタカー 内603 (館内放送)
格納庫保有業者	加賀エアロシステム㈱ 0739-42-5260 (有)サンエスト 0739-43-0515

県内関係行政機関	
和歌山県 県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課	073-441-3155
白浜町 地域防災課	0739-43-5555
上富田町 総務政策課 ()	0739-47-0550
すさみ町 総務課 ()	0739-55-2004
田辺市 防災まちづくり課 ()	0739-26-9976

和歌山県 総務部 危機管理 危機管理・消防課	073-441-2260
------------------------	--------------

陸上自衛隊 中部方面隊 第37普通科連隊	0725-41-0090
----------------------	--------------

当該市町内における事故の場合

緊急時連絡表

凡例 : 参集要請
: 情報提供

空港保安委員会、空港委員会、A2-HQ構成機関

空港消火救難隊編成事業

機 関 名		連 絡 先		緊 急 事 案											
		電話番号	FAX番号	航空機事故 (空港内)	航空機事故 (空港外)	乱気流等	爆破等	不法侵入	ハイジャック	ビル等火災	危険物漏洩	感染症等	法令違反 ドローン	自然災害	
消防	田辺西牟婁地区消防指令センター		119	—											
	白浜町消防本部	警防課	(43-0119)	42-9053											
	田辺市消防本部	警防課	(22-0119)	22-3402	(個別に連絡する必要がある場合)	(個別に連絡する必要がある場合)	(個別に連絡する必要がある場合)	(個別に連絡する必要がある場合)				(個別に連絡する必要がある場合)			
警察	白浜警察署	警備課	110	—											
	田辺警察署	警備課	23-0110	—		(田辺市又は上置田町内における事故の場合)									
国土交通省 大阪航空局 南紀白浜空港出張所			インターホン	42-3827	—										
日本航空㈱ 南紀白浜空港駐在員事務所			内線201(200)	43-0810	—										
和歌山県防災航空センター			インターホン	45-8211	—										
和歌山県警察本部 警察航空隊			インターホン	43-2866	—										
協和商事㈱ 南紀白浜航空給油所			インターホン	43-1801	—										
㈱サンネット 南紀白浜空港分室 航空気象グループ			インターホン	34-2095	—										
㈱セノン 南紀白浜出張所			内線321(260)	42-4133	—										
白浜警察署 白浜空港警備派出所			内線302(301)	—											
テナント	備福亀堂 ㈱ウフル ニッポンレンタカー関西㈱ 南紀白浜空港営業所		内線603 (館内放送)	—											
格納庫	加賀エアロシステム㈱		42-5260	—											
	㈱サンエスト		43-0515	—											
海上保安庁	田辺海上保安部		118	22-9670											
医療関係	和歌山県	医務課	073-441-2600	073-424-0425											
	白浜はまゆう病院 南和歌山医療センター		消防(119)から通報	—											
	西牟婁郡医師会		42-2067	—											
	田辺市医師会		22-1978	—											
	田辺保健所		22-1200	26-7916											
国土交通省	航空局	総務課 危機管理室	090-5550-7026 090-5784-4740 090-5550-7008 090-5575-5186 080-1280-8613 080-1120-8670	—	(重大事案の場合又は重大事案への発展が予測される場合)	(重大事案の場合又は重大事案への発展が予測される場合)	(重大事案の場合又は重大事案への発展が予測される場合)	(重大事案の場合又は重大事案への発展が予測される場合)	(重大事案の場合又は重大事案への発展が予測される場合)	(重大事案の場合又は重大事案への発展が予測される場合)	(重大事案の場合又は重大事案への発展が予測される場合)				
	大阪航空局	安全企画・保安対策課	06-6937-2720 (衛星電話)001-010-870776325279 001-010は固定電話から発信する場合に付してダイヤル	06-6937-2784											
県・市町	和歌山県	港湾空港振興課	073-441-3155	073-433-4839											
	白浜町	地域防災課	43-5555	43-5353											
	田辺市	防災まちづくり課	26-9976	22-5310											
	上置田町	総務政策課	47-0550	47-5420		(当該市町内における事故の場合)									
	すさみ町	総務課	55-2004	55-4810											
館内放送			内線603												
場内放送			場内放送装置												

観測所名	種別	所在地		流域
		市町村	字	
葛城山	雨	紀の川市	切 畑	紀の川
かつらぎ	四	かつらぎ町	妙 寺	紀の川
友ヶ島	四	和歌山市	加 太	海 上
和歌山	官署	和歌山市	男野芝丁	沿 岸
高野山	四	高野町	高 野 山	紀の川
湯 浅	雨	湯浅町	湯 浅	沿 岸
清 水	四	有田川町	清 水	有田川
護摩壇山	雨	田辺市	龍 神	日高川
龍 神	四	田辺市	湯ノ又	日高川
川 辺	四	日高川町	和 佐	日高川
本 宮	雨	田辺市	本 宮	熊野川
栗栖川	四	田辺市	栗栖川	富田川
新 宮	四	新宮市	佐 野	沿 岸
南紀白浜	三	白浜町	(無)	沿 岸
西 川	四	古座川町	西 川	古座川
色 川	雨	那智勝浦町	大 野	太田川
日置川	雨	白浜町	安 居	日置川
潮 岬	特地	串本町	潮 岬	沿 岸

令和6年4月1日現在

種別の説明

雨；降水量のみ観測する地域雨量観測所。

三；風向風速、気温、降水量の三要素を観測する航空気象観測所。

四；風向風速、気温、降水量、湿度の四要素を観測する地域気象観測所。

官署；和歌山地方気象台で行う観測（上記四要素含む）を示す。

特地；潮岬特別地域気象観測所で行う観測（上記四要素含む）を示す。

和歌山県内の気象観測施設

(2023年 5月 19日現在)



- 気象官署 (1ヶ所)
和歌山地方気象台
大気現象・視程 (自動観測)
気温、湿度、降水量
日照、風向・風速、気圧等の観測
- 特別地域気象観測所 (1ヶ所)
大気現象・視程 (自動観測)
気温、湿度、降水量、日照
風向・風速、気圧等の観測
- 集合型GPS高層気象観測システム (1か所)
上空の気温、湿度、気圧
風向・風速の観測
- 地域気象観測所 (9か所)
気温、降水量、日照※1、湿度
風向、風速の観測
- 地域気象観測所 (1か所)
気温、降水量、風向・風速の観測
- 💧 地域雨量観測所 (6か所)
降水量の観測
- ウィンドプロファイラ (1か所)
上空の風向・風速を観測
- マイクロ波放射計 (1か所)
上空の気温や水蒸気量の高度分布を観測

※1 地域気象観測所では、令和3年3月2日から、気象衛星地等のデータを基に日照時間の面的データを推計した「推計気象分布 (日照時間)」から得る推計値を提供しています。

1. テレメーターにより情報を収集する観測所

観測所	所在地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	河川名	所 轄 振興局 建設部	備考
	市町村	大字							
橋本	橋本市	市脇 4丁目	伊都総合庁 舎	和歌山県	伊都振興局 建設部職員	0736 34-1700	紀の川	伊 都	テレメーター
境原	橋本市	小峰台 1丁目	境原小学校	和歌山県	伊都振興局 建設部職員	0736 34-1700	東谷川	伊 都	テレメーター
橋本市役所	橋本市	東家 1丁目	橋本市役所	和歌山県	伊都振興局 建設部職員	0736 34-1700	紀の川	伊 都	テレメーター
かつらぎ	かつらぎ町	丁ノ町	かつらぎ町 役場	和歌山県	伊都振興局 建設部職員	0736 34-1700	紀の川	伊 都	テレメーター
御所	かつらぎ町	御所	四邑公民館	和歌山県	伊都振興局 建設部職員	0736 34-1700	四邑川	伊 都	テレメーター
花園	かつらぎ町	花園梁瀬	かつらぎ町 役場 花園支所	和歌山県	伊都振興局 建設部職員	0736 34-1700	有田川	伊 都	テレメーター
久木	かつらぎ町	花園久木	旧久木村営 プール	和歌山県	伊都振興局 建設部職員	0736 34-1700	有田川	伊 都	テレメーター
嵯峨谷	橋本市	高野口町 嵯峨谷	高野口消防 車庫横	和歌山県	伊都振興局 建設部職員	0736 34-1700	西川	伊 都	テレメーター
高野口	橋本市	高野口町 名古曾	橋本保健所	和歌山県	伊都振興局 建設部職員	0736 34-1700	紀の川	伊 都	テレメーター
北又	九度山町	丹生川	丹生川消防 団横駐車場	和歌山県	伊都振興局 建設部職員	0736 34-1700	丹生川	伊 都	テレメーター
笠木	九度山町	笠木	笠木地区 飲料水 供給施設	和歌山県	伊都振興局 建設部職員	0736 34-1700	不動谷川	伊 都	テレメーター
九度山	九度山町	九度山	九度山町 役場	和歌山県	伊都振興局 建設部職員	0736 34-1700	紀の川	伊 都	テレメーター
高野	高野町	高野山	高野町役場	和歌山県	伊都振興局 建設部職員	0736 34-1700	有田川	伊 都	テレメーター
上筒香	高野町	上筒香	筒香多目的 集会所	和歌山県	伊都振興局 建設部職員	0736 34-1700	丹生川	伊 都	テレメーター

28-02-00 雨量観測所

観測所	所在地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	河川名	所轄 振興局 建設部	備考
	市町村	大字							
須河	橋本市	須河	須河集会場	和歌山県	伊都振興局 建設部職員	0736 34-1700	去年川	伊 都	テレメーター
花坂	高野町	花坂	花坂集会場	和歌山県	伊都振興局 建設部職員	0736 34-1700	貴志川	伊 都	テレメーター
打田	紀の川市	西大井	紀の川市役所	和歌山県	那賀振興局 建設部職員	0736 61-0044	紀の川	那 賀	テレメーター
中鞆渚	紀の川市	中鞆渚	鞆渚小・中 学校	和歌山県	那賀振興局 建設部職員	0736 61-0044	真国川	那 賀	テレメーター
中津川	紀の川市	神通	神通温泉横	和歌山県	那賀振興局 建設部職員	0736 61-0044	二瀬川	那 賀	テレメーター
粉河	紀の川市	粉河	粉河ふるさと センター	和歌山県	那賀振興局 建設部職員	0736 61-0044	紀の川	那 賀	テレメーター
江川中	紀の川市	江川中	上名手小学 校	和歌山県	那賀振興局 建設部職員	0736 61-0044	重谷川	那 賀	テレメーター
那賀	紀の川市	名手市場	紀の川市 那賀保健福 祉センター	和歌山県	那賀振興局 建設部職員	0736 61-0044	紀の川	那 賀	テレメーター
桃山	紀の川市	桃山町 元	紀の川市役 所桃山支所 庁舎	和歌山県	那賀振興局 建設部職員	0736 61-0044	紀の川	那 賀	テレメーター
貴志川	紀の川市	貴志川町 神戸	紀の川市役所 貴志川保健福 祉センター	和歌山県	那賀振興局 建設部職員	0736 61-0044	貴志川	那 賀	テレメーター
岩出	岩出市	高塚	那賀総合庁 舎	和歌山県	那賀振興局 建設部職員	0736 61-0044	紀の川	那 賀	テレメーター
押川	岩出市	押川	岩出市防災 無線局近隣	和歌山県	那賀振興局 建設部職員	0736 61-0044	根来川	那 賀	テレメーター
岩出市役所	岩出市	西野	岩出市役所	和歌山県	那賀振興局 建設部職員	0736 61-0044	紀の川	那 賀	テレメーター
安上	岩出市	安上	安上中継ポ ンプ所	和歌山県	那賀振興局 建設部職員	0736 61-0044		那 賀	テレメーター
六十谷	和歌山市	六十谷	千手川観音 橋脇	和歌山県	海草振興局 建設部職員	073 488-7876	千手川	海 草	テレメーター

28-02-00 雨量観測所

観測所	所在地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	河川名	所轄 振興局 建設部	備考
	市町村	大字							
岡崎	和歌山市	相坂	和田川広見橋	和歌山県	海草振興局 建設部職員	073 488-7876	和田川	海草	テレメーター
和歌山市 中消防署	和歌山市	八番丁	中消防署	和歌山市	海草振興局 建設部職員	073 488-7876	和歌川	海草	テレメーター
和歌浦中	和歌山市	和歌浦東 1丁目	中消防署南 分署	和歌山市	海草振興局 建設部職員	073 488-7876	津屋川	海草	テレメーター
海南	海南市	日方	海南市 消防本部	和歌山県	海南工事 事務所職員	073 483-4824	日方川	海草	テレメーター
重根	海南市	重根	海南市立 巽小学校	和歌山県	海南工事 事務所職員	073 483-4824	日方川	海草	テレメーター
東畑	海南市	東畑	海南市 埋立処分地 施設内	和歌山県	海南工事 事務所職員	073 483-4824	亀の川	海草	テレメーター
下津	海南市	下津町 下津	海南市 消防本部 下津消防署	和歌山県	海南工事 事務所職員	073 483-4824	小原川	海草	テレメーター
小松原	海南市	下津町 小松原	海南市立 加茂川小学 校	和歌山県	海南工事 事務所職員	073 483-4824	加茂川	海草	テレメーター
野上	紀美野町	動木	紀美野町役 場	和歌山県	海南工事事 務所職員	073 483-4824	貴志川	海草	テレメーター
美里	紀美野町	神野市場	紀美野町役 場 美里支所	和歌山県	海南工事事 務所職員	073 483-4824	貴志川	海草	テレメーター
松ヶ峯	紀美野町	松ヶ峯	みさと天文 台	和歌山県	海南工事事 務所職員	073 483-4824	貴志川	海草	テレメーター
加太	和歌山市	加太	和歌山県消 防学校	和歌山県	海草振興局 建設部職員	073 488-7876	堤川	海草	テレメーター
梅原	和歌山市	梅原	貴志中学校	和歌山県	海草振興局 建設部職員	073 488-7876		海草	テレメーター
塩ノ谷	和歌山市	明王寺	四季の郷公 園横駐車場	和歌山県	海草振興局 建設部職員	073 488-7876	和田川	海草	テレメーター
有田	有田市	箕島	有田市役所	和歌山県	有田振興局 建設部職員	0737 63-4111	有田川	有田	テレメーター
港	有田市	港町	港ポンプ場	和歌山県	有田振興局 建設部職員	0737 63-4111	有田川	有田	テレメーター

28-02-00 雨量観測所

観測所	所在地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	河川名	所轄 振興局 建設部	備考
	市町村	大字							
宮原	有田市	宮原町 新町	有田市宮原 公民館	和歌山県	有田振興局 建設部職員	0737 63-4111	有田川	有田	テレメーター
糸我	有田市	糸我町 西	糸我西814 -1	和歌山県	有田振興局 建設部職員	0737 63-4111	有田川	有田	テレメーター
湯浅	湯浅町	湯浅	有田総合庁 舎	和歌山県	有田振興局 建設部職員	0737 63-4111	山田川	有田	テレメーター
湯浅町役場	湯浅町	青木	湯浅町役場	和歌山県	有田振興局 建設部職員	0737 63-4111	広川	有田	テレメーター
広川ダム	広川町	下津木	有田建設部 広川出張所	和歌山県	有田建設部 広川出張所 職員	0737 67-2104	広川	有田	テレメーター
広川	広川町	広	広川町役場	和歌山県	有田振興局 建設部職員	0737 63-4111	広川	有田	テレメーター
吉備	有田川町	下津野	有田川町役 場 吉備庁舎	和歌山県	有田振興局 建設部職員	0737 63-4111	有田川	有田	テレメーター
井口	有田川町	井口	田殿小学校	和歌山県	有田振興局 建設部職員	0737 63-4111	有田川	有田	テレメーター
金屋	有田川町	金屋	有田川町役場 金屋文化保健 センター	和歌山県	有田振興局 建設部職員	0737 63-4111	有田川	有田	テレメーター
宇井苔	有田川町	宇井苔	宇井苔へき 地集会所	和歌山県	有田振興局 建設部職員	0737 63-4111	修理川	有田	テレメーター
沼田	有田川町	沼田	沼田地区集 会所	和歌山県	有田振興局 建設部職員	0737 63-4111	有田川	有田	テレメーター
瀬井	有田川町	瀬井	旧北小学校	和歌山県	有田振興局 建設部職員	0737 63-4111	有田川	有田	テレメーター
生石	有田川町	生石	生石高原の 家	和歌山県	有田振興局 建設部職員	0737 63-4111	有田川	有田	テレメーター
二川ダム	有田川町	二川	二川ダム 管理事務所	和歌山県	二川ダム 管理事務所 職員	0737 23-0251	有田川	有田	テレメーター
清水	有田川町	清水	有田川町役 場 清水行政局	和歌山県	有田振興局 建設部職員	0737 63-4111	有田川	有田	テレメーター
板尾	有田川町	板尾	安諦小学校	和歌山県	二川ダム 管理事務所 職員	0737 23-0251	有田川	有田	テレメーター

28-02-00 雨量観測所

観測所	所在地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	河川名	所轄 振興局 建設部	備考
	市町村	大字							
上湯川	有田川町	上湯川	旧上湯川分校	和歌山県	二川ダム 管理事務所 職員	0737 23-0251	湯川川	有田	テレメーター
沼	有田川町	沼	旧楠本小学校 沼分校	和歌山県	有田振興局 建設部職員	0737 63-4111	有田川	有田	テレメーター
川合	有田川町	川合	有田川町役場 清水行政局五 郷出張所	和歌山県	有田振興局 建設部職員	0737 63-4111	有田川	有田	テレメーター
沼谷	有田川町	沼谷	安締小学校 沼谷分校跡	和歌山県	有田振興局 建設部職員	0737 63-4111	有田川	有田	テレメーター
上津木	広川町	上津木	上津木グラ ウンド	和歌山県	有田振興局 建設部職員	0737 63-4111	広川	有田	テレメーター
糸川	有田川町	糸川	糸川集会所	和歌山県	有田振興局 建設部職員	0737 63-4111	糸川	有田	テレメーター
上六川	有田川町	上六川	上六川小学 校	和歌山県	有田振興局 建設部職員	0737 63-4111	玉川	有田	テレメーター
下湯川	有田川町	下湯川	下湯川ふる さと村	和歌山県	有田振興局 建設部職員	0737 63-4111	湯川川	有田	テレメーター
御坊	御坊市	湯川町 財部	日高総合庁 舎	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	日高川	日高	テレメーター
野島	御坊市	塩屋町 南塩屋	和歌山県暖 地園芸セン ター	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	王子川	日高	テレメーター
美浜	美浜町	和田	美浜町役場	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	西川	日高	テレメーター
三尾	美浜町	三尾	美浜町第2 若者広場	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	沿岸	日高	テレメーター
日高	日高町	高家	日高町役場	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	西川	日高	テレメーター
志賀	日高町	志賀	久志集会所	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	志賀川	日高	テレメーター
由良	由良町	里	由良町役場	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	由良川	日高	テレメーター
畑	由良町	畑	ゆらこども園	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	由良川	日高	テレメーター

28-02-00 雨量観測所

観測所	所在地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	河川名	所 轄 振興局 建設部	備考
	市町村	大字							
衣奈	由良町	衣奈	衣奈小学校	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	前田川	日 高	テレメーター
川辺	日高川町	土生	日高川町役 場	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	日高川	日 高	テレメーター
坂野川	日高川町	坂野川	坂野川574	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	日高川	日 高	テレメーター
山野	日高川町	山野	山野2664 - 1	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	江川	日 高	テレメーター
中津	日高川町	高津尾	日高川町役 場中津支所	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	日高川	日 高	テレメーター
三十木	日高川町	三十木	旧子十浦小 学校	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	日高川	日 高	テレメーター
美山	日高川町	川原河	日高川町役 場美山支所	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	日高川	日 高	テレメーター
寒川	日高川町	寒川	旧寒川中学 校	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	朔日川	日 高	テレメーター
小川	日高川町	寒川	椿山ダム 小川雨量局	和歌山県	椿山ダム 管理事務所 職員	0738 57-0400	日高川	日 高	テレメーター
椿山ダム	日高川町	初湯川	椿山ダム	和歌山県	椿山ダム 管理事務所 職員	0738 57-0400	日高川	日 高	テレメーター
古井	印南町	古井	古井水位局 横	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	切目川	日 高	テレメーター
川又	印南町	川又	川又集会セ ンター	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	切目川	日 高	テレメーター
西ノ地	印南町	西ノ地	切目社会教 育センター	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	切目川	日 高	テレメーター
印南	印南町	印南	印南町公民 館	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	印南川	日 高	テレメーター
印南原	印南町	印南原	稲原 防災セン ター	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	印南川	日 高	テレメーター
南部	みなべ町	芝	みなべ町役 場	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	南部川	日 高	テレメーター

28-02-00 雨量観測所

観測所	所在地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	河川名	所轄 振興局 建設部	備考
	市町村	大字							
南部川	みなべ町	谷口	みなべ町生涯学習センター	和歌山県	日高振興局建設部職員	0738 22-3111	南部川	日高	テレメーター
清川	みなべ町	清川	清川223	和歌山県	日高振興局建設部職員	0738 22-3111	南部川	日高	テレメーター
高野	みなべ町	高野	高野地区消防防災倉庫脇	和歌山県	日高振興局建設部職員	0738 22-3111	市井の川	日高	テレメーター
上初湯川	日高川町	上初湯川	上初湯川集会場	和歌山県	日高振興局建設部職員	0738 22-3111	初湯川	日高	テレメーター
平川	日高川町	平川	平川(県道御坊美山線道路余幅部花壇付近)	和歌山県	日高振興局建設部職員	0738 22-3111	日高川	日高	テレメーター
田杭	日高町	阿尾	田杭集会場	和歌山県	日高振興局建設部職員	0738 22-3111	沿岸	日高	テレメーター
名ノ内広場	みなべ町	清川	名ノ内広場	和歌山県	日高振興局建設部職員	0738 22-3111	南部川	日高	テレメーター
西岩代	みなべ町	西岩代	みなべ町消防団消防防火施設	和歌山県	日高振興局建設部職員	0738 22-3111	西岩代川	日高	テレメーター
八斗蒔	日高川町	上初湯川	八斗蒔峠	和歌山県	日高振興局建設部職員	0738 22-3111	上初湯川	日高	テレメーター
安井	田辺市	龍神村安井	椿山ダム安井雨量局	和歌山県	椿山ダム管理事務所職員	0738 57-0400	日高川	日高	テレメーター
三ツ又	田辺市	龍神村三ツ又	椿山ダム三ツ又雨量局	和歌山県	椿山ダム管理事務所職員	0738 57-0400	日高川	日高	テレメーター
龍神	田辺市	龍神村西	田辺市役所龍神行政局	和歌山県	西牟婁振興局建設部龍神駐在職員	0739 22-1200	日高川	西牟婁	テレメーター
田辺	田辺市	朝日ヶ丘	西牟婁総合庁舎	和歌山県	西牟婁振興局建設部職員	0739 22-1200	左会津川	西牟婁	テレメーター
栗栖川	田辺市	中辺路町栗栖川	田辺市役所中辺路行政局	和歌山県	西牟婁振興局建設部職員	0739 22-1200	富田川	西牟婁	テレメーター
福定	田辺市	中辺路町福定	中辺路町福定4	和歌山県	西牟婁振興局建設部職員	0739 22-1200	富田川	西牟婁	テレメーター
北郡	田辺市	中辺路町北郡	北郡小学校跡	和歌山県	西牟婁振興局建設部職員	0739 22-1200	富田川	西牟婁	テレメーター

28-02-00 雨量観測所

観測所	所在地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	河川名	所轄 振興局 建設部	備考
	市町村	大字							
水上	田辺市	中辺路町 水上	県道龍神中辺 路線水上公衆 トイレ付近	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	鍛冶屋川	西牟婁	テレメーター
近露	田辺市	中辺路町 近露	近野小学校	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	日置川	西牟婁	テレメーター
下川上	田辺市	下川上	旧林業富里 現場監督事 務所	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	安川	西牟婁	テレメーター
大塔	田辺市	鮎川	田辺市役所 大塔行政局	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	富田川	西牟婁	テレメーター
本宮	田辺市	本宮町 本宮	西牟婁振興 局建設部 本宮駐在所	和歌山県	西牟婁振興 局建設部本 宮駐在職員	0739 22-1200	熊野川	西牟婁	テレメーター
静川	田辺市	本宮町 静川	静川小学校 跡地	和歌山県	西牟婁振興 局建設部本 宮駐在職員	0739 22-1200	大塔川 熊野川	西牟婁	テレメーター
三越	田辺市	本宮町 伏拝	伏拝口バス 停横	和歌山県	西牟婁振興 局建設部本 宮駐在職員	0739 22-1200	三越川 熊野川	西牟婁	テレメーター
津志野	田辺市	中芳養	JA紀南中芳 養支所 うめ加工場	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	芳養川	西牟婁	テレメーター
岩内	田辺市	上秋津	岩内水位観 測所	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	右会津川	西牟婁	テレメーター
長野	田辺市	長野	長野小学校	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	左会津川	西牟婁	テレメーター
平見	田辺市	上芳養	第2のぞみ 園	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	芳養川	西牟婁	テレメーター
串崎	田辺市	秋津川	JA秋津川支 所	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	右会津川	西牟婁	テレメーター
安居	白浜町	安居	三舞中学校	白浜町	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	日置川	西牟婁	テレメーター
市鹿野	白浜町	市鹿野	旧川添中学 校	白浜町	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	日置川	西牟婁	テレメーター
白浜	白浜町		白浜町役場	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	沿岸	西牟婁	テレメーター
椿	白浜町	椿	椿小学校	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	朝来帰川	西牟婁	テレメーター

28-02-00 雨量観測所

観測所	所在地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	河川名	所轄 振興局 建設部	備考
	市町村	大字							
栄	白浜町	栄	白浜町 農業会館	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	富田川	西牟婁	テレメーター
日置	白浜町	日置	白浜町役場 日置川事務 所	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	日置川	西牟婁	テレメーター
朝来	上富田町	朝来	上富田町役 場	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	富田川	西牟婁	テレメーター
岡	上富田町	岡	小郷会館	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	岡川	西牟婁	テレメーター
大宮	上富田町	生馬	鳥淵町内会 館	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	生馬川	西牟婁	テレメーター
龍神寺野	田辺市	龍神村 龍神	雨泊り 1219-20	和歌山県	西牟婁振興 局建設部龍 神駐在職員	0739 22-1200	日高川	西牟婁	テレメーター
殿原	田辺市	龍神村 殿原	旧殿原小学 校	和歌山県	西牟婁振興 局建設部龍 神駐在職員	0739 22-1200	丹生川	西牟婁	テレメーター
下山路	田辺市	龍神村 甲斐ノ川	甲斐ノ川公 民館横	和歌山県	西牟婁振興 局建設部龍 神駐在職員	0739 22-1200	日高川	西牟婁	テレメーター
野中	田辺市	中辺路町 野中	野中3	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	野中川	西牟婁	テレメーター
大内川	田辺市	中辺路町 大内川	中辺路郷土 文化交流館	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	大内川	西牟婁	テレメーター
兵生	田辺市	龍神村 丹生ノ川	丹生ノ川振 興館	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	丹生川	西牟婁	テレメーター
東伏菟野	田辺市	東伏菟野	伏菟野平 4-2	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	前の川	西牟婁	テレメーター
大杉	田辺市	下川上	安川 591-1	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	安川	西牟婁	テレメーター
鮎川	田辺市	下川下	竹西会館敷 地内	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	竹ノ又川	西牟婁	テレメーター
向山	田辺市	向山	向山集会所	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	日置川	西牟婁	テレメーター
熊野	田辺市	熊野	百間山溪谷 キャンプ場 駐車場	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	熊野川	西牟婁	テレメーター

28-02-00 雨量観測所

観測所	所在地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	河川名	所轄 振興局 建設部	備考
	市町村	大字							
野竹法師	田辺市	本宮町 野竹	コニヤ7859	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	大塔川	西牟婁	テレメーター
小川	白浜町	小川	苔口443	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	城川	西牟婁	テレメーター
城	白浜町	城	城93	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	城川	西牟婁	テレメーター
すさみ	すさみ町	周参見	すさみ町役 場	和歌山県	東牟婁振興局 串本建設部職員	0735 62-0755	周参見川	串本	テレメーター
佐本中	すさみ町	佐本中	すさみ町役 場佐本出張 所	和歌山県	東牟婁振興局 串本建設部職員	0735 62-0755	佐本川	串本	テレメーター
小河内	すさみ町	小河内	小河内 1636-2	和歌山県	東牟婁振興局 串本建設部職員	0735 62-0755	周参見川	串本	テレメーター
太間川	すさみ町	太間川	すさみ町太 間川集会所	和歌山県	東牟婁振興局 串本建設部職員	0735 62-0755	太間川	串本	テレメーター
串本	串本町	サンゴ台	東牟婁振興 局串本建設 部	和歌山県	東牟婁振興局 串本建設部職員	0735 62-0755	沿岸	串本	テレメーター
江住	すさみ町	江住	江住小学校	和歌山県	東牟婁振興局 串本建設部職員	0735 62-0755	江住川	串本	テレメーター
和深	串本町	和深	和深青年会 館	和歌山県	東牟婁振興局 串本建設部職員	0735 62-0755	和深川	串本	テレメーター
重畳山	串本町	伊串	串本町民 の森	和歌山県	東牟婁振興局 串本建設部職員	0735 62-0755	神野川 伊串川 鬮野川	串本	テレメーター
古座	串本町	西向	串本町役場 古座分庁舎	和歌山県	東牟婁振興局 串本建設部職員	0735 62-0755	古座川	串本	テレメーター
蔵土	古座川町	蔵土	蔵土多目的 広場	和歌山県	東牟婁振興局 串本建設部職員	0735 62-0755	古座川	串本	テレメーター
平井	古座川町	平井	七川ダム 平井雨量局	和歌山県	七川ダム 管理事務所 職員	0735 76-0009	平井川	串本	テレメーター
松根	古座川町	松根	七川ダム 松根雨量局	和歌山県	七川ダム 管理事務所 職員	0735 76-0009	古座川	串本	テレメーター
七川ダム	古座川町	佐田	七川ダム 管理事務所	和歌山県	七川ダム 管理事務所 職員	0735 76-0009	古座川	串本	テレメーター

28-02-00 雨量観測所

観測所	所在地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	河川名	所轄 振興局 建設部	備考
	市町村	大字							
滝の拝	古座川町	小川	七川ダム滝 の拝雨量局	和歌山県	七川ダム 管理事務所 職員	0735 76-0009	小川	串本	テレメーター
古座川	古座川町	高池	古座川町役 場	和歌山県	東牟婁振興局 串本建設部職員	0735 62-0755	古座川	串本	テレメーター
新宮	新宮市	緑ヶ丘 2丁目	東牟婁総合 庁舎	和歌山県	東牟婁振興 局新宮建設 部職員	0735 22-8551	市田川 浮島川	新宮	テレメーター
高田	新宮市	高田	高田 グリーンラン ド	和歌山県	東牟婁振興 局新宮建設 部職員	0735 22-8551	高田川	新宮	テレメーター
三輪崎	新宮市	三輪崎	新宮市 三輪崎支所	和歌山県	東牟婁振興 局新宮建設 部職員	0735 22-8551	佐野川 木ノ川 荒木川	新宮	テレメーター
篠尾	新宮市	熊野川町 篠尾	篠尾地区集 会所脇	和歌山県	東牟婁振興 局新宮建設 部職員	0735 22-8551	篠尾川 熊野川	新宮	テレメーター
玉置口	新宮市	熊野川町 玉置口	熊野川屋外 教育研修館	和歌山県	東牟婁振興 局新宮建設 部職員	0735 22-8551	玉置川 北山川	新宮	テレメーター
日足	新宮市	熊野川町 日足	新宮市役所 熊野川行政 局	和歌山県	東牟婁振興 局新宮建設 部職員	0735 22-8551	熊野川	新宮	テレメーター
相須	新宮市	熊野川町 相須	相須603	和歌山県	東牟婁振興 局新宮建設 部職員	0735 22-8551	熊野川	新宮	テレメーター
滝本	新宮市	熊野川町 滝本	滝本小学校 跡地	和歌山県	東牟婁振興 局新宮建設 部職員	0735 22-8551	赤木川	新宮	テレメーター
勝浦	那智勝浦町	築地	那智勝浦町 役場	和歌山県	東牟婁振興 局新宮建設 部職員	0735 22-8551		新宮	テレメーター
浦神東	那智勝浦町	浦神	浦神字鬼宿 1776	和歌山県	東牟婁振興 局新宮建設 部職員	0735 22-8551	沿岸	新宮	テレメーター
浦神西	那智勝浦町	浦神	浦神字奥の 谷441-1	和歌山県	東牟婁振興 局新宮建設 部職員	0735 22-8551	沿岸	新宮	テレメーター
高津気	那智勝浦町	高津気	高津気区民 会館	和歌山県	東牟婁振興 局新宮建設 部職員	0735 22-8551	長野川	新宮	テレメーター
中里	那智勝浦町	南大居	那智勝浦町 役場 太田出張所	和歌山県	東牟婁振興 局新宮建設 部職員	0735 22-8551	中里川 太田川	新宮	テレメーター
下里	那智勝浦町	八尺鏡野	下里郵便局 付近	和歌山県	東牟婁振興 局新宮建設 部職員	0735 22-8551	太田川	新宮	テレメーター
市野々	那智勝浦町	市野々	市野々 小学校	和歌山県	東牟婁振興 局新宮建設 部職員	0735 22-8551	那智川	新宮	テレメーター

28-02-00 雨量観測所

観測所	所在地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	河川名	所 轄 振興局 建設部	備考
	市町村	大字							
西中野川	那智勝浦町	西中野川	西中野川40 7-3	和歌山県	東牟婁振興 局新宮建設 部職員	0735 22-8551	太田川	新 宮	テレメーター
太地	太地町	太地	太地町役場	和歌山県	東牟婁振興 局新宮建設 部職員	0735 22-8551	与根子川	新 宮	テレメーター
北山	北山村	大沼	北山村役場	和歌山県	東牟婁振興 局新宮建設 部職員	0735 22-8551	北山川	新 宮	テレメーター
小原谷	新宮市	熊野川町 畝畑	県道古座川 熊野川線道 路敷	和歌山県	東牟婁振興 局新宮建設 部職員	0735 22-8551	和田川	新 宮	テレメーター
直柱	那智勝浦町	直柱	県道那智勝 浦古座川線 道路敷	和歌山県	東牟婁振興 局新宮建設 部職員	0735 22-8551	太田川	新 宮	テレメーター
七色	北山村	七色	村営簡易水 道浄水場内	和歌山県	東牟婁振興 局新宮建設 部職員	0735 22-8551	北山川	新 宮	テレメーター
計 180箇所									

28-03-00

検潮所

和歌山地方気象台

潮位観測の 地点名称	津波観測の 地点名称	所在地		種類		所管
		市町村	字			
和歌山	和歌山	和歌山市	湊青岸	検潮儀 (電波式)	巨大津波 計	和歌山地方気象台
御坊	御坊市被井戸	御坊市	野島	津波観測計 (精密型電波 式)	-	和歌山地方気象台
白浜	白浜町堅田	白浜町	堅田	検潮儀 (電波式)	巨大津波 計	和歌山地方気象台
串本	串本町袋港	串本町	串本	検潮儀 (精密型電波 式)	巨大津波 計	和歌山地方気象台
浦神	那智勝浦町浦神	那智勝浦町	浦神	検潮儀 (電波式)	巨大津波 計	和歌山地方気象台

令和5年4月1日現在

震度発表名称	所在地	所管官署	備考
和歌山市男野芝丁	和歌山市男野芝丁 4	和歌山地方気象台	多機能型地震計
串本町潮岬	東牟婁郡串本町潮岬 3380-1	和歌山地方気象台	多機能型地震計
高野町高野山中学校	伊都郡高野町高野山 26-2	和歌山地方気象台	多機能型地震計
みなべ町土井	日高郡みなべ町土井 431	和歌山地方気象台	多機能型地震計
新宮市新宮	新宮市新宮 451	和歌山地方気象台	震度計
有田市箕島	有田市箕島 50	和歌山地方気象台	震度計
御坊市菌	御坊市菌 226	和歌山地方気象台	震度計
白浜町消防本部	西牟婁郡白浜町 2927-259	和歌山地方気象台	震度計
紀の川市粉河	紀の川市粉河 1479	和歌山地方気象台	震度計
古座川町高池	東牟婁郡古座川町高池 770	和歌山地方気象台	震度計
田辺市中辺路町近露	田辺市中辺路町近露 177-3	和歌山地方気象台	多機能型地震計

令和4年4月1日現在

NO	観測所	震度発表名称	震度計設置場所所在地	震度計の所管	備考
1	和歌山	和歌山市一番丁	和歌山市一番丁3	防災科研	県分岐接続
2	有田	有田市初島町	有田市初島町浜1367-3	防災科研	
3	御坊	御坊市役所	御坊市園350	防災科研	県分岐接続、*1
4	田辺		田辺市中屋敷町24-45	防災科研	
5	新宮	新宮市磐盾	新宮市磐盾1473	防災科研	
6	那賀	紀の川市那賀総合センター	紀の川市名手市場1456	防災科研	
7	清水	有田川町清水	有田郡有田川町清水389-1	防災科研	県分岐接続
8	龍神		田辺市龍神村西376	防災科研	
9	本宮		田辺市本宮町本宮254-4	防災科研	
10	太地	太地町太地暖海公園	東牟婁郡太地町太地3769-2	防災科研	
11	すさみ	すさみ町周参見	西牟婁郡すさみ町周参見4038-10	防災科研	県分岐接続
12	串本	串本町串本	東牟婁郡串本町串本2427	防災科研	県分岐接続
13	高野	和歌山高野町役場	伊都郡高野町高野山33	防災科研	県分岐接続
14	大塔		田辺市木守325	防災科研	

*1: 気象庁(和歌山地方気象台)所管の「御坊観測所」が長期障害時には、
防災科研所管の「御坊観測所」の震度情報が発表される場合があります。

NO	観測所	震度発表名称	震度計設置場所所在地	震度計の所管
1	和歌山	和歌山市一番丁	和歌山市一番丁3 和歌山城内	防災科研
2	海南	海南市南赤坂	海南市南赤坂11 海南市役所敷地内	県
3	下津	海南市下津	海南市下津518-6 海南市消防本部下津消防署敷地内	県
4	橋本	橋本市東家	橋本市東家1-1-1 橋本市役所敷地内	県
5	高野口	橋本市高野口町名倉	橋本市高野口町名倉813-2 橋本市高野口公民館敷地内	県
6	岩出	岩出市西野	岩出市西野209 岩出市役場敷地内	県
7	打田	紀の川市西大井	紀の川市西大井338 紀の川市役所敷地内	県
8	桃山	紀の川市桃山町元	紀の川市桃山町元376 紀の川市役所桃山支所敷地内	県
9	貴志川	紀の川市貴志川町神戸	紀の川市貴志川町神戸327-1 紀の川市役所貴志川支所敷地内	県
10	有田	有田市箕島	有田市箕島50 有田市役所敷地内	気象庁
11	御坊	御坊市湯川	御坊市湯川町富安2330-6 県営下富安団地敷地内	防災科研
12	中屋敷	田辺市中屋敷町	田辺市中屋敷町24-49 田辺社会福祉センター敷地内	県
13	中辺路	田辺市中辺路町栗栖川	田辺市中辺路町栗栖川396-1 田辺市役所中辺路行政局敷地内	県
14	大塔	田辺市鮎川	田辺市鮎川2567 田辺市役所大塔行政局敷地内	県
15	本宮	田辺市本宮町本宮	田辺市本宮町本宮219 田辺市役所本宮行政局敷地内	県
16	龍神	田辺市龍神村西	田辺市龍神村西376 田辺市役所龍神行政局敷地内	県
17	新宮	新宮市新宮	新宮市新宮451 新宮市保健センター敷地内	気象庁
18	熊野川	新宮市熊野川町日足	新宮市熊野川町日足350 新宮市役所熊野川行政局敷地内	県
19	野上	紀美野町下佐々	海草郡紀美野町下佐々803-1 紀美野町消防本部敷地内	県
20	美里	紀美野町神野市場	海草郡紀美野町神野市場226-1 紀美野町役場神野支所敷地内	県
21	かつらぎ	かつらぎ町丁ノ町	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2338-2 地域福祉センター敷地内	県
22	花園	かつらぎ町花園梁瀬	伊都郡かつらぎ町梁瀬645 かつらぎ町役場花園支所敷地内	県
23	九度山	九度山町九度山	伊都郡九度山町九度山1190 九度山町役場敷地内	県
24	高野	和歌山高野町役場	伊都郡高野町高野山33 高野町役場駐車場	防災科研
25	湯浅	湯浅町青木	有田郡湯浅町青木668-1 湯浅町役場敷地内	県
26	広川	和歌山広川町広	有田郡広川町広1500 広川町役場敷地内	県
27	吉備	有田川町下津野	有田郡有田川町下津野2018-4 有田川町役場吉備庁舎内	県
28	金屋	有田川町中井原	有田郡有田川町大字中井原136-2 有田川町役場金屋庁舎敷地内	県
29	清水	有田川町清水	有田郡有田川町清水389-1 有田川町役場清水行政局駐車場	防災科研
30	美浜	和歌山美浜町和田	日高郡美浜町和田1138-278 美浜町役場敷地内	県
31	日高	和歌山日高町高家	日高郡日高町高家626 日高町役場敷地内	県
32	由良	由良町里	日高郡由良町里1220-1 由良町役場敷地内	県
33	印南	和歌山印南町印南	日高郡印南町印南2570 印南町役場敷地内	県
34	南部	みなべ町芝	日高郡みなべ町芝742 みなべ町役場敷第1庁舎内	県
35	川辺	日高川町土生	日高郡日高川町土生160 日高川町役場本庁敷地内	県
36	中津	日高川町高津尾	日高郡日高川町高津尾29 日高川町役場中津支所敷地内	県
37	美山	日高川町川原河	日高郡日高川町大字川原河264 日高川町保健福祉センター	県
38	白浜	白浜町消防本部	西牟婁郡白浜町2927-259 白浜町消防本部敷地内	気象庁
39	日置川	和歌山白浜町日置	西牟婁郡白浜町日置980-1 白浜町役場日置川事務所敷地内	県
40	上富田	上富田町朝来	西牟婁郡上富田町朝来763 上富田町役場敷地内	県
41	すさみ	すさみ町周参見	西牟婁郡すさみ町周参見4038-10 すさみ町役場駐車場	防災科研
42	那智勝浦	那智勝浦町天満	東牟婁郡那智勝浦町大字天満1244-1 那智勝浦町消防・防災センター敷地内	県
43	太地	太地町役場	東牟婁郡太地町太地3767-1 太地町役場敷地内	県
44	北山	北山村大沼	東牟婁郡北山村大沼42 北山村役場敷地内	県
45	串本	串本町串本	東牟婁郡串本町串本2427 串本町立体育館敷地内	防災科研
46	古座	串本町古座	東牟婁郡串本町古座1035 串本町消防本部古座消防署敷地内	県

(参考)和歌山県震度情報ネットワーク接続観測所(46箇所)の震度計所管内訳

・和歌山県所管震度計:37箇所

・気象庁所管震度計:3箇所

・独立行政法人防災科学技術研究所(防災科研)所管震度計:6箇所